

青森市地域防災計画

【総則・災害予防計画編】

青 森 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	4
第4節 各機関の実施責任	6
第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	8
第6節 青森市の防災組織	15
第7節 青森市の自然的・社会的条件	17
第8節 災害の記録	36
第9節 青森市の地震環境	61
第10節 風水害等災害の想定	69
第11節 地震・津波災害の想定	70
第12節 青森市に関係する活火山	80
第13節 火山災害の想定	87
 第2章 災害予防計画	105
第1部 防災意識の高揚	106
第1節 防災教育及び防災思想の普及	107
第2節 防災訓練	116
第2部 救援・救護体制の整備	120
第1節 調査研究	121
第2節 防災業務施設・設備等の整備	123
第3節 青森県防災情報ネットワーク	128
第4節 避難対策	130
第5節 文教対策	144
第6節 警備対策	147
第7節 登山者・観光客等の安全確保対策	149
第3部 地域防災活動の促進	150
第1節 自主防災組織の確立	151
第2節 民間防火組織等の結成・育成	154
第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携	155
第1節 応援体制の整備	156
第2節 要配慮者等安全確保対策	157
第3節 防災ボランティア活動対策	162

第 5 部	自然の保全と災害に強い都市整備	164
第 1 節	防災事業	165
第 2 節	都市防災対策事業	170
第 3 節	建築物等対策	173
第 4 節	電気・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	175
第 5 節	交通施設対策	183
第 6 節	積雪期の地震災害対策	186
第 7 節	津波災害予防対策	188
第 8 節	水害予防対策	193
第 9 節	風害予防対策	197
第 10 節	土砂災害予防対策	198
第 11 節	火災予防対策	203
第 12 節	危険物施設等対策	206
第 13 節	孤立対策	211

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、青森市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための市民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、青森市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めるものである。
3. 災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 火山災害対策編に定めるべき事項については、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものとする。
5. 市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

第1. 総則・災害予防計画編**第1章 総 則**

計画の目的を明らかにし、市及び関係機関の責務と処理すべき業務の大綱を定める。

第2章 災害予防計画

災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等の施策、措置等について定める。

第2. 風水害等対策編**第1章 災害応急対策計画**

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

第2章 雪害・事故災害対策計画

雪害・事故災害に係る市及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定める。

第3章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定める。

第3. 地震・津波対策編**第1章 災害応急対策計画**

地震・津波災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害を防御するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

第2章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定める。

第4. 火山災害対策編

第1章 災害応急対策計画

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

第2章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定める。

第3章 継続災害への対応方針

火山噴火が長期化した場合に講じるべき措置について定める。

第5. 資料・様式編

防災対策上、必要となる資料及び各種の報告等様式を取りまとめ整理する。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに市民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針・決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第1. 青 森 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2. 青 森 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

また、県出先機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

第3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

第4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第5. 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

(資料)

○ 指定行政機関等を指定する告示 (資料・様式編／資料1)

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
--

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
青 森 市	青 森 市	1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8. 要配慮（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）者の安全確保に関すること 9. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11. 水防活動、消防活動に関すること 12. 災害に関する広報に関すること 13. 避難指示等に関すること 14. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること 15. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 16. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17. 罹災証明の発行に関すること 18. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 19. その他災害対策に必要な措置に関すること
	青 森 市 教 育 委 員 会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消 防 機 関	青森地域広域事務組合 消防本部 中央消防署 東消防署 浪岡消防署 青森市青森消防団 青森市浪岡消防団	1. 災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 市民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること

第1章 総 則

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
青 森 県	保 健 所	1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること
	農 林 水 産 事 務 所	1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3. 水産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること 4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	県 土 整 備 事 務 所	1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	青 森 空 港 管 理 事 務 所	1. 空港施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
	東 青 教 育 事 務 所	1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
	青 森 警 察 署 青 森 南 警 察 署	1. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難等に関すること 9. 大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達に関すること 10. その他災害対策に必要な措置に関すること

第1章 総 則

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	東 北 総 合 通 信 局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関する事 2. 非常通信訓練に関する事 3. 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関する事 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事
	東 北 財 務 局 青 森 財 務 事 務 所	1. 金融機関等の緊急措置に関する事 2. 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のための災害つなぎ資金（財政融資資金）の融通に関する事 3. 災害時における労務供給に関する事
	青 森 労 働 局 (青森労働基準監督署) (ハローワーク青森)	1. 被災者に対する職業のあっせんに関する事 2. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事 3. 被災労働者に対する災害補償に関する事 4. 災害時における労務供給に関する事
	農 林 水 産 省 局 点 東 北 農 政 拠 点 青 森 県	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関する事 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関する事 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関する事 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関する事
	東 北 森 林 管 理 局 青 森 森 林 管 理 署	1. 森林、治山による災害防止に関する事 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事 3. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事 4. 林野火災防止対策等にかんすること 5. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

第1章 総 則

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	東 北 運 輸 局 青 森 運 輸 支 局	1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
	東 北 地 方 整 備 局 青森河川国道事務所 青森国道維持出張所 弘前国道維持出張所	1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東 北 地 方 整 備 局 青 森 港 湾 事 務 所	1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関すること 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること 4. 海上災害の予防対策等に関すること
	東 京 航 空 局 三沢空港事務所 青森空港出張所	1. 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 3. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 4. 遭難航空機の捜索に関すること 5. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 6. 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること 7. 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること 8. 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること
	第二管区海上保安本部 青 森 海 上 保 安 部	1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること 2. 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、油排出等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保に関すること 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関すること
	青 森 地 方 気 象 台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

第1章 総 則

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 9 師 団 (第 5 普 通 科 連 隊)		1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関する こと 2. 災害時における応急復旧の支援に関すること
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客（北海道旅客、 日本貨物）鉄道株式会社、 青い森鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関する こと 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する こと 3. その他災害対策に関すること
	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) (株)ドコモCS東北 青森支店 KDDI(株)青森支店 ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1. 特別警報・警報の青森市への伝達に関する こと 2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先 利用に関する こと 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する こと 4. 電気通信設備の早期復旧に関する こと 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に 関する こと
	日本銀行青森支店	1. 災害時における通貨及び金融政策に関する こと
	日本郵便株式会社 青森中央郵便局 青森西郵便局	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関する こと
	日本赤十字社青森県支部	1. 災害時における医療対策に関する こと 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する こと 3. 義援金品の募集及び配分に関する こと
	東北電力ネットワーク(株)	1. 電力施設の整備及び管理に関する こと 2. 災害時における電力供給に関する こと
	日本放送協会青森放送局 青森放送(株) (株)青森テレビ 青森朝日放送(株) (株)エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関する こと 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災 知識の普及に関する こと

第1章 総 則

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関及び指定地方公共機関	青 森 ガ ス (株) (一社) 青森県エルピーガス協会東青支部 (一社) 青森県エルピーガス協会津軽支部	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	(一社) 青 森 市 医 師 会 (一社) 南 黒 医 師 会	1. 災害時における医療救護に関すること
	日本通運(株)青森支店 十和田観光電鉄(株)青森総合営業所 弘南バス(株)青森営業所 下北交通(株)青森出張所 (公社)青森県トラック協会青森支部 福山通運(株)青森支店 佐川急便(株)青森営業所 ヤマト運輸(株)青森主管支店 西濃運輸(株)青森支店	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関する こと
	東日本高速道路株式会社 (東北支社、青森・八戸・ 十和田管理事務所)	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	商工会、商工会議所等、商工業関係団体	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	農林水産業関係協同組合 森 林 組 合 土 地 改 良 区	1. 農林水産業に係る被害調査に関すること 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること

第1章 総 則

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	運 輸 業 関 係 団 体 JR バス東北(株)青森支店	1. 災害時における輸送等の協力に関すること
	建 設 業 関 係 団 体	1. 災害時における応急復旧への協力に関すること
	その他 NPO・ボランティア 等の各種団体	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2. 災害応急対策に対する協力に関すること
	道 の 駅 運 営 管 理 者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員に対する防災教育・訓練に関すること
	放 送 機 関 コミュニティエフエム 青森ケーブルテレビ(株)	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報、災害 情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関す ること
	病 院 等 経 営 者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における病人等の受入れに関すること 4. 災害時における負傷者の医療、助産及び保健措置に関す ること
	社 会 福 祉 施 設 経 営 者	1. 避難施設、消火設備等の点検、整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における入所者の保護に関すること
	金 融 機 関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学 校 法 人	1. 防災教育に関すること 2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること
	危険物関係施設の管理者 (青森地区石油コンビナ ート等特別防災区域協議 会等)	1. 災害時における危険物の保安に関すること
	多数の者が出入りする事 業所等(病院、百貨店、工 場等)	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 来場者等に対する避難誘導に関すること

(資料)

○ 防災関係機関一覧 (資料・様式編／資料2)

第6節 青森市の防災組織

第1. 青森市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、青森市長（以下「市長」という。）の附属機関として防災会議を設置するものとする。

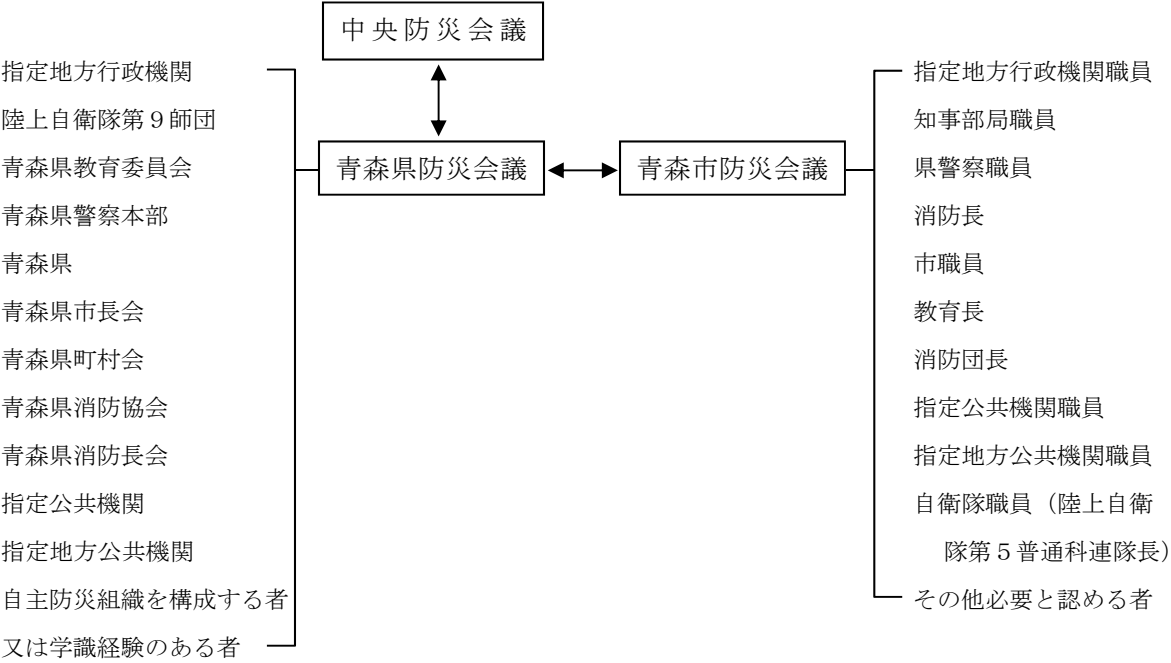
なお、防災会議の組織及び所掌事務は、条例で定めるものとする。

1. 組 織

青森市防災会議条例（平成17年青森市条例第21号）に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者（委員／防災会議条例第3条第5項）をもって組織する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県知事（以下「知事」という。）の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察（以下「県警察」という。）の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 青森地域広域事務組合消防長（以下「消防長」という。）
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 青森市教育長（以下「教育長」という。）
- (7) 青森市青森消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が特に必要と認める者

【青森市防災会議関係図】



2. 事務局

青森市防災会議の事務局を青森市総務部危機管理課に置く。

3. 所掌事務

青森市防災会議条例に基づき、青森市防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青森市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこと。

(資料)

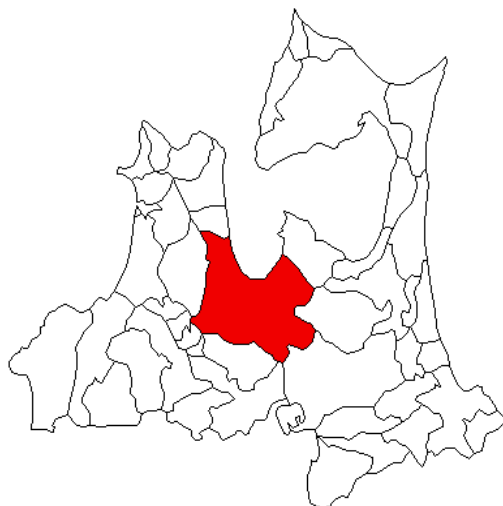
- | | |
|---------------|--------------|
| ○ 青森市防災会議条例 | (資料・様式編／資料3) |
| ○ 青森市防災会議委員名簿 | (資料・様式編／資料4) |

第7節 青森市の自然的・社会的条件

第1. 位 置

青森市は本州北端の青森県の中央部、津軽地方と南部地方との中間に位置し、地勢は東の下北半島、西の津軽半島に抱かれた陸奥湾にのぞみ、背後は奥羽山脈の八甲田山を中心にその他の山々に囲まれ、地形はおおむね平坦である。

面 積		824. 61 km ²	
広 ば う	極 東	東 経 140° 59′	(東 岳)
	極 西	東 経 140° 31′	(吉 野 田)
	極 南	北 緯 40° 36′	(荒 川)
	極 北	北 緯 40° 58′	(後 潟)
市 役 所	位 置	東 経 140° 45′	
(本 庁 舎)		北 緯 40° 49′	



第2. 地 勢

1. 地 形

青森市は山地、丘陵地、段丘及び低地に大別されるが、各々の状況は次のようにまとめられる。

(1) 山 地

青森市域に分布する山地は、奥羽脊梁山脈に属する東岳山地、津軽半島の中軸部を構成する梵珠山地、南方の八甲田火山地の三者に大別される。

青森市域の東側に分布する東岳山地は、折紙山 (921m)、東岳 (654m) を始めとする標高 500～1,000mの中山性の山地であり、急峻な地形を呈している。また、東岳山地を流域とする野内川が青森市の東方を北流しているが、谷底平野の発達はほとんどみられない。

なお、東岳とその周辺は先第三系の地層で構成されるが、これ以外の山地は第三系から成る。

一方、浪岡地区に位置する梵珠山地は、大倉岳 (677m)、魔ノ岳 (486m)、馬神山 (549m) など、標高 400～700mの峰が南北に走り、低山性の山地が連なる。地質的にはドーム構造を持つ第三系の地層から構成される。

第1章 総 則

第7節 青森市の自然的・社会的条件

他方、青森市の南方には火山地が分布しており、奥羽脊梁火山列に属する八甲田火山が位置する。この八甲田火山は、八甲田大岳（標高 1,585m）を最高峰とする複数の成層火山と溶岩円頂丘から成り、南北2つの火山群に分けられる。このうち、北八甲田火山群の山麓部は、八甲田（田代平）溶結凝灰岩や火山砕屑物から成る緩やかな裾野をもつが、山頂付近は急峻な地形を形成している。

（2）丘陵地

青森市域に分布する丘陵地には、火山性と非火山性の丘陵地がある。本地形区分では、火山性の丘陵地を八甲田火山丘陵として、また、非火山性丘陵地を大釈迦丘陵として区分している。

火山性丘陵地として区分した八甲田火山丘陵は、北八甲田火山群の北方から北西方向に向かって延びる緩やかな山麓部を形成しており、起伏量は200m以下の地形面を形成する。

また、地質的には第四系の八甲田溶結凝灰岩及び火山砕屑物から成る。

大釈迦丘陵は、山頂部が標高約90～150m内外の高さで分布し、1/10以下の勾配で南東に向かって傾斜している。この丘陵地は、主として第三紀鮮新世の大釈迦層とこれを被覆する更新世の岡町層から構成され、地形的には南北の方向性を持つ尾根が卓越するものの、これを東西方向に延びる小河川が樹枝状に開析する。

また、谷底平野の発達はほとんどなく、西縁部で梵珠山地に接し、東縁部は青森湾西断層を境に平野部と接する。

（3）段 丘

段丘は、青森市の北部地区から南方に広がる平野部の縁辺と浪岡地区の市街地がある低地縁部に認められ、この段丘を地形的に区分すると、高位面、中位面、低位面の三段に区分されるが、その分布域は小規模かつ局所的な発達に留まっている。

高位面は、中～巨礫から成る礫層で、細越地区西方の丘陵地、三内霊園、県総合運動公園の南西方向等の標高20～50mに分布する（豆ノ坂段丘）。（ただし、分布域が極めて狭小であり、丘陵地との境界も不明瞭であるため、地形分類図への記載は見送っている。）

中位面は、浪岡地区吉野田付近、浪館付近（浪館段丘）、北部地区の西田沢川周辺及び平野西縁部の標高10～20m付近にやや広い面積をもって分布する。この地形面は、浪岡地区吉野田付近では標高40m前後、谷底の田地からの比高は30m前後となっており、北部地区では1/500前後の緩い勾配で東に傾斜している。また、青森市の入内地区を北流する入内川西岸には、丘陵地と低地の地形境界付近に東へ傾斜した狭長な低位面が南北方向に分布しているほか、浪岡地区の市街地付近を流れる大釈迦川沿いの両岸に分布している。（J R奥羽本線から北側の標高10m前後の地域では、扇状地性の低位面が点在するが、沖積段丘に対比される可能性があるため、地形的には扇状地として一括している。）

（4）低 地

低地の分布域は、青森湾にそそぐ野内川、堤川、駒込川、荒川などの中小河川が形成した谷底平野とその谷口から広がる扇状地性低地及びこれに続く前縁の三角州性低地、また、

浪岡地区南西部に広がる扇状地性低地（津軽平野東縁部）と山間部内に入り組む谷底平野に大別される。

本地形区分では、山地あるいは丘陵地から流下する中小河川の谷口に形成された地形面を扇状地性低地とした。また、青森平野南部の堤川・駒込川に沿う地域では、この地形面上に狭長な微高地が分布することから、自然堤防として細分した。さらに、この前縁の標高5 m以下の地域は、扇状地性低地の地形勾配より緩やかな平坦面を形成していることから、この低地部を三角州性低地とした。（青森港周辺では人工改変地として埋立地が認められるものの、これを区分するための資料に乏しいため、本地形区分での細分を見送り、三角州として一括している。）

他方、この扇状地性低地の分布域のうち、J R 奥羽線の北側では海岸線付近を通過する国道 280 号に沿って海岸線に平行する微高地が連続的に分布しており、地形区分では浜堤として区分した。また、東岳山地と平野の境界付近には、明らかに両者の地形勾配と異なる緩斜面がやや広い面積を持って分布し、かつ特筆すべき河川も認められないことから、これらの地域は崖錐として取り扱った。

なお、八甲田火山と八幡岳をはじめとする外輪山の内側に広がる田代平は、湖性堆積物及び火山砕屑物から地形面が形成されており、この平坦地（火口原）を別途区分した。

2. 地 質

青森市の地質は、その詳細を整理した資料に乏しく、「日本地質図大系“東北地方”」（通産省工業技術院地質調査所監修、1992）や「20 万分の 1 地質図「青森」、同解説書」（青森県編、1998）、「東北地方土木地質図」（同編纂委員会、1988）にその概要が示されているほかは資料が少ない。ここではこれらの既往資料を基本に、その他の資料を参照、引用して青森市域の地質について取りまとめた。

（1）地質概説

青森市の地質を概観すると、市の中心部が位置する平野部（青森平野）及び浪岡地区の市街地が位置する低地（津軽平野）には第四系の堆積物が分布し、その周辺の山地及び丘陵地は、主として新第三系の堆積岩類と八甲田火山噴出物から構成されている。

青森市域を構成する地質のうち、山地及び丘陵地の地質状況をみると、奥羽脊梁山地の延長にあたる東岳山地は、東岳付近に中生界の地層が局所的に露出し、これを取り囲むように新第三系が発達している。南東～西部の山地、丘陵地は、第四系の八甲田火山とその噴出物によって広く覆われるため、新第三系の分布は局所的である。ただし、北部は津軽半島の中軸部を形成する新第三系の地質が広く分布し、ドーム構造を持つ梵珠山地が位置する。また、この山地に接して第四系更新統の大釈迦丘陵が分布している。

【青森市の地質層序表】

地質時代			記号	地層名	記 事	
新 生 代	第 四 紀	完新世	A1	沖積層(未固結)	礫・砂・泥	
		更新世	TD1	低位段丘堆積物	礫・砂・シルト	
			TD2	中位段丘堆積物	浪館段丘及び相当層	
			Vd	火山岩屑	砂礫を主体とし、泥流堆積物を含む	
新 生 代	第 四 紀	更新世	An	第四紀火山岩類	輝石安山岩を主体とする。	
			Tf	溶結凝灰岩・火山噴出物	八甲田火山群の噴出物。溶結度の高いものは、下記 Wt として区分	
			Wt	八甲田溶結凝灰岩	デイサイト質溶結凝灰岩を主体とする。	
			OK	岡 町 層	凝灰質砂岩を主体とする。	
	第 三 紀	新 第 三 紀	鮮新世	TR	鶴ヶ坂層	軽石質凝灰岩
				Ds	大釈迦層	砂岩・シルト岩
			中新世	FU	不動の滝層	珪藻質シルト岩
				Ao	青荷層	軽石質凝灰岩
				Mo	茂浦火山角礫岩	安山岩～デイサイト質の火砕岩
			(中新世)	Wa	和田川層	黒色頁岩を主体とする。
				YO	四沢凝灰岩類	泥岩・緑色凝灰岩
				Ry	貫入岩類	流紋岩
				KA	金ヶ沢安山岩類	変朽安山岩質凝灰岩
			中 生 代	白 亜 紀		gr
ジュラ紀～三疊紀		P		東岳層	石灰岩、チャート、泥質岩類、変質岩類	

※二重線部分は、不整合を表す。

(2) 地質各説

青森市は、津軽半島と夏泊半島に挟まれた地域に位置し、市の東西の山地は主として新第三紀の地層から構成される。しかしながら、地質時代及び層相が同一であっても、複数の地層名が命名されるため、「日本の地質2 東北地方」(1989)を参考に、ここでは一つの地層名に統一して取りまとめを行った。

ア. 先第三系

先第三系の基盤岩類は青森市東部の東岳付近にのみ分布し、主として石灰岩・頁岩・チャート・玄武岩から成る(東岳層)。石灰岩は比較的厚く、白亜系花崗岩類の貫入によって接触変成作用を受ける。

イ．新第三系

(ア) 金ヶ沢安山岩類[中新世前期]

東岳周辺に分布する層厚約 500m の地層で、変朽安山岩（プロピライト）及び角礫凝灰岩などから成り、先第三系を不整合に覆う。

(イ) 四沢凝灰岩類[中新世前～中期]

青森市東部の東岳山地及び梵珠山付近に分布する中性～酸性の緑色凝灰岩（グリーンタフ）で、まれに黒色のシルト岩、玄武岩、安山岩、流紋岩を挟む層厚約 300m の地層で、浪岡地区を含む津軽地域では長根層と呼称されている。金ヶ沢安山岩類を整合に覆い、流紋岩の貫入で著しい珪化作用を受ける。なお、青森市西部では馬ノ神山の山頂付近に分布する長根層が四沢凝灰岩類に対比されるが、今回は四沢凝灰岩類として一括した。

(ウ) 和田川層[中新世中期]

主に硬質頁岩から成り、まれに酸性の火砕岩を挟む層厚 150m～500m の地層で、四沢凝灰岩類を整合に覆う。浪岡地区北部の梵珠山地では馬ノ神山層がこれに相当し、馬ノ神山層の下部には凝灰岩層（大田凝灰岩部層）が挟まれる。また、夏泊半島では間木・東滝層が和田川層に対比されるが、ここでは和田川層として一括した。

(エ) 茂浦火山角礫岩[中新世後期]

青森市東部の鼻繰崎周辺に露出する地層で、おもに安山岩～デイサイト質の火砕岩から成り、シルト岩を挟む。和田川層相当層（間木層）を整合に覆い、福島層・浅所層（凝灰質シルト岩～硬質頁岩）とは指交関係にある。なお、福島層・浅所層及び西部の源八森層（硬質頁岩と黒色泥岩の互層）は、その分布域が狭小であること、既往資料から和田川層相当層との区分が難しいことから、これらの堆積岩類を和田川層に含めて図示した。

(オ) 青荷層[中新世後期]

凝灰角礫岩、細粒凝灰岩、軽石凝灰岩、デイサイト溶岩などから成る。黒石市から浪岡地区にかけて分布し、不動の滝層に対比されている。層厚は 200～300m とされる。

(カ) 不動の滝層[中新世後期]

青森市域では北部の梵珠山地に露出するにすぎないが、津軽断層の西側では広く分布する。主に塊状で珪藻土質の泥岩から成り、源八森層を整合に覆うが、馬ノ神山ドーム付近では不整合となり、馬ノ神山西方の層厚は 50～200m とされる。

(キ) 大釈迦層[鮮新世前期]

浪岡地区北部の丘陵地を構成する地層で、層厚は 80～120m とされる。層相は主に貝化石を含む砂岩から成り、梵珠山地の西縁に分布する味噌ヶ沢層に対比される。近年、大釈迦層や青荷層は更新世に属するという説も出されているが、土木地質図(1988)に従い、新第三系に属するものとした。

(ク) 鶴ヶ坂層[鮮新世後期]

青森市鶴ヶ坂付近に露出する最大層厚約 100m の地層及び浪岡地区北部の国道 7 号沿いから国道 101 号沿いにかけて分布する地層で、主に軽石質凝灰岩から成り、大釈

迦層相当層を傾斜不整合で覆う。

ウ．第四系

第四系の地層は、八甲田山火山の活動に由来する火山性噴出物と、河川の堆積による非火山性の地層に大別される。

(ア) 岡町層[下部更新統]

青森市岡町の西方から内真部の北方にかけて分布する地層で、主に級化層理の発達した細円礫や砂、あるいはシルトから成るが、地域的な層相変化が著しい。層厚は約100mとされ、下位の鶴ヶ坂層を不整合に覆うが、鶴ヶ坂層との構造差はほとんどない。また、浪岡地区では、層厚約20mで、前田野目層と呼称されており、鶴ヶ坂層を整合に覆っている。

(イ) 段丘堆積物[中～上部更新統]

青森市周辺の段丘は、青森地区及び浪岡地区の北部から南西の平野縁辺に分布する。

高位段丘とされるものに、砂礫層から成る豆ノ坂段丘が入内川西岸の丘陵地に分布すると報告されるが（青森県、1998）、分布域が狭小であり、既往の調査報告書（青森県、1999）との整合性が図れないため、地質図への記載を見送った。

中位段丘としては、青森市浪館付近の標高15～20mに浪館段丘が分布し、また、浪岡地区南西部の吉野田付近に標高30～40mで分布する。層相は礫及び浮石を含む砂層から成り、地形的には段丘面が開析を受ける特徴を有する。このような形態の地形面は、青森市北部の八十八ヶ所霊所周辺や丘陵地の東縁部に認められることから、これら全てを中位段丘相当層とみなして図示した。

低位段丘は、入内川西岸及び大釈迦川沿いの平野部と丘陵地の境界部に分布する。層相は礫・砂・シルトから成るとされ、小規模かつ局所的な発達に留まるが、ここでは低位段丘堆積物として取りまとめた。

(ウ) 沖積層

平野部及び河川沿いなどに発達しており、浪岡地区南西部の河川沿いの扇状地や谷底平野に分布する。層相は礫・砂・粘土から成り、粘性土でN値は0～5、砂層で5～20、砂礫層で10～40程度である。また、地形的には三角州、浜堤、扇状地、自然堤防、谷底平野などの地形を形成する。

エ．貫入岩類

浪岡地区北方の梵珠山や東岳山地を構成する、金ヶ沢安山岩類・四沢凝灰岩類の分布域では、流紋岩を主体とする岩体が貫入している。地質時代としては中新統～鮮新統と考えられ、梵珠山付近に分布する岩体は、中新統とされている。

オ．第四紀火山噴出物

青森市の南方約30kmには第四紀の八甲田火山が位置する。この八甲田火山は、奥羽脊梁火山に属する活火山で、八甲田大岳（標高1,585m）を最高峰とする複数の成層火山と溶岩円頂丘から成り、その活動史は第1期～第3期に区分される。

第1期の活動では、成層火山の形成と山体の崩壊、さらに南八甲田群の形成と外輪山溶岩の噴出で特徴づけられる。第2期の活動期では、青森市南部に分布する大規模な火砕流の噴出と八甲田カルデラを形成し、第3期は後カルデラ火口丘である北八甲田火山

群を形成している。

八甲田火山は、主に玄武岩質安山岩ないし輝石安山岩の溶岩から構成されるが、これらは第四紀火山岩類として一括し、地質図中に示した。また、第2期の活動で噴出されたデイサイト質の火砕流堆積物のうち、溶結度の高い凝灰岩を八甲田溶結凝灰岩として取りまとめた。さらに、火山岩塊・礫・砂から成る未固結の火山性堆積物（泥流堆積物を含む。）は、火山岩屑として区分した。

（3）地質構造

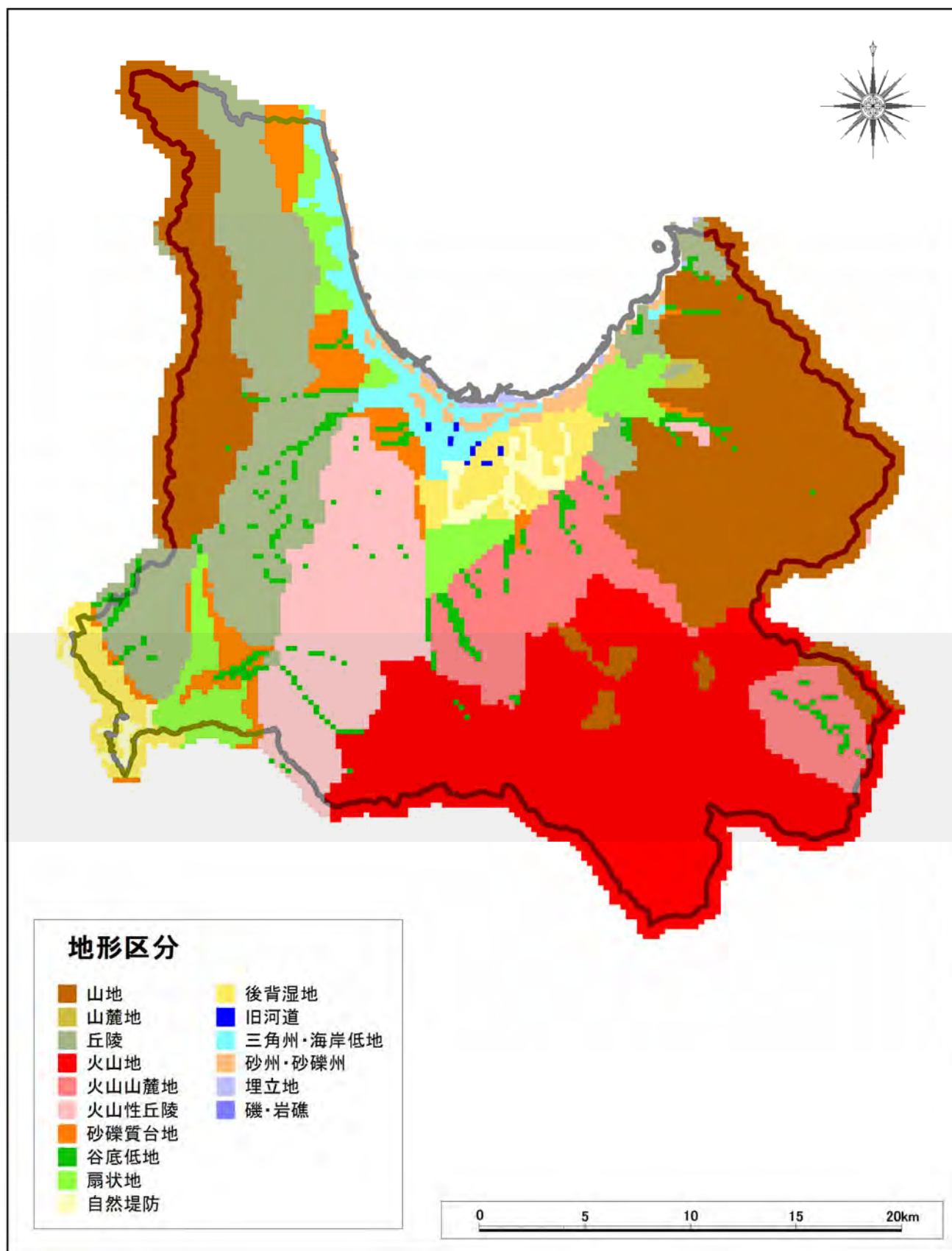
青森市の南方の八甲田山から北方の夏泊に向かって連なる奥羽脊梁山脈は、北北東－南南西の軸を持って雁行配列し、その背斜構造が南北に連続している。この巨大な地形的高まりは、第四紀の始め（約180万年）に東北日本から南西北海道にかけて東西方向の圧縮応力が作用し、これ以前にあった新第三系の地層が南北の軸を持って強く変形した結果と考えられている。したがって、大局的には、青森市の東側と西側に分布する山地が背斜部に、平野が向斜部に相当する地質構造が形成されている。

このように推定される地下深部の構造については、その断面図から南北に延びる青森平野は、山地と正断層で境されるため、かつての向斜が強調されてできた凹地を新しい堆積物が埋め立てて平野を形成している状況が伺われる。特に青森平野の西端は、南北に延びる大規模な入内断層によって規制されており、平野部では800m以上の落差が推定されている。また、この入内断層は東落ちで、新第三紀層ばかりでなく、第四紀層（溶結凝灰岩）も切っており、いわゆる活断層として位置づけられる。

一方、八甲田火山の前嶽（1,252m）を東西に切った断面図をみると、第四紀の八甲田火山は、新第三紀中新世の地層（金ヶ沢・四沢・和田川層）を貫いて噴出した厚い火山岩類が分布することが伺われる。また、八甲田火山の東側には、かつてカルデラ湖が形成されていたが、現在は砂・シルトから成る湖水堆積物によって埋め立てられ、湖の存在はなくなっている。八甲田山から西方へなだらかに傾斜する火山性丘陵地では、新第三紀の地層が西へゆるく傾斜する構造となっており、梵珠山と八甲田火山に挟まれた大釈迦川・浪岡川沿いには、段丘堆積物や現河床堆積物が厚く堆積して、津軽平野の東縁部を構成している。

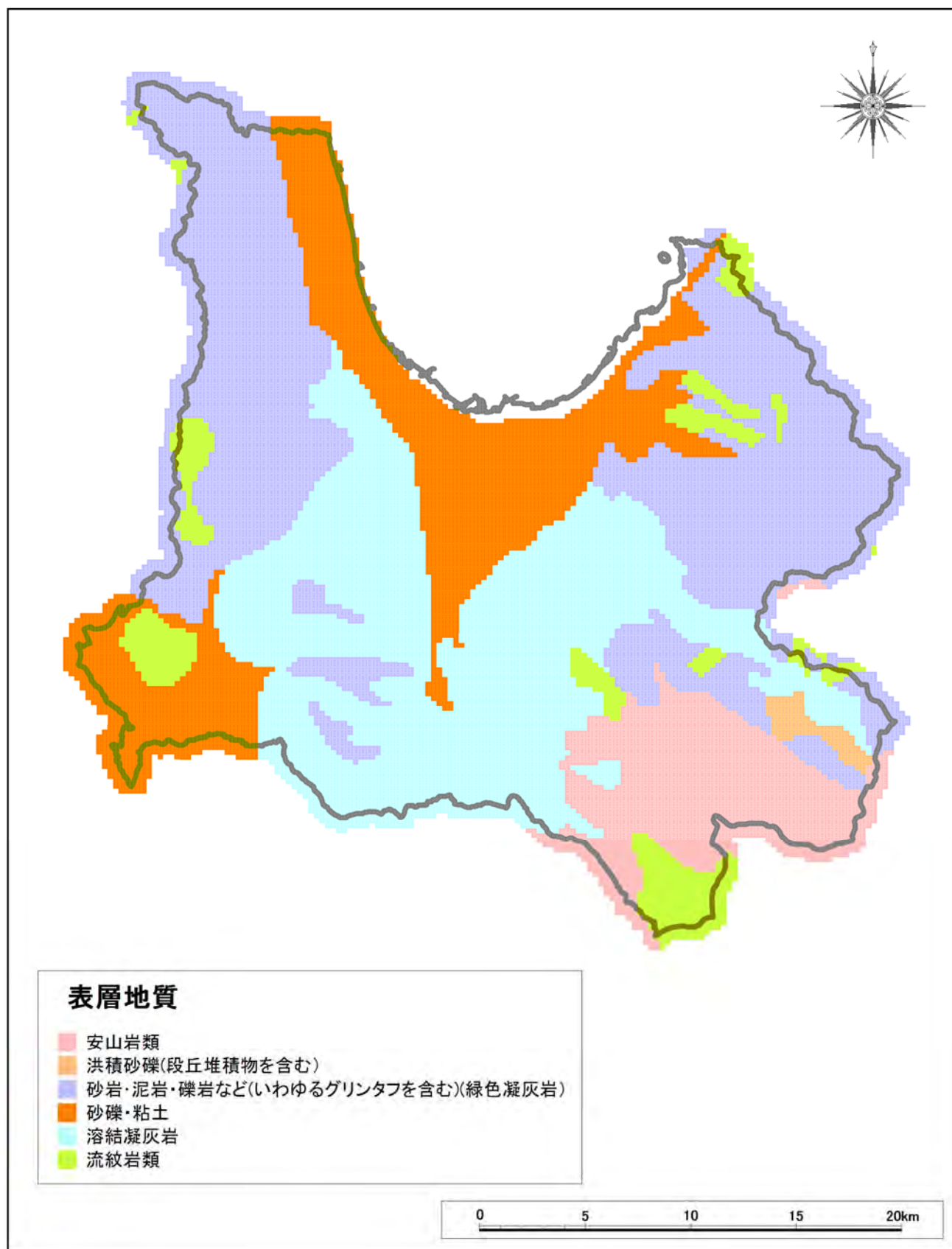
このような地質構造をみると、青森市の中心部が位置する平野部は、先第三系の基盤岩とこれを厚く覆う新第三系及び第四系の堆積物によって構成され、南部は八甲田火山の活動によって形成された地層が分布すると言える。

【青森市地形分類図】



県地形分類メッシュデータ

【青森市表層地質図】



出典：青森県地形分類メッシュデータ

【青森市の主な山岳】

令和4年11月1日現在

名称	標高(m)	所在地	名称	標高(m)	所在地
大 岳	△1,584.5	青 森 市 十和田市	南 股 山	△ 905.9	青 森 市
高田大岳	1,559.0	青 森 市 十和田市	石 倉 山	△ 891.3	青 森 市 十和田市 七 戸 町
井 戸 岳	1,537.0	青 森 市	七 十 森 山	△ 885.6	青 森 市 七 戸 町
赤 倉 岳	1,541.0	青 森 市	三 角 岳	753.0	青 森 市 平 内 町 七 戸 町
小 岳	1,478.0	青 森 市 十和田市	大毛無山	△ 736.5	青 森 市 平 内 町
駒 ヶ 峯	1,416.5	青 森 市 十和田市	堀 子 岳	732.0	青 森 市
硫 黄 岳	1,360.4	青 森 市 十和田市	柴 森 山	715.0	青 森 市
横 岳	1,339.6	青 森 市 黒 石 市	東 岳	△ 683.9	青 森 市
田茂菰岳	1,324.0	青 森 市	大 倉 岳	△ 677.0	青 森 市 蓬 田 村 五所川原市
前 嶽	1,251.7	青 森 市	葉抜橋山	△ 615.2	青 森 市
雛 岳	1,240.4	青 森 市	鉢 森 山	△ 563.4	青 森 市
石 倉 岳	1,202.0	青 森 市	大 平 山	563.0	青 森 市
逆 川 岳	△1,183.6	青 森 市	馬ノ神山	△ 549.1	青 森 市 五所川原市
黒 森	△1,022.7	青 森 市 十和田市	十 二 岳	△ 602.0	青 森 市 五所川原市
折 紙 山	△ 920.6	青 森 市 七 戸 町	梵 珠 山	△ 468.3	青 森 市

(注) △印は三角点

3. 河川及び湖沼

青森市域を流れる河川は、奥羽山脈、那須火山脈を分水嶺とし陸奥湾にそそぐ駒込川、堤川、野内川等、並びに浪岡地区を貫流し岩木川へそそぐ十川、浪岡川、正平津川等が存在する。しかし、青森市の河川はいずれも小規模な河川で、流量は必ずしも多い方ではないが、融雪期には大量の水をたたえている。

第1章 総 則

第7節 青森市の自然的・社会的条件

【青森市の主な河川・湖沼】

○河川

平成25年4月1日現在

名 称	水源地名	流末地名	流 程		流域面積 (km ²)
			(km)	県管理延長	
堤 川	荒川字南荒川山国有林	青 柳・港 町・海	32.6	27.8	287.9
駒 込 川	駒込字南駒込山国有林	堤 川 合 流 点	32.3	17.7	107.3
新 城 川	新城字山田	油 川 ・ 海	20.4	8.5	81.8
奥 内 川	奥内	奥 内 ・ 海	7.0	2.0	9.2
内 真 部 川	内真部	内真部 ・ 海	10.6	4.6	19.1
野 内 川	滝沢	野 内 ・ 海	16.5	6.5	97.0
沖 館 川	三内	沖 館 ・ 海	11.3	4.4	30.0
六 枚 橋 川	六枚橋	六枚橋 ・ 海	12.7	3.2	27.1
天 田 内 川	新城字天田内	油 川 ・ 海	10.1	5.0	9.5
西 滝 川	高田	沖 館 川 合 流 点	8.3	8.3	10.7
赤 川	沢山	八重田 ・ 海	7.7	7.0	13.7
根 井 川	久栗坂字大谷	久栗坂 ・ 海	7.0	3.5	12.8
浅 虫 川	浅虫	浅 虫 ・ 海	4.4	2.3	6.3
瀬 戸 子 川	瀬戸子	瀬戸子 ・ 海	8.2	2.0	10.0
四 戸 橋 川	四戸橋字磯部	四戸橋 ・ 海	2.4	1.5	7.1
横 内 川	横内字八重菊	堤川合流点	17.0	6.5	37.9
合 子 沢 川	合子沢字松森	堤川合流点	16.0	5.7	25.5
沼 川	諏訪沢	原 別 ・ 海	4.6	2.9	7.8
入 内 川	高田字川瀬	堤川合流点	16.0	0.6	15.0
牛 館 川	野木字野尻	堤川合流点	4.3	2.5	7.5
貴 船 川	野内	野 内 ・ 海	6.6	0.7	14.9
十 川	黒石市上十川	岩木川合流点	29.4	29.4	323.8
浪 岡 川	浪岡大字王余魚沢字水ヶ沢	十川合流点	22.4	22.4	88.0
大 釈 迦 川	浪岡大字大釈迦	浪岡川合流点	6.5	6.5	29.9
王余魚沢川	浪岡大字王余魚沢	浪岡川合流点	2.4	2.4	6.0
本 郷 川	浪岡町大字本郷字田の沢	十川合流点	5.6	5.6	16.7
正 平 津 川	浪岡大字相沢	浪岡川合流点	7.5	7.5	26.4
赤 川	浪岡大字高屋敷	大釈迦川合流点	1.8	1.8	13.5

第 1 章 総 則

第 7 節 青森市の自然的・社会的条件

○湖沼

【青森地区】

令和 6 年 12 月 1 日現在

名 称	位 置	面 積 (km ²)	名 称	位 置	面 積 (km ²)
野木和湖	羽白	0.110	第 1 根っ子堤	六枚橋	0.002
大堤	西田沢	0.120	板野堤	羽白	0.025
小館ため池	小館	0.002	仁八堤	三内	0.003
牛蒡畑堤	諏訪沢	0.020	笹森池	三内	0.029
山城ため池	六枚橋	0.008	イカマリ 3 号溜池	岩渡	0.002
勘七溜池	細越	0.011	蛭谷第一号溜池	浅虫	0.002
孫堤	西田沢	0.005	幸畑貯水池	幸畑	0.005
左堰堤	左堰	0.006	小谷 1 号溜池	岩渡	0.002
矢田溜池	矢田	0.004	小金沢ダム	駒込	0.030
笹橋溜池	内真部	0.002	丸山 3 号溜池	三内	0.003
そでの堤	奥内	0.008	新堤	三内	0.013
田家堤 1 号	奥内	0.011	専次郎堤	西田沢	0.030
石河原堤	諏訪沢	0.013	上堤 2 号ため池	新城	0.144
田家堤 2 号	奥内	0.005	又八堤	羽白	0.003
第 1 下堤	岡町	0.004	丸山 1 号溜池	細越	0.001
磯部 1 号	四戸橋	0.003	二股 1 号溜池	岩渡	0.002
伝助堤	駒込	0.004	山下ため池	宮田	0.026
金浜溜池	大別内	0.004	万十郎堤	四戸橋	0.004

第1章 総 則

第7節 青森市の自然的・社会的条件

【浪岡地区】

令和6年12月1日現在

名 称	位 置	面 積 (km ²)	名 称	位 置	面 積 (km ²)
八見沢堤	大釈迦	0.003	次郎兵衛溜池2	杉沢	0.001
丸山堤	大釈迦	0.002	次郎兵衛溜池3	杉沢	0.014
後藤堤	大釈迦	0.001	小板橋溜池(1)	五本松	0.001
篠ヶ沢溜池(1)	徳才子	0.004	小板橋堤2	五本松	0.002
篠ヶ沢溜池(2)	徳才子	0.004	小板橋溜池(3)	杉沢	0.004
篠ヶ沢溜池(3)	徳才子	0.002	小板橋溜池	五本松	0.005
六万溜池(中)	徳才子	0.001	山田堤(一)	五本松	0.001
六万溜池(下)	徳才子	0.001	山田堤2	五本松	0.001
札沢溜池	長沼	0.003	豊次郎堤	五本松	0.001
小沢溜池1	長沼	0.005	吉内第1溜池	吉内	0.002
小沢溜池2	長沼	0.004	長笠溜池2	女鹿沢	0.001
大沢溜池1	長沼	0.005	新溜池	銀	0.024
大沢溜池(2)	長沼	0.006	長溜池	銀	0.009
大堤	高屋敷	0.020	六郎溜池	銀	0.005
本郷第1溜池	本郷	0.001	葦溜池	銀	0.008
宇之助ため池	高屋敷	0.012	ザル溜池	銀	0.028
スネム堤	杉沢	0.002	甚助溜池	樽沢	0.002
志根無堤(1)	杉沢	0.011	対馬溜池	樽沢	0.006
山下溜池(1)	杉沢	0.003	宝溜池	樽沢	0.035
すずめ上堤	杉沢	0.002	熊沢溜池	吉野田	0.087
大板橋溜池	杉沢	0.004	三太溜池	吉野田	0.118
大板橋溜池(2)	五本松	0.015	吉野田新溜池	吉野田	0.126
大板橋溜池3	杉沢	0.010	すずめっこ溜池	吉野田	0.001
惣エ門堤(1)	杉沢	0.021	姥溜池	下石川	0.050
惣エ門堤(2)	杉沢	0.003	又坂溜池	本郷	0.003
工藤池(1)	杉沢	0.001	金左衛門溜池	五所川原市	0.043

4. 海 岸

青森市域の海岸は、自然の恵み豊かな陸奥湾に面し、東部は平内町、西北部は四戸橋川までの延長42.26kmに達している。

第1章 総 則

第7節 青森市の自然的・社会的条件

海岸線は保全区域に指定されており、昭和 37 年度から侵食対策及び高潮対策を主目的として直立型堤防及びコンクリートブロック突堤を逐次施工し、平成 15 年 4 月に整備を完了している。

近年、市民ニーズの多様化に伴い、浅虫地区コースタルリゾート計画、豊かで潤いに満ちたウォーターフロントの創出を目指した青森港港湾計画、国直轄事業による緩傾斜堤防への二次改築等、養浜工や親水性を有した付加価値の高い海岸線へと変貌を遂げつつある。

また、第1種漁港として久栗坂漁港、第2種漁港として後潟、奥内（奥内地区、飛鳥地区）、青森の3漁港がある。この他、国土交通省所管の小型船溜りとして浅虫、野内、原別、造道、油川の5船溜りがあり、ともに青森県が管理している。この他、堤川、沖館川の二級河川を含む大小 47 本（都市下水路 7 本含む。）の河川が陸奥湾へ流出している。

5. 道路等

青森市内の幹線道路網は、市街地を東西に貫く国道 4 号、7 号及び 3・2・3 号外環状線と南北軸としての国道 103 号、中央大通り荒川線や西北部地区への国道 280 号及び国道 280 号バイパスを主軸にこれを接続する県道、市道で形成されている。

また、青森市は、東北縦貫自動車道の首都圏直結、青森空港の国際化、高カテゴリー化を始め、東北本線、奥羽本線、津軽海峡線の起・終点ともなっており、北日本の交通拠点となっている。

【年次別道路延長舗装率の推移】（道路維持課）

各年 4 月 1 日現在

区分 年次		H 2	H 7	H 1 3	H 1 7	H 2 5	R 5
国 道	路線数	4	4	6	6	6	7
	延 長 (m)	42, 829	46, 069	145, 720	145, 720	143, 256	141, 098
	舗 装	延長 (m)	42, 829	141, 447	46, 069	141, 447	143, 256
		率 (%)	100	97. 1	100	97. 1	100
県 道	路線数	20	21	28	28	29	24
	延 長 (m)	246, 186	254, 300	232, 725	232, 725	237, 245	218, 588
	舗 装	延長 (m)	196, 262	209, 118	235, 479	209, 118	213, 638
		率 (%)	79. 7	89. 9	88. 8	89. 9	90. 0
市 道	路線数	3, 785	4, 073	5, 939	5, 939	6, 293	6, 552
	延 長 (m)	997, 351	1, 052, 489	1, 808, 283	1, 808, 283	1, 839, 634. 7	1, 872, 821. 7
	舗 装	延長 (m)	760, 553	1, 093, 016	921, 583	1, 093, 106	1, 218, 597. 3
		率 (%)	76. 2	60. 4	80. 6	60. 4	66. 2

※1. 平成 13 年度までは旧青森市のみのデータである

※2. 舗装率には簡易舗装を含む

第3. 青森県の主な活断層

青森県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっており、青森市においては、津軽山地西縁断層帯、入内断層及び青森湾西断層の存在が確認されている。

さらに、国土地理院の調査により作成された都市圏域活断層図により、青森市には野木和断層が確認された。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約 16 k mにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約 23kmにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約 12km にわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約 21km 分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯（青森湾西断層、野木和断層及び入内断層）	蓬田村から青森市にかけて約 31 k mにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

第4. 気 象

青森市は、一般に夏期が短く冬期が長い積雪寒冷地帯であり、平均気温の平年値は 10.7℃で、最高及び最低気温の極値は 36.7℃（1994.8.12）、-24.7℃（1931.2.23）となっている。

風は年間を通じて南西の風が多いが、夏期には冷湿な北東の風（ヤマセ）が続くこともある。

冬期は大陸の高気圧が発達し、北西の季節風に支配される日が多くなる。

また、年降水量の平年値は 1,350.7mm で、梅雨期の雨も比較的少ないが、8月、9月には台風の影響等による集中豪雨が起こることもある。冬期には市街地で 100 cm前後（積雪の深さの最大の平年値は 101cm）の積雪となり、交通が渋滞することもあるが、市街地主要道路等は機械力による除雪が積極的に行われ、交通は確保されている。

※平年値…1991 年～2020 年の 30 年間の観測値の平均

第1章 総 則

第7節 青森市の自然的・社会的条件

【各年の気象状況】（観測地点：青森地方気象台 資料：気象庁ホームページ）

年	気温			湿度		降水量			風			日照
	平均	極		平均	最小	総量	日量 最大	起日	最大 風速	風 向	起日	総量
		最高	最低									
	℃	℃	℃	%	%	mm	mm	月日	m/s		月日	hr
H元	10.9	34.1	-9.0	73	18	1,094.5	47.5	9.18	12.5	WSW	4.17	1,614.2
2	11.7	32.6	-10.4	73	17	1,289.5	95.0	9.20	18.7	ESE	12.1	1,756.8
3	10.8	31.3	-10.9	74	15	1,223.0	36.5	2.16	29.0	S W	9.28	1,631.1
4	10.5	32.5	-6.7	75	18	1,028.0	36.0	8.9	15.7	W	4.9	1,593.6
5	10.0	33.8	-7.9	74	17	1,094.5	68.5	7.28	16.2	W	4.27	1,531.4
6	11.1	36.7	-9.6	73	16	1,010.0	36.5	8.2	15.1	WNW	2.22	1,720.3
7	10.7	33.9	-9.8	75	20	1,231.0	36.0	5.22	16.7	W	11.8	1,534.2
8	9.9	33.6	-10.5	75	17	1,087.0	34.0	5.9	14.2	WNW	5.3	1,527.0
9	10.7	34.8	-8.2	74	9	1,212.0	38.0	8.9	16.5	W	3.30	1,485.9
10	10.7	31.0	-9.2	77	15	1,605.5	93.0	8.28	19.5	SW	10.18	1,558.9
11	10.9	36.6	-9.7	78	17	1,636.0	139.5	10.28	17.6	NE	10.28	1,609.3
12	10.7	34.2	-10.1	75	14	1,406.0	133.5	7.25	16.8	WNW	12.24	1,508.0
13	9.9	31.3	-10.5	73	13	1,400.5	74.0	9.11	18.0	W	2.3	1,580.6
14	10.5	33.6	-8.9	72	13	1,525.5	94.0	8.11	17.9	WSW	10.2	1,461.0
15	10.2	31.5	-8.6	73	9	1,311.0	51.5	8.9	18.9	SW	9.13	1,516.1
16	11.3	34.8	-7.4	72	9	1,435.5	112.0	9.30	19.9	SW	9.8	1,523.1
17	10.1	34.0	-7.8	77	13	1,626.5	89.5	9.14	15.1	WNW	2.23	1,489.1
18	10.2	33.1	-9.3	76	19	1,422.5	133.0	10.7	17.3	NE	12.27	1,464.6
19	11.1	34.6	-6.0	73	21	1,293.0	208.0	11.12	14.3	W	3.12	1,671.4
20	10.7	32.0	-7.0	74	15	1,085.0	40.5	7.22	15.7	SW	2.23	1,642.4
21	10.6	31.8	-8.9	74	10	1,459.5	58.5	10.8	20.0	W	2.21	1,563.7
22	11.1	36.6	-8.6	75	15	1,570.0	48.5	7.10	15.7	WSW	4.14	1,465.0
23	10.6	35.6	-9.6	76	18	1,570.5	86.0	9.18	20.1	SW	12.4	1,541.9
24	10.5	36.1	-10.1	78	20	1,295.5	125.0	7.16	19.4	SSW	4.4	1,669.1
25	10.5	34.7	-8.0	76	23	1,664.0	136.0	9.16	17.3	NW	2.24	1,515.5
26	10.7	33.9	-10.9	75	13	1,483.5	118.0	8.6	16.3	WSW	11.3	1,735.0
27	11.5	36.5	-7.3	74	13	1,003.5	61.0	11.28	17.2	ESE	8.26	1,737.7
28	11.0	33.4	-7.0	76	15	1,389.5	74.5	8.17	18.7	SE	4.17	1,622.4
29	10.7	35.9	-8.1	75	20	1,388.0	63.0	8.24	16.3	WSW	9.18	1,659.6
30	11.0	34.0	-10.7	75	10	1,553.0	94.0	5.18	16.9	SSW	9.5	1,642.0
R元	11.4	35.5	-8.3	73	16	1,093.0	91.0	8.28	15.4	WSW	12.12	1,877.4
2	11.6	35.7	-7.4	76	18	1,417.0	64.0	7.11	16.6	SW	3.20	1,598.9
3	11.5	34.2	-7.9	76	17	1,382.5	62.5	8.25	19.4	NW	1.7	1,785.7
4	11.3	34.8	-8.2	76	13	1,721.5	145.5	8.9	16.6	SW	5.4	1,772.1
5	12.6	36.3	-9.9	77	14	1,316.0	45.0	7.15	17.9	WSW	11.7	1,821.4

第1章 総 則

第7節 青森市の自然的・社会的条件

年	日数					雪		地震						
	気温		雨		雪	降雪量	最深積雪	有感	震度					
	≥30℃ (最高)	<0℃ (最高)	≥1mm	≥10mm					1	2	3	4	5弱	5強
	日	日	日	日	日	cm	cm	回						
H元	20	7	141	41	95	467	74	25	15	9	0	1	0	
2	13	15	145	40	87	512	88	8	6	1	1	0	0	
3	4	12	164	42	97	611	94	10	9	1	0	0	0	
4	6	13	161	32	108	532	62	15	9	2	4	0	0	
5	1	7	150	30	109	443	43	21	15	3	1	2	0	
6	30	21	158	29	112	710	96	33	18	12	1	1	1	
7	13	15	177	40	112	708	93	39	28	8	2	1	0	
8	9	23	164	33	119	766	120	18	14	4	0	0	0	
9	9	7	166	42	109	500	82	18	14	4	0	0	0	0
10	4	27	156	42	89	569	93	7	2	5	0	0	0	0
11	32	20	165	51	120	1,033	147	11	8	3	0	0	0	0
12	17	20	177	45	117	763	87	14	11	1	2	0	0	0
13	5	39	161	50	114	1,027	154	8	4	2	2	0	0	0
14	6	17	172	43	104	722	128	16	11	4	1	0	0	0
15	2	15	157	40	112	794	82	29	19	7	1	2	0	0
16	16	13	165	49	99	518	79	17	13	3	1	0	0	0
17	12	29	179	54	114	1,043	178	17	11	5	1	0	0	0
18	14	24	158	43	118	592	148	11	9	2	0	0	0	0
19	21	5	151	39	107	335	58	13	9	4	0	0	0	0
20	4	19	146	34	106	426	82	17	9	5	3	0	0	0
21	4	14	162	43	101	444	63	9	4	4	1	0	0	0
22	33	16	167	49	111	521	98	15	7	7	1	0	0	0
23	23	26	176	54	109	639	130	156	85	58	10	3	0	0
24	30	37	173	35	125	761	152	31	17	9	4	1	0	0
25	19	28	164	50	116	697	142	20	13	6	1	0	0	0
26	16	26	158	52	110	630	87	23	13	7	3	0	0	0
27	14	13	131	36	102	576	123	26	16	7	3	0	0	0
28	13	12	170	41	95	556	107	23	15	7	1	0	0	0
29	15	17	172	40	114	474	56	15	12	2	1	0	0	0
30	22	21	172	46	117	659	110	24	16	6	2	0	0	0
R元	26	12	140	32	108	546	97	16	7	6	3	0	0	0
2	22	14	159	49	46	264	38	14	7	6	1	0	0	0
3	18	29	152	42	106	488	129	19	12	4	3	0	0	0
4	14	17	158	54	107	600	149	16	12	3	1	0	0	0
5	50	23	170	42	96	557	103	24	16	5	3	0	0	0

(注) 平成8年10月から震度5及び6はそれぞれ5強、5弱、6強、6弱に分割。

第5. 人口及び世帯

青森市の総人口は、令和2年国勢調査では275,192人、世帯数は118,483世帯、人口密度は333.7人/km²となっている。

【人口と世帯の推移】

区 分	世帯数 (世帯)	人 口			備 考
		総数(人)	男(人)	女(人)	
明治31年	6,177	27,991	—	—	4月1日市制施行
大正9年	9,459	48,941	24,798	24,143	第1回国勢調査
昭和15年	18,861	99,065	49,003	50,062	第5回 //
40年	53,590	224,433	107,296	117,137	第10回 //
平成12年	101,634	308,782	144,788	163,994	第15回 //
7年	110,516	314,917	148,369	166,548	第16回 //
12年	118,543	318,732	150,735	167,997	第17回 //
17年	118,451	311,508	145,965	165,543	第18回 //
22年	119,413	299,520	139,084	160,436	第19回 //
27年	118,234	287,648	133,560	154,088	第20回 //
令和2年	118,483	275,192	128,049	147,143	第21回 //

※平成2年以降は、旧浪岡町との合計値である。

第6. 土地利用状況

青森市の地目別土地割合の現況は、次のとおりである。

(単位：km²)

区分	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	原野	雑種地	その他 (公有地)
S63年	693.75	47.93	23.87	37.05	0	0.02	147.06	116.66	6.45	314.71
H元年	693.75	47.88	23.75	37.13	0	0.02	147.08	116.86	8.68	312.35
H5年	692.23	46.66	23.10	38.12	0	0.02	146.00	115.57	10.28	312.48
H10年	692.23	44.43	22.17	38.99	0	0.03	143.95	114.39	13.96	314.31
H13年	692.40	43.49	21.70	40.32	0	0.03	142.80	114.20	14.45	315.41
H17年	824.56	59.33	40.74	44.19	0	0.40	171.17	96.08	16.51	396.14
H25年	824.61	58.05	39.36	45.11	0	0.40	166.90	80.41	73.39	360.99
H27年	824.61	58.12	39.17	45.38	0	0.40	167.23	80.26	74.36	359.69
R2年	824.61	57.17	37.20	46.17	0	0.40	167.98	79.00	71.67	365.02

※平成13年度までは旧青森市のみのデータである。

(固定資産税概要調書)

第7. 産業及び産業構造の変化

青森市の産業別就業者数は、次のとおりである。

(単位：人・％)

区 分	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比	人 口	構成比
総 数	142,993	100	132,375	100	130,968	100	129,400	100
第 一 次 産 業	5,724	4.0	4,382	3.3	3,956	3.1	3,606	2.8
農 業	4,991	3.5	3,713	2.8	3,333	2.5	2,904	2.20
林 業	177	0.1	223	0.2	194	0.2	199	0.2
漁 業	556	0.4	446	0.3	429	0.3	503	0.4
第 二 次 産 業	23,147	16.2	19,341	14.6	19,050	15.1	18,776	14.5
鉱 業	16	0.0	27	0.0	31	0.0	25	0.0
建 設 業	14,011	9.8	11,237	8.5	10,962	8.4	11,137	8.7
製 造 業	9,210	6.4	8,077	6.1	8,057	6.2	7,614	6.0
第 三 次 産 業	111,754	78.2	103,571	78.2	102,763	81.7	107,018	82.7
電気・ガス・熱供給・水道業	729	0.5	845	0.6	824	0.6	903	0.7
運輸・通信業	12,049	8.4	11,150	8.4	11,048	8.4	11,051	8.5
卸売・小売・飲食業	38,962	27.2	34,473	26.1	24,330	18.6	24,620	19.0
金融・保険業	5,367	3.8	5,164	3.9	4,835	3.7	4,796	3.7
不 動 産 業	1,393	1.0	2,022	1.5	2,074	1.6	2,160	1.6
サ ー ビ ス 業	44,485	31.1	41,412	31.3	51,214	39.1	54,774	42.3
公務（他に分類されないもの）	8,769	6.1	8,505	6.4	8,438	6.4	8,714	6.7
分類不能の産業	2,368	1.7	5,081	3.9	5,199	4.0	0	0

小数点以下の数値を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合もある

第8節 災害の記録

第1. 水 害

青森市における水害（小災害含む。）発生の多くは、局地的常習的な低地浸水が特色である。

これは、背後地の八甲田山系に大雨が降った場合、たちまち小河川が増水氾濫することと、市街地一帯が地形的に高低差の少ない平坦地のためである。

大規模災害に発展するおそれのある気象配置による大雨には、昭和 44 年 8 月駒込川、堤川の決壊と氾濫により、床上浸水 6,263 世帯、床下浸水 6,896 世帯の大災害をひき起こした台風性豪雨がある。

このほか、積雪期（残雪含む。）における気温上昇や、低気圧による降雨などにより融雪洪水がしばしば発生している。発生時期は1月～4月が多い。

近年における主な水害の発生状況は、次のとおりである。

年月日	種類	雨 量	被害状況	備 考
昭和 42 年 10 月	台風 34 号		【浪岡地区】 ・りんご 177 千箱 ・非住家半壊 1 棟	
昭和 43 年 8 月	集中豪雨		【浪岡地区】 ・浪岡川流域 住家床上・床下浸水 50 世帯 ・水稻冠水	
昭和 44 年 4 月	集中豪雨		【浪岡地区】 ・一般住家床上・床下浸水 13 世帯 (本町、北中野地区) ・道路 100m 欠壊 ・農地冠水	
昭和 44 年 8 月 23 日 ～24 日	台風 9 号 集中豪雨	八甲田 213 mm 市 内 119 mm	8 月 22 日鹿児島県に上陸した台風 9 号は、各地に被害をもたらしながら内陸部をジグザクに北上を続け、仙台湾に抜け消滅するものと観測されていたが、23 日夕方から降り初めた雨は夜半にかけて土砂降りとなり、八甲田山系に集中豪雨をもたらした。 山岳部に降った雨は流下するのも早く、24 日午前 1 時 55 分、洪水警報が発令される 30 分前から八甲田山系に属する駒込川、堤川などが警戒水位を突破して急激に増水を続け、数箇所が決壊、濁流は鉄砲水となって住宅地に侵入し、未曾有の大洪水に見舞われた。 ・一般住家床上浸水 6,263 世帯 ・ 〃 床下浸水 6,896 世帯 ・ 〃 半 壊 7 世帯 ・ 〃 全壊流失 8 棟 ・非住家流失 6 棟 ・公共施設被害総額 714,870 千円 ・各種産業被害総額 3,442,765 千円 ・一般住家被害総額 1,627,100 千円	本部設置 救助法適用

			計 5,784,735 千円	
			【浪岡地区】（全域被災） ・一般住家床上浸水 109 世帯 ・ 〃 床下浸水 90 世帯 ・非住家浸水 38 棟	
昭和 49 年 9 月 9 日 ～10 日	台風 18 号 の 影 響 に よる大雨	市内 141 mm 八甲田 99 mm	日本海中部の前線を伴った低気圧の接近により、8 日午後から津軽地方を中心に強い雨が降り出した。一方台風 18 号は、8 日夜、九州の枕崎付近に上陸し、9 日朝、四国付近で温帯低気圧に変わった。その後、台風から変わった温帯低気圧は速い速度で北上し、9 日夜には秋田付近、10 日朝には八戸沖に達した。 このため、9 日午後からは、三八、上北地方でも雨が降り出し、その後も雨は更に強まり大雨となった。 ・一般住家床上浸水 361 世帯 ・ 〃 床下浸水 1,822 世帯 ・公共施設被害総額 229,954 千円 ・各種産業被害総額 17,391 千円 ・一般住家被害総額 158,300 千円 計 405,645 千円 【浪岡地区】（全域被災） ・一般住家床上浸水 109 世帯 ・ 〃 床下浸水 190 世帯 ・水稻冠水 400 ha	本部設置 救助法適用
昭和 50 年 8 月 6 日	集中豪雨	市内 69 mm 八甲田 32 mm	20 区域にわたり災害が発生し、床上浸水 51 世帯、床下浸水 297 世帯の被害を受けた。 【浪岡地区】（全域被災） ・一般住家床上浸水 30 世帯 ・ 〃 床下浸水 162 世帯 ・非住家浸水 30 棟 ・道路欠壊 6 箇所	法外援護適用（浪岡地区のみ）
昭和 50 年 8 月 23 日 ～24 日	台風 6 号 の 影 響 に よる高潮	市内 30 mm 八甲田 24 mm	台風 6 号の影響により瞬間最大風速 23m の強風となり異常な高潮が押し寄せ、本町四丁目、青柳一丁目、港町二丁目で床上浸水 8 世帯、床下浸水 106 世帯の被害を受けた。また、八重田浄化センターの海岸護岸壁 75.7m が決壊したため、多量の海水が流入し施設に大きな被害を受けた。	本部設置
昭和 52 年 8 月 5 日	集中豪雨	市内 153 mm 八甲田 238 mm 酸ヶ湯 180 mm	前線の影響で 5 日未明から強い雨が降り、入内川及びその他の河川、水路が氾濫、市内一円が浸水又は冠水し、住家及び公共施設に被害を受けた。 ・一般住家床上浸水 237 世帯 ・ 〃 床下浸水 2,297 世帯 ・ 〃 流 失 1 世帯 ・公共施設被害総額 707,702 千円 ・各種産業被害総額 136,392 千円 ・一般住家被害総額 305,700 千円 計 1,149,794 千円	本部設置 法外援護適用

			【浪岡地区】 浪岡川、本郷川、正平津川等主要河川氾濫により全域が被災し、その降雨量は、8月5日午前0時から19時までで242ミリ、1時間最大降雨量72ミリ（大字吉内観測）であった。 ・重傷者 1名 ・軽傷者 2名 ・一般住家全壊流出 4世帯 ・ “ 半壊 6世帯 ・ “ 床上浸水 625世帯 ・ “ 床下浸水 706世帯 ・非住家浸水 766棟 ・農地冠水、土砂流入地域 732ha ・農地、道路、橋梁、農産物、建物被害額 40億円	本部設置 救助法適用
昭和56年 8月21日 ～23日	集中豪雨 台風15号	市内 169mm 酸ヶ湯 232mm	日本海低気圧の接近により、8月21日午後から降り出した強い雨は翌22日から23日にかけて平地169mm、酸ヶ湯232mmを記録する集中豪雨となり、中小河川の氾濫、低地の浸水等により道路冠水、床上・床下浸水の被害が発生した。また、台風15号による強風（瞬間最大風速32m）で被害が増大した。 ・一般住家床上浸水 114世帯 ・ “ 床下浸水 772世帯 ・公共施設被害総額 498,214千円 ・各種産業被害総額 423,119千円 ・一般住家被害総額 117,100千円 - 計 1,038,433千円	
平成11年 10月28日	低気圧による大雨 ・高潮	市内 140mm 酸ヶ湯 212mm	10月27日21時、発達中の低気圧が関東北部にあり北北東に進み、28日3時には宮城県沖に達し、急速に発達しながら宮城、岩手県境沖の海上をゆっくり北上した。 この低気圧の接近により、県内は28日朝から風と雨が強まり、降り始めから28日16時までの総雨量は、青森で140ミリ、酸ヶ湯で212ミリに達した。 また、朝方からの北東の強い風は9時には北の風に変わり、昼過ぎにかけて引き続き強くなり、青森では最大瞬間風速27.4m/s（28日09時27分）を観測した。 このため、青森港において高潮が発生し、また、特に東部方面の山間部に大量に降った雨により、野内地区の貴船川が氾濫したことにより、住家、公共施設及び農地などに大きな被害が発生した。 ・一般住家床上浸水 77世帯 ・ “ 床下浸水 168世帯 ・ “ 一部損壊 2世帯 ・非住家浸水 89棟 ・道路冠水 54箇所 ・河川被害 8箇所 ・道路被害 9箇所 ・農地被害 28箇所	

第1章 総 則

第8節 災害の記録

平成 12 年 7 月 25 日	集中豪雨	市内 129.5 mm	7 月 25 日 12 時から 15 時にかけて青森市はかつてない集中豪雨に見舞われ、特に 13 時から 14 時までには一時間に 64 ミリという青森地方気象台観測史上最高の雨量を記録した。 この下水道施設の排水能力を超える集中豪雨により、市内全域に渡り道路が冠水し、特に旭町地区、港町地区において家屋の浸水被害が多発した。 ・一般住家 床上浸水 106 世帯 ・ " 床下浸水 386 世帯 ・ " 一部損壊 1 世帯 ・非住家浸水 207 棟 ・道路冠水 276 箇所 ・河川被害 5 箇所 ・道路被害 5 箇所 ・農地被害 4 箇所	本部設置
平成 14 年 8 月 10 日 ～11 日	大雨	市内 129.5mm	8 月 10 日 14 時から 11 日 21 時にかけて青森市は大雨に見舞われ、10 日には 36.5 ミリ、11 日には 93 ミリの大雨が降り、総雨量は 129.5 ミリに達し、各地で道路冠水や浸水被害が発生し、新城字山田地区の 3 世帯 4 名及び浅虫字山下地区の 1 世帯 5 名に避難勧告を行った。 また、前線の停滞により 8 月 7 日より地盤が緩んでいたこともあり、道路や水路の法面崩落などの土砂災害也多発した。 ・一般住家 床上浸水 11 世帯 ・ " 床下浸水 59 世帯 ・非住家浸水 24 棟 ・道路冠水 37 箇所 ・水路溢水 26 箇所 ・農地被害 155 箇所 ・土砂災害等 102 箇所	
平成 16 年 8 月 20 日	台風 15 号	市内 20mm	台風 15 号の影響により、青森市では 8 月 19 日 15 時から 20 日 22 時までで総雨量 20 ミリを記録し、一般住家床上浸水 1 棟、床下浸水 16 棟等の被害が発生した。	
平成 16 年 9 月 29 日 ～30 日	台風 21 号	市内 122mm	台風 21 号の接近に伴い、前線の活動が活発となった青森市では、降り始めの 29 日 14 時から 30 日 16 時までの総雨量は 122 ミリに達し、中でも 30 日は 1 日の降水量が 112 ミリと、気象台が統計を開始した 1886 年以来、第 1 位となる雨量を観測した。 この大雨により、河川や水路等が溢れ、道路冠水、住家浸水被害等が発生した。 ・一般住家 床上浸水 2 世帯 ・ " 床下浸水 9 世帯 ・非住家床下浸水 24 棟 ・道路冠水 37 箇所 ・河川被害 40 箇所 ・道路被害 16 箇所 ・農地被害 53 箇所	

第1章 総 則

第8節 災害の記録

平成 19 年 11 月 11 日 ～12 日	大雨	市内 218mm	発達した低気圧の影響で、11 月 11 日夜から降り出した雨が 12 日未明から強まり、12 日の日降水量は 208 ミリで青森地方気象台統計開始以来最多を記録し、総雨量は 218 ミリに達するなど記録的な大雨となり、全市内に散在的に被害が発生した。特に旭町地区及び石江地区において浸水被害が多発した。 ・人的被害 軽症 1 人 ・一般住家 床上浸水 146 件 床下浸水 631 件 一部損壊 1 件 ・非住家浸水 175 件 ・道路冠水 96 件 ・河川被害 25 件 ・道路被害 24 件 ・農地等被害 81 件	本部設置
平成 25 年 9 月 15 日 ～16 日	台風 18 号	市内 183.5mm	台風 18 号の接近及び前線の停滞により、大雨に見舞われ、15 日午前 5 時から翌 16 日午後 9 時までの降水量は 183.5 ミリに達した。また、16 日の最大風速は 13m/s、最大瞬間風速は 20.3m/s であった。この大雨により、浪岡川の水位が氾濫危険水位（250 センチ）に達したため、浪岡地区の 7 地区（1,846 世帯 4,476 人）に避難指示を行い、避難所 3 箇所を開設した。 ・一般住家 床上浸水 24 件 床下浸水 128 件 一部損壊 2 件 ・非住家浸水 53 件 ・道路冠水 75 件 ・河川被害 50 件 ・道路被害 61 件 ・農地等被害 239 件	
平成 26 年 8 月 5 日 ～11 日	大雨 台風 11 号	市内 190mm	低気圧の接近に伴い、大気の状態が非常に不安定なったことから、雨が降り始め、5 日午前 8 時から 8 日午後 5 時までの雨量は 190mm に達した。また、8 月 10 日からは台風 11 号の接近に伴い大雨となり、10 日午前 7 時から 11 日午前 3 時までの水量は、21.5mm と比較的少なかったものの、最大瞬間風速 24.1m/s を記録した。 ・一般住家 床上浸水 3 件 床下浸水 18 件 ・非住家被害 浸水 18 件 その他 1 件 ・公共施設 1 件 ・農業被害 66 件 ・道路被害 78 件 ・河川被害 31 件 ・その他 9 件	

第1章 総 則

第8節 災害の記録

平成 28 年 8 月 30 日 ～31 日	台風 10 号	市内 60mm 酸ヶ湯 249 mm	台風 10 号の接近に伴い、29 日からの積算降水量は、市内で 60mm、酸ヶ湯では 249mm を記録し、駒込川の一部が溢水して避難勧告を発令した(避難所 13 箇所開設、最大瞬間風速 30.6m/s)。 ・人的被害 3 件(重傷 2 人、軽傷 1 人) ・住家被害 38 件(床下浸水、一部破損等) ・非住家被害 24 件(トタン剥離、飛散等) ・市有施設被害 25 件(トタン剥離、飛散等) ・文教施設被害 36 件(敷地内の倒木等) ・道路関係被害 26 件(障害、冠水等) ・農業関係被害 21 件(農地、農業施設等) ・河川被害 2 件(流木) ・その他被害 58 件(倒木、枝折れ等)	本部設置
令和 4 年 8 月 8 日 ～13 日	大雨	市内 296mm	8 月 8 日から 13 日にかけて、北日本に停滞した前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、津軽を中心に激しい大雨となり、本市においても総雨量が 296mm で、8 月の 1 か月平均降水量 142mm の約 2 倍に達した。この大雨により、8 月 9 日、浪岡川が避難判断水位に達したことから、浪岡地区の 32 地区 3,505 世帯に対し避難指示を発令し、5 か所の指定避難所を開設したほか、青森地区にも 5 か所の自主避難所を開設した。また、8 月 11 日には、青森地区の一部地域に土砂災害警戒情報が発表されたことを受け、2 地区 97 世帯に避難指示を発令し、指定避難所を開設した。 ・一般住家 床下浸水 8 件 ・非住家被害 床上浸水 1 件 - 床下浸水 3 件 ・公共施設 5 件 ・道路被害 60 件 ・農業被害 142 件 ・河川被害 11 件 ・その他 3 件	本部設置

第2. 風 害

青森市の近年における主な風害の発生状況は、次のとおりである。

平成3年9月28日 台風19号

ア. 気象及び被害の状況

中心気圧 925hpa を記録した大型で強い台風は、9月27日九州上陸ののち、日本海を進み28日午前8時前、北海道南部の渡島半島に再上陸した。記録的な強風のため、九州から東北の15県で大きな被害を受けた。

青森市でも、中心気圧 950hpa の台風による影響で、28日午前4時過ぎ頃から暴風域に入り、午前6時5分に最大瞬間風速南西の風 53.9m、午前6時10分に最大風速 29mを記録し、死傷者 8名、住家被害 1,130棟、非住家 715棟の被害のほか、農作物の被害や電信電話の不通など公共施設及び各種産業施設に総額 31億円にのぼる莫大な被害をもたらした。

イ. 被害状況

・死 者	1 名	・重軽傷者	7 名
・住家全壊	2 棟	・非住家全壊	66 棟
・住家半壊	60 棟	・非住家半壊	58 棟
・住家一部破損	1,068 棟	・非住家破損	591 棟
・停電戸数	47,000 戸	・電話通話不通	920 戸
・公共被害	314,000 千円		
・民間被害	2,075,000 千円	(リンゴ落下 3,863 t、パイプハウス倒壊、造林木の被害、福祉施設、商工水産施設等)	

ウ. 応急対策

台風通過後、直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の把握に努め、臨時総合相談所の開設、災害援護資金の貸付、市税減免等の措置をとった。

- ・本部設置 9月28日
- ・本部解散 3月31日

【浪岡地区】

浪岡地区においては、最大瞬間風速 51.3m（津軽中部農業共済組合）を記録した。

・重傷者	2 名	・軽傷者	5 名
・住家全壊	14 棟		
・住家半壊	130 棟		
・住家一部破損	453 棟		
・り災世帯数	597 世帯	・り災者数	2,380 名
・被害総額	8,823,198 千円		

※災害対策本部設置、災害救助法適用

平成24年4月3日～4日 暴 風

ア. 気象及び被害の状況

急速に発達した低気圧の影響により、3日夜より風が強まり、4日未明からは非常に強い状況が続いた。4日午前1時7分に最大瞬間風速 34m/s、同日午前1時15分に最大風速 19.4m/s を記録し、市内各所に被害をもたらした

イ. 被害状況

・人的被害	重傷者	1名	軽症者	2名
・建物被害	住家	48件	非住家	23件
・道路障害		16件		
・倒木被害		52件		
・停電戸数		1,547戸		

第3. 雪 害

青森市の近年における主な雪害の発生状況は、次のとおりである。

昭和51年12月～52年2月 豪 雪

ア. 気象経過

昭和51年12月中旬から北日本は冬型の気圧配置が続き、津軽、下北地方は雪が降り続いて月末には平年なみの積雪となった。この降雪は1月8日頃まで続き、9日9時現在の積雪は81cmとなった。その後も上空の寒気は次々と北日本付近を通り、20日には積雪が148cmに達し、本市の積雪としては、明治27年積雪観測開始以来3番目の記録となった。その後30日頃までは冬型の気圧配置が弱まり積雪は増加しなかったが、30日夜から再び気圧配置が強まったため毎日のように雪が降り続き、2月4日9時現在で173cmと今冬最深雪を記録した。5、6日は一時小康状態となったが、6日夜から8日にかけて再び降り出し、8日9時現在で185cm(21時195cm)となり、戦後最深の積雪となった。

イ. 被害、損害状況

(ア) 被 害			
・死 者	1名	・重軽傷者	49名
・住家全壊	1世帯	・非住家全壊	10棟
・住家半壊	1世帯	・非住家半壊	2棟
・住家一部破損	1,000世帯(推定)		
・床上浸水	3世帯		
・床下浸水	19世帯		
(イ) 被害、損害額			
・道路及び公共施設の除排雪	1,332,191千円		
・民間関係の除排雪	5,053,026千円		
・公共施設被害、損害	157,679千円		
・民間関係の被害	145,903千円		
・民間関係の事業損害	43,060,418千円		
計	49,749,217千円		

ウ. 応急対策

・ 障害物の除去（雪おろし等）の実施

2月11日午後10時に災害救助法が適用されたことに伴い、積雪のため住宅が倒壊する危険があるなど、日常生活に著しい支障がある世帯のうち、自力又は自らの資力で除雪できない248世帯について、雪おろし、出入口付近の除雪等を実施した。

実施期間 2月11日～2月20日

人夫延人員 532名

人夫賃支出額 2,828,500円

・本部設置 2月10日

・本部解散 3月10日

・道路の除排雪 12月1日 除雪対策本部設置

※使用車両内訳（延べ台数）

（単位：台）

	ロータリー	タイヤドーザー	ブルドーザー	小型ブルドーザー	ショベルローダー	ダンプトラック	グレーダー	凍結防止剤散布車	計
委託	405	327	774	906	6,582	11,991	0	0	20,985
直営	361	424	6	8	177	3,247	556	74	4,853
計	766	751	780	914	6,759	15,238	556	74	25,838

【浪岡地区】（1月）

・家屋（非住家含む。）全壊1戸、一部損壊54戸

※災害対策本部設置

平成12年12月～13年2月 豪 雪

平成12年12月から平成13年2月にかけて、断続的に雪が降り続き、累積降雪量は900センチとなり、加えて、日中の最高気温が0度を下回るいわゆる真冬日が15日間連続し、積雪深は2月14日に153センチに達した。

1月17日に青森市は豪雪対策本部を設置し、道路の除排雪作業を強化する一方、ボランティアを募集し、高齢者世帯等の屋根の雪おろしや通学路除雪などを懸命に実施した。

- ・住家被害 一部破損 52棟
- ・非住家被害 全壊 6棟
- ・非住家被害 一部破損 9棟
- ・非住家被害 浸水 4棟
- ・公共建物被害 一部破損 1棟
- ・道路冠水 12件
- ・その他 3件

平成16年12月～平成17年3月 豪雪

ア. 気象経過

平成16年12月末にまとまった降雪があつて以来、間断のない降雪状況が続き、平成17年3月3日には、最大積雪深が観測史上4番目となる178cm、降雪量累計も1,043cmを記録するとともに、市内各地において雪処理作業による死傷者、住家・非住家の倒壊被害が発生した。

イ. 被害状況

・死 者	2 名	・重軽傷者	62 名
・住家全壊	1 世帯	・非住家全壊	13 棟
・非住家半壊	2 棟		

ウ. 応急対策

- ・豪雪対策本部の設置（平成17年3月3日正午）
- ・陸上自衛隊第9師団に災害派遣を要請（平成17年3月6日～8日）
緊急処理が必要な高齢者世帯等の屋根雪処理を実施。

屋根雪処理箇所数	88 箇所
活動人員数	約 1,400 名
活動車両	約 150 両
- ・青森市スノーレスキュー隊の結成
市職員によるチーム（1 チーム 5 名）を編成し、緊急処理が必要な高齢者世帯及び空家の屋根雪処理を実施。

屋根雪処理実施箇所数	54 箇所
------------	-------
- ・豪雪災害対策本部の廃止（平成17年3月15日17時）

平成17年4月6日 融雪災害

ア. 気象経過

平成17年の豪雪を受けて、4月に入り気温が上昇したことにより、4月6日3時31分融雪注意報が発令されるとともに、市内各地において浸水被害及び土砂崩れ等の被害が発生し、新城緑ヶ丘団地では4世帯11名、旗の台団地では、2世帯13名に対して避難勧告を行った。

イ. 被害状況

・住家床下浸水	3 世帯
・土砂崩れ	116 箇所
・道路冠水	12 箇所
・河川被害	8 箇所
・ため池被害	1 箇所
・公共施設被害	2 箇所

平成23年12月～平成24年2月 豪 雪

ア. 気象経過

平成23年12月中旬から近年にない集中的な降雪と断続的な強い寒気に見舞われ、平成24年2月19日には最大積雪深152cmを記録し、累計降雪量は761cmとなった。雪による死傷者や建物の倒壊などが多発している状況であったため、平成16年度以来7年ぶりとなる豪雪災害対策本部を2月20日に設置し、除排雪の徹底や災害弱者対策を講じた。

イ. 被害状況

・死 者	5 名	・重軽傷者	105 名
・非住家全壊	25 件	・非住家半壊	10 件
・住家床下浸水	2 件	・道路冠水	18 件

ウ. 応急対策

- ・豪雪災害対策本部の設置（平成24年2月20日午前11時30分）
- ・青森市スノーレスキュー隊の結成
市職員（延べ388名）によるチームを編成し、緊急処理が必要な高齢者世帯等の屋根雪処理を実施。
屋根雪処理実施件数 67 件
- ・豪雪災害対策本部の廃止（平成24年3月23日午後3時30分）

平成25年2月 豪 雪

ア. 気象経過

平成24年末までは平年並みの降雪であったが、1月になり断続的に強い寒波に見舞われ、低温・降雪の日が続き、平成25年2月23日には青森地方気象台における積雪深が138cm、市が設置した観測点では新城地区では145cm、高田地区では174cm、戸山地区では144cm、浪岡地区の県観測地点では165cmに達し、その後においても降雪・積雪により市民生活への深刻な影響が懸念されたことから、2月24日に豪雪災害対策本部を設置し、積極的な雪対策を行った。

最深積雪 142cm 累計降雪量 697cm

イ. 被害状況

・死 者	4 名	・重軽傷者	65 名
・住家全壊	1 件	・住家床下浸水	2 件
・非住家全壊	4 件	・非住家半壊	2 件
・非住家浸水	8 件	・道路冠水	61 件

ウ. 応急対策

- ・豪雪災害対策本部の設置（平成25年2月24日午後2時）
- ・豪雪災害対策本部の廃止（平成25年3月25日午後2時35分）

平成27年1月 豪 雪

ア. 気象経過

平成26年12月上旬から平成27年1月上旬までに集中的な降雪があり、1月3日には青森地方気象台における積雪深が110cmを計測。その後においても降雪、積雪により市民生活への深刻な影響が懸念されたことから1月4日に除排雪対策本部から豪雪対策本部に移行し、道路除排雪作業の強化等を実施した。(1月4日 戸山地区では128cm、浪岡地区117cm)

最深積雪 123cm 累計降雪量 576cm

イ. 被害状況

・死 者	4 名	・重軽傷者	31 名
・住家一部損壊	3 件	・住家床下浸水	1 件
・非住家全壊	4 件	・非住家一部損壊	3 件
・非住家浸水	1 件	・道路冠水	37 件
・農業施設被害	4 件		

ウ. 応急対策

- ・豪雪対策本部の設置（平成27年1月 4日）
- ・豪雪対策本部の廃止（平成27年3月31日）

令和3年1月 豪 雪

ア. 気象経過

令和2年末から強い冬型の気圧配置による低温・降雪が続き、12月31日から1月11日まで真冬日が12日間連続し、1月8日には最大積雪深が86cmとなり、その後も断続的な降雪が見込まれたことから、豪雪対策本部を設置した。さらに、その後の4日間で83cmもの降雪により、急激に積雪が増加し、1月11日には最大積雪深が125cmを記録し、雪による市民生活への影響が大きいことから、豪雪災害対策本部を設置した。

最大積雪深 129cm 累計降雪量 488cm

イ. 被害状況

・死 者	5 名	・重軽傷者	50 名
・住家一部損壊	29 件	・住家浸水	1 件
・公共施設被害	43 件	・非住家一部損壊	30 件
・農業施設被害	50 件	・道路冠水	24 件

ウ. 応急対策

- ・豪雪災害対策本部の設置（令和3年1月11日）
- ・豪雪災害対策本部の廃止（令和3年3月31日）

令和 3 年 1 2 月～令和 4 年 2 月 豪 雪			
ア. 気象経過			
令和 3 年 12 月 20 日から強い冬型の気圧配置による低温・降雪が続き、昭和 59 年以来 37 年ぶりに 12 月の降雪量が 100 cm を超えたことから、12 月 27 日、豪雪対策本部を設置した。さらに、12 月としては観測史上 4 番目に多い 111 cm の積雪を 12 月 28 日に記録したことから、同日、豪雪災害対策本部を設置した。その後も令和 4 年 2 月上旬までにかけて、冬型の気圧配置が続き、雪の降る日が多く、2 月 8 日には最大積雪深が 149 cm になるなど、記録的な大雪に見舞われた。			
最大積雪深 149cm 累計降雪量 600cm			
イ. 被害状況			
・死 者	2 名	・重軽傷者	63 名
・住家一部損壊	5 件	・住家浸水	4 件
・非住家全壊	11 件	・非住家一部損壊	7 件
・非住家半壊	7 件	・非住家浸水	2 件
・公共施設被害	86 件	・道路冠水	33 件
・農業施設被害	20 件		
ウ. 応急対策			
・豪雪災害対策本部の設置（令和 3 年 12 月 28 日）			
・豪雪災害対策本部の廃止（令和 4 年 3 月 31 日）			

※積雪の記録

順位	最深積雪	記録年月日
1	209 cm	昭和 20 年 2 月 21 日
2	195 cm	昭和 52 年 2 月 8 日
3	194 cm	昭和 61 年 2 月 6 日
4	178cm	平成 17 年 3 月 3 日
5	166 cm	昭和 35 年 2 月 19 日

第4. 火 災

1. 建物火災

昭和46年頃までは、比較的大きな火災が発生したが、近年は消防機構の広域化を始め、消防力の充実、建築物の耐火構造の普及等により、発生件数は年々減少している。

過去における主な火災の発生状況は、次のとおりである。

火災発生年月日	状 況 等
昭和 21 年 4 月 6 日	【浪岡地区】 若松地区全焼 76 棟、損害 18,915 千円
昭和 22 年 4 月 18 日	午後 3 時 5 分、北金沢の住宅から出火し、南西の風に煽られ旭町、長島の一部 5,638 坪、273 棟 324 戸焼失、傷者 15 名、損害 61,506,200 円
昭和 23 年 5 月 20 日	午後 2 時 50 分、浦町字橋本鹿児島組炊事場から出火し、西風により道路横断、浦町鉄道官舎焼失 1,225 坪、49 棟 79 戸全半焼、損害 19,780,000 円
昭和 31 年 4 月 14 日	午後 11 時 30 分頃、油川字大浜の住宅から出火し、46 棟全半焼、1,726 坪、損害 33,040,930 円
昭和 32 年 5 月 11 日	午前 10 時 22 分頃、小橋字田川の舟小屋から出火し、46 棟全半焼、1,070 坪、損害 19,740,725 円
昭和 34 年 10 月 24 日	午前 2 時 20 分頃、横内字亀井の物置付近から出火し、住宅 16 棟、住宅付店舗 2 棟、非住家 13 棟全焼、2 棟住宅部分焼、2,618 m ² 焼失、損害 17,103 千円
昭和 36 年 4 月 30 日	午後 1 時 46 分頃、駒込字桐の沢の物置から出火し、105 棟全半焼、7,004 m ² 焼失、損害 36,411,930 円
昭和 39 年 11 月 21 日	午前 0 時 12 分頃、沖館字篠田のクリーニング店二階乾燥室から出火し、36 棟全半焼、7,895 m ² 焼失、損害 137,747 千円
昭和 41 年 5 月 18 日	午前 0 時 30 分頃、横内字亀井の住宅居間から出火し、17 棟全焼、1,516 m ² 焼失、損害 8,787 千円
昭和 45 年 1 月 10 日	午前 2 時 20 分頃、橋本一丁目の木工所から出火し、4 棟全焼、2 棟部分焼、1,414 m ² 焼失、損害 48,427 千円、死者 2 名
昭和 45 年 3 月	【浪岡地区】 大釈迦地区、全焼 4 棟
昭和 45 年 12 月 11 日	午後 8 時 55 分頃、新町二丁目清水ビル 1 階店舗内から出火し、清水ビル、協働社ビル 2 棟全焼、丸大ビル 1 棟半焼 4,392 m ² 焼失、損害 339,900 千円
昭和 46 年 11 月 11 日	午前 0 時 45 分頃、新城字平岡の木工団地内木工所から出火し、工場等を 6 棟全半焼、2,570 m ² 焼失、損害 107,290 千円
昭和 46 年 12 月 25 日	午前 2 時 45 分頃、港町二丁目貨物自動車集配センター事務所の休憩室から出火し、センター、住宅 4 棟が全半焼、1,270 m ² 焼失、損害 25,754 千円

昭和 48 年 4 月	【浪岡地区】 北中野地区、全焼 6 棟、半焼 1 棟
昭和 51 年 8 月 17 日	午後 4 時 28 分頃、沖館字小浜製材所工場内ののこぎり屑集積所から出火し、製材工場 1 棟全焼、1,640 m ² 焼失、損害 116,978 千円
昭和 53 年 10 月 19 日	午前 4 時 50 分頃、羽白字池上、青森市立油川中学校の音楽室前の廊下付近から出火し、体育館付校舎 1 棟全焼、3,830 m ² 焼失、損害 67,352 千円
昭和 57 年 7 月 2 日	午前 1 時 57 分頃、新城字平岡木工団地内の集成材工場内から出火し、工場 2 棟全半焼、1,336 m ² 焼失、損害 177,625 千円
昭和 60 年 8 月 27 日	午前 0 時 32 分頃、雲谷字山吹の店舗付旅館 1 階調理場から出火し、同棟 497 m ² 全焼、り災世帯 2 世帯、宿泊客 7 名がり災、損害 14,374 千円
昭和 63 年 4 月 8 日	午後 1 時 10 分覚知、千刈二丁目、木造 2 階建倉庫から出火し、同棟を全焼し、隣接の木造モルタル 2 階建共同住宅及び木造 2 階建事務所付作業場の 2 棟を半焼したほか、木造モルタル 2 階建共同住宅 1 棟を部分焼、敷地に駐車中の乗用車 2 台を焼損した。焼損面積 322 m ² 、損害額 6,952 千円
昭和 63 年 7 月 23 日	午前 4 時 27 分頃、松森字佃、青森市立佃中学校（耐火構造 3 階建）の 2 階理科準備室から出火、同準備室及び廊下を含めて 81 m ² 焼損した。なお、土曜日で生徒は退校しており負傷者はなかった。損害額 11,587 千円
平成元年 4 月 26 日	午前 1 時 47 分頃、松森一丁目、木造平屋建トタン葺の住宅から出火、火元棟を含む住宅 3 棟と共同住宅 1 棟、物置の 5 棟全焼、住宅 1 棟半焼、さらに住宅 3 棟が部分焼し、延べ 655 m ² を焼損、28 名がり災したほか、火元建物で居住者以外の男性 45 歳（氏名等は後に判明）が焼死した。 損害額 27,751 千円、り災世帯 16 世帯
平成 2 年 3 月 30 日	午後 8 時 10 分頃、新町一丁目、木造モルタル 2 階建トタン葺飲食店舗付住宅の 2 階から出火、同建物を全焼したほか、北隣接の店舗付住宅へ延焼し、同建物を合わせて 420 m ² 、2 棟を全焼し、全車出動となった。 損害額 43,165 千円、り災世帯 2 世帯
平成 2 年 5 月 21 日	午前 0 時 50 分頃、八重田字矢作、木造モルタル 2 階建トタン葺住宅 1 階台所から出火、同棟 98 m ² を全焼したほか、隣接住宅に延焼し、2 棟全焼、1 棟部分焼、延べ 296 m ² を焼損、駐車していた乗用車等 2 台も焼破損した。さらに住宅 6 棟（うち 1 棟は空家）と物置 3 棟が窓ガラス破損したほか、備品等一部焼損溶解し、応急消火義務者の男 62 歳が火傷（火傷程度 3 度・重症入院）を負った。損害額 28,935 千円、り災世帯 9 世帯
平成 3 年 1 月 31 日	午前 9 時 15 分頃、新城字山田、木造モルタル 2 階建トタン葺の住宅 1 階台所から出火、同棟を全焼したほか、同敷地内の車庫全焼、隣接住宅に延焼し、住宅 1 棟半焼、住宅 1 棟部分焼、焼損面積 197 m ² 、損害額 23,748 千円
平成 3 年 10 月 9 日	午後 11 時 48 分頃、篠田三丁目、木造一部 2 階建トタン葺車庫兼物置 1 階車庫から出火、同棟を全焼、隣接の住宅 2 棟全焼、車庫 1 棟全焼、共同住宅 1 棟部分焼、住宅 2 棟部分焼、専門学校 1 棟部分焼、乗用車 1 台焼損、焼損面積 543 m ² 、損害額 11,913 千円

平成4年8月15日	午後2時26分頃、三内字沢部、木造モルタル一部2階建トタン葺の住宅付車庫1棟を全焼した他、同敷地内、木造モルタル2階建、トタン葺の資材置場1棟を全焼、同敷地内、プレハブ1棟を全焼、車両4台全焼、2台部分焼、焼損面積 2,036 m ² 、損害額 51,541 千円
平成5年4月1日	午前9時9分頃、橋本三丁目、木造平屋建トタン葺の住宅1階居間から出火、同棟 59 m ² を全焼し、東側隣接住宅、物置及び北側隣接物置3棟を全焼、西側隣接住宅1棟半焼、南側隣接住宅及び東側隣接住宅2棟が部分焼となり、火元建物の女77才が焼死した。 焼損面積 227 m ² 、損害額 7,368 千円、原因はローソク
平成5年5月17日	午後1時57分頃、大野字金沢、木造モルタル一部2階建トタン葺の住宅1階台所から出火、同棟 157 m ² を全焼し、北側隣接倉庫1棟、東側隣接共同住宅及び倉庫2棟、南側住宅及び共同住宅2棟が部分焼となった。 焼損面積 167 m ² 、損害額 6,345 千円、原因はガスコンロの消し忘れにより天ぷら鍋に火が入ったもの。(全車出動火災)
平成5年5月19日	午後0時20分頃、本町一丁目、木造モルタル2階建トタン葺の貸駐車場及び遊戯場付住宅1階駐車場階段下付近から出火、同棟 355 m ² を半焼した。焼損面積 355 m ² 、損害額 92,457 千円、原因不明(全車出動火災)
平成6年2月10日	午後1時18分頃、荒川字筒井、木造一部下見板モルタル一部2階建トタン葺住宅1階車庫から出火、同棟 302 m ² を全焼し、東側及び西側隣接住宅2棟、西側隣接物置1棟が部分焼となった。 焼損面積 302 m ² 、損害額 10,469 千円、原因は薪ストーブの取灰の不始末。
平成6年3月25日	午前4時53分頃、本町五丁目、木造モルタル一部2階建トタン葺飲食店舗2階店舗内から出火し、同店舗を半焼した。 焼損面積 220 m ² 、損害額 40,067 千円、原因不明
平成6年5月2日	午後7時26分頃、大野字片岡、木造モルタル一部2階建トタン葺住宅1階台所から出火、同棟を全焼し、東側及び西側隣接住宅2棟が部分焼となった。焼損面積 121 m ² 、損害額 12,549 千円、原因はガスコンロの消し忘れにより天ぷら鍋に火が入ったもの。(全車出動火災)
平成7年8月21日	午後6時31分頃、新城字平岡、鉄筋コンクリート造一部2階建特殊浴場2階遊戯場から出火、同棟を部分焼した。 焼損面積 455 m ² 、損害額 85,202 千円、原因不明
平成9年11月24日	午前10時25分頃、旭町一丁目、木造モルタル2階建トタン葺住宅2階子供部屋から出火し、同棟を全焼、北側隣接住宅1棟全焼、1棟がぼやとなった。焼損面積 345 m ² 、損害額 42,850 千円、原因 石油ストーブ
平成10年11月8日	午前0時38分頃、中央一丁目、木造板張一部2階建空き家から出火し、同棟を全焼し、住宅1棟、食料品店1棟全焼、住宅1棟半焼、2棟がぼやとなった。焼損面積 1,041 m ² 、損害額 93,688 千円、原因 放火
平成11年7月14日	午後2時6分頃、造道一丁目、木造板張平屋建トタン葺木材乾燥場から出火し、同棟を全焼、隣接建物2棟を全焼した。 焼損面積 506 m ² 、損害額 50,191 千円、原因 屋内配線

平成13年1月25日	午前3時35分頃、南佃二丁目、木造不燃材張2階建、事務所兼倉庫から出火し、同棟を全焼、隣接工場兼事務所1棟半焼、レストラン1棟がぼやとなった。焼損面積 669 m ² 、損害額 36,476 千円、原因 不明
平成13年3月31日	午前0時10分頃、奥野三丁目、木造平屋建物置から出火し、同棟を全焼、隣接の物置、住宅等2棟全焼、2棟半焼し、焼死者2名が発生した。焼損面積 566 m ² 、損害額 29,000 千円、原因 不明
平成15年9月23日	午後11時18分頃、港町三丁目、木造モルタル2階建飲食店舗から出火し、同建物を全焼、隣接の倉庫1棟全焼、住宅1棟半焼、住宅1棟部分焼、住宅5棟がぼやとなった。焼損面積 1,969 m ² 、損害額 1,374,587 千円（第3出動火災）
平成18年10月16日	午後6時43分頃、久須志三丁目、木造モルタル2階建住宅付工場から出火し、同建物を全焼、隣接する住宅1棟半焼、共同住宅3棟部分焼、共同住宅1棟及び社員寮1棟ぼや、焼損面積 660 m ² 、損害額 33,332 千円（第3出動火災）
平成19年1月8日	午前9時47分頃、浪館前田三丁目、木造モルタル2階建住宅1階から出火、同建物を全焼、隣接する物置1棟全焼、住宅1棟及び車庫1棟部分焼、住宅1棟及び共同住宅1棟ぼや、車両2台焼損、焼損面積 216 m ² 、損害金 15,217 千円（第3出動火災）
平成19年4月29日	午後2時22分頃、駒込字月見野、木造モルタル一部2階建住宅から出火し、同建物を全焼、隣接する倉庫2棟全焼、住宅1棟及び車庫1棟ぼや、焼損面積 888 m ² 、損害金 18,974 千円（第3出動火災）
平成19年12月12日	午後6時28分頃、浅虫字蛸谷、木造モルタル2階建店舗併用住宅1階から出火、同建物を全焼、隣接する店舗併用住宅1棟部分焼、観光バス1台が焼損、焼損面積 227 m ² 、損害金 9,053 千円、（第3出動火災）
平成19年12月13日	午前4時24分、旭町一丁目、木造一部2階建住宅1階から出火し、同建物を全焼、隣接する住宅1棟及び共同住宅1棟半焼、住宅3棟部分焼、住宅2棟ぼや、焼損面積 309 m ² 、損害額 17,574 千円（第3出動火災）
平成20年8月23日	午後1時33分頃、浪岡大字北中野北畠、準耐火造2階建倉庫1階から出火し、同建物を全焼、焼損面積 11,082 m ² 、損害額 1,161,158 千円（第3出動火災）
平成21年8月19日	午後6時45分頃、横内字亀井、木造サイディング張り2階建住宅1階から出火し、同建物を全焼、隣接する住宅1棟半焼、1棟ぼや、焼死者1名（男58歳）、焼損面積 374 m ² 、損害額 4,326 千円、（第3出動火災）
平成22年7月5日	午前1時20分頃、浅虫字山下、木造2階建物置小屋から出火し、同建物を全焼、隣接する住宅1棟全焼、住宅1棟寺院1棟及び車庫1棟を部分焼、焼損面積 252 m ² 、損害金 4,493 千円（第3出動火災）
平成23年1月12日	午後1時55分頃、大野字前田、木造サイディング張り2階建共同住宅から出火し、同建物を部分焼、死者1名、焼損面積 59 m ² 、損害額 740 千円（第3出動火災）

平成24年10月17日	午後1時28分頃、原別六丁目、木造モルタル2階建倉庫1階から出火し、同建物を全焼、隣接する住宅兼事務所1棟、空き家1棟及び物置2棟全焼、住宅2棟及び物置1棟部分焼、物置3棟ぼや、焼損面積993㎡、損害額21,490千円（第3出動火災）
平成24年11月20日	午後0時27分頃、石江字平山、木造鋼板張り一部2階建住宅1階から出火し、同建物を全焼、隣接する住宅2棟部分焼、焼損面積174㎡、損害額8,004千円（第3出動火災）
平成26年4月16日	午前11時50分頃、野内字菊川、木造トタン張り平屋建て船小屋から出火し、同建物を全焼のほか、隣接する建物10棟全焼、2棟半焼、7棟部分焼、3棟がぼや、計23棟が焼損。焼損面積1,338㎡、損害額27,638千円（第3出動火災）
平成26年8月14日	午前11時43分頃、浅虫字蛸谷、木造モルタル一部2階建て住宅1階から出火し、同建物を全焼のほか、隣接する住宅4棟及び物置小屋1棟全焼、住宅1棟半焼、住宅2棟部分焼、住宅3棟がぼや、計12棟が焼損し、死者1名を出した。焼損面積1,063㎡、損害額34,279千円（第3出動火災）
平成28年4月25日	午前6時34分頃、原別三丁目、住宅全焼1棟、半焼1棟、部分焼2棟、共同住宅部分焼1棟、物置全焼1棟、乗用車2台焼損、焼損面積227㎡、損害額8,047千円（第3出動火災）
平成29年1月25日	午後8時31分頃、新城字山田、住宅1棟全焼、部分焼住宅及び作業所1棟、小屋部分焼1棟、負傷者1名、焼損面積337㎡、損害額3,883千円（第3出動火災）
平成30年4月4日	午前6時54分頃、鶴ヶ坂字早稲田、耐火造6階建て工場1棟部分焼、焼損面積310㎡、損害額1,081,334千円（第3出動火災）
令和2年5月25日	午後0時07分頃、鶴ヶ坂字早稲田、耐火造6階建て工場1棟部分焼、焼損面積273㎡、損害額273,969千円（第3出動火災）
令和3年9月28日	午後8時45分頃、大野字玉島、住宅1棟倉庫1棟及び物置1棟全焼、住宅1棟及び事務所1棟部分焼、小屋2棟及び物置2棟ぼや、車両3台焼損、焼損面積434㎡、損害額8,321千円（第3出動火災）

2. 林野火災

青森市の近年における主な林野火災の発生状況は、次のとおりである。

火災発生年月日	状 況 等
昭和44年7月15日	午後1時40分頃、瀬戸子山国有林内から出火し、国有林野2,000a焼失、損害額7,274千円
昭和44年7月	【浪岡地区】 王余魚沢 原野7ha
昭和45年5月30日	午前11時30分頃、岩渡字熊沢私有林から出火し、林野1,700a焼失、損害額1,375千円

昭和 46 年 5 月 20 日	午前 11 時 30 分頃、高田朝日山私有林から出火し、林野 7,300 a 焼失、6 時間後に鎮火、損害額 4,200 千円
昭和 62 年 5 月 10 日	午前 9 時 8 分頃、岩渡字熊沢 29、民有林地内から出火し、林野 2,000 a 焼失、損害額 40,893 千円
平成 9 年 4 月 28 日	午前 10 時 58 分頃、戸山字赤坂、戸山団地東側砥取山山麓から出火し、林野 2,053 a 焼失、損害額 22,705 千円
令和元年 5 月 5 日	午後 3 時 30 分頃、浪岡大字王余魚沢私有地から出火し、林野 515 a 焼失、損害額 4,141 千円
令和 2 年 4 月 4 日	午前 10 時 50 分頃、野沢字沢部私有地から出火し、林野及び原野 350 a 焼失
令和 2 年 5 月 9 日	午後 0 時 9 分頃、浪岡大字本郷私有地から出火し、休耕田及び林野 500 a 焼失、損害額 7,075 千円
令和 4 年 5 月 8 日	午後 4 時 5 分頃、岩渡熊沢私有地から出火し、林野 225 a 焼失

[参考]

年度	火災件数	延焼面積	備考
平成 15 年度	3 件	約 7,100 m ²	
平成 16 年度	0 件	0 m ²	
平成 17 年度	1 件	約 4,800 m ²	
平成 18 年度	1 件	約 1,000 m ²	
平成 19 年度	4 件	約 21,400 m ²	
平成 20 年度	7 件	約 14,100 m ²	
平成 21 年度	2 件	約 19,400 m ²	
平成 22 年度	1 件	約 4,000 m ²	
平成 23 年度	0 件	0 m ²	
平成 24 年度	5 件	約 28,500 m ²	
平成 25 年度	2 件	約 300 m ²	
平成 26 年度	4 件	約 2,700 m ²	
平成 27 年度	7 件	約 6,520 m ²	
平成 28 年	2 件	約 11,100 m ²	
平成 29 年	6 件	約 18,600 m ²	
平成 30 年	4 件	約 18,500 m ²	
令和元年	4 件	約 51,800 m ²	
令和 2 年	5 件	約 94,400 m ²	
令和 3 年	3 件	約 1,600 m ²	
令和 4 年	4 件	約 26,200 m ²	
令和 5 年	0 件	0 m ²	

第 5. 地 震

青森市における近年の主な地震災害は、次のとおりである。

十勝沖地震

ア. 地震の規模

昭和 43 年 5 月 16 日午前 9 時、青森地方気象台の地震計は、ややゆるやかな振動を記録し始め、約 30 秒後に強い横揺れとなり、ついに震度 5（M7.9）を記録した。青森市において震度 5 は昭和元年以降初めての記録である。

全国の地震観測網によって気象庁が観測した震源地は北緯 40.7 度、東経 143.7 度で、八戸市の東方約 180 km の地点、震源の深さは約 0 km と推定された。

イ. 被害の状況

県内全域（主として青森市、下北郡、上北郡に集中）の被害総額は約 470 億円に達し、死者 46 名、行方不明 2 名、負傷者 671 名、全壊 911 棟、半壊 4,851 棟、一部破損 47,961 棟のほか、火災の発生、交通の途絶、電信電話の不通、水道の断水など甚大な被害を受けた。

青森市においても死傷者 59 名、住家被害 2,250 棟、非住家被害 362 箇所及び公共施設、各種産業施設に被害が発生し、総額 34 億円にのぼる莫大な被害を出すに至った。

・死 者	5 名
・重軽傷者	54 名
・住家全壊（焼）	5 世帯
・住家半壊（焼）	888 世帯
・住家一部破損	1,357 世帯
・非住家一部破損	362 箇所
・公共施設関係	1,307,787 千円
・市民及び各種産業関係	2,179,210 千円
計	3,486,997 千円

ウ. 応急対策

この震災で青森市のほか 12 市町村に災害救助法が適用され、農林水産中小企業の一部には激甚法が適用となった。特に青森市の場合は、上水道施設が壊滅的打撃を受けたため、総力をあげて水道復旧に当たった。市内の 4 割に給水している横内浄水場では、水源地から浄水場までの導水管 20 箇所、沈澱池 2 箇所、ろ過池 4 箇所、配水池 2 箇所、市内までの送水管 160 箇所、市内の配水支管 230 箇所が寸断された。このため青森市では、配水管の復旧工事に全力をあげ、自衛隊、消防団、建設省、県、弘前市、秋田市、仙台市などの応援を得て、16 日から 22 日まで市中央部の 26,000 世帯、約 106,000 人に対し精力的な運搬給水を行った。

【浪岡地区】

住家半壊 2 世帯、非住家 10 棟

日本海中部地震

ア. 地震の規模

昭和 58 年 5 月 26 日午後零時頃、県内全域に強い地震が観測された。

震源地は秋田沖の日本海中部で、震源の深さは 14 km の地点、地震の規模は M7.7 を記録したが、青森市においても震度 4 の中震を記録した。

イ. 被害の状況

この地震で日本海沿岸一帯を津波が襲ったこともあり、死者 17 名、負傷者 25 名、全壊 447 棟、半壊 865 棟、一部破損 3,018 棟、床上浸水 62 棟、床下浸水 152 棟などの被害を受けた。

青森市においては、幸い人身事故はなかったものの道路の決壊、河川の護岸決壊、小・中学校の外壁亀裂、水道配水管の破損などを始め、卸小売業の商品損傷や店舗の破損などの被害を受けた。また、青森県内の鉄道が地震とともに全面ストップしたほか、東北本線も一時不通となった。

・ 公共施設関係	505,000 千円
・ 土木被害 (17 ケ所)	79,046 千円
・ 農業施設被害 (25 ケ所)	133,200 千円
・ 漁港施設被害 (10 ケ所)	173,800 千円
・ 上水道施設被害 (10 ケ所)	7,212 千円
・ 教育施設被害 (81 ケ所)	111,345 千円
・ 民間被害関係	594,130 千円

ウ. 応急対策

地震発生後、直ちに青森市地域防災計画に定める動員配備基準に従い予想される事態に対処すべく第一配備体制をとり、災害情報の収集に努め、被害状況に応じた応急処置に当たった。

また、津波警報が発表されたため青森市では警戒態勢に入り、青森港管理事務所を通じて潮位の把握、堤川の水位の測定、海岸地帯への消防団の配置及び万一の避難命令に対処するための広報車の配置等の措置をとった。その後、満潮時（午後 3 時 15 分）を過ぎ徐々に潮位、堤川の水位は減少し、体制は解除された。

【浪岡地区】

浪岡地区においては、震度 5（浪岡ダム測定）を記録し、重傷者 2 名、軽傷者 1 名、住家全壊 3 棟、半壊 16 棟、一部破損 201 棟等甚大な被害を受けた。

・ り災世帯数	510 世帯
・ り災害者数	2,015 人
・ 被害総額	2,141,200 千円

北海道南西沖地震

ア. 地震の規模

平成5年7月12日午後10時17分、北海道南西沖を震源とするM7.8の地震が発生し、青森市においても震度4（中震）を記録した。

震源地は北緯42度8分、東経139度4分で震源の深さは35kmと推定された。

イ. 被害の状況

北海道奥尻島を中心に大津波、家屋の損壊・浸水、家屋の焼失、道路の損壊、船舶の被害等により、多数の死傷者、行方不明者が発生する甚大な被害を受けた。

青森市においては、幸い人身事故等もなく被害は軽微であった。

・医療施設被害（外壁タイル一部はく離等）	1,913 千円
・商工関係被害（商品等の落下）	12,570 千円
・文教関係被害（ガラス等の破損）	738 千円
計	15,221 千円

ウ. 応急対策

地震発生後、直ちに青森市地域防災計画に定める動員配備基準に従い予想される事態に対処すべく態勢をとり、防災関係機関、庁内関係各部（課）と連絡をとりながら情報収集に努めた。

また、津波警報が発令されたため、消防本部、消防団では津波警戒態勢に入り海面監視を行ったが、特に異常は認められず態勢は解除された。

三陸はるか沖地震

ア. 地震の規模

平成6年12月28日午後9時19分頃、三陸はるか沖のごく浅いところを震源とするM7.5の地震が発生し、八戸市で震度6、青森市、むつ市、盛岡市においても震度5（強震）を観測したほか、北海道から中部にかけての広い範囲で有感となった。

震源地は、北緯40度27分、東経143度43分である。

イ. 被害の状況

八戸市を中心に県南では多数の死傷者、家屋の全壊・損壊、道路、港湾施設、上下水道をはじめライフラインに甚大な被害を受けた。

青森市においては、清掃工場の煙突破損、水路トンネル内壁部分崩壊、小中学校の外壁亀裂、水道配水管の破損等をはじめ、卸小売業の商品落下による商品損傷や店舗等の破損などの被害を受けた。

また、市内一部での一時停電（500戸）と、J R東北本線が不通となり野辺地～八戸間がバス代行となった。

・軽傷者	4 名
・公共施設被害	331,829 千円
・公共文教施設被害	25,630 千円
・農林水産業施設被害	119,588 千円
・その他公共施設被害	186,611 千円
・民間被害関係	236,822 千円
計	568,651 千円

ウ. 応急対策

地震発生後、直ちに青森市地域防災計画に定める動員配備基準に従い予想される事態に対処す

べく態勢をとり、防災関係機関、庁内関係各部（課）と連絡をとりながら情報収集に努めた。
 なお、甚大な被害を受けた八戸市に対し、水道部職員 9 名、給水タンク車 3 台を地震発生の翌日、災害復旧要員として派遣した。

東日本大震災

ア. 地震の規模

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県・福島県・茨城県・栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱～1 を観測した。

震源地：北緯 38 度 06.2 分 東経 142 度 51.6 分 深さ 24km

イ. 被害の状況

この地震により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸で非常に高い津波を観測し、各地で甚大な被害が発生した。

青森市では人的被害はなく、建物被害も軽微であったが、地震発生直後より市内全域で停電となり、全域の復旧は翌日 18 時頃であった。県内では県南を中心に多数の人的被害、建物被害が発生した。

ウ. 応急対策

地震発生後直ちに警戒配備体制を整え、災害に関する情報収集に努め、陸奥湾を対象に津波注意報が発表されたことから、陸奥湾沿岸部の地域（31,118 世帯）に対し避難勧告を発令。津波注意報が津波警報に切り替えられたことから、災害に対する警戒を強化するため警戒対策本部を設置し、この間の情報収集の中で、津波による影響や停電が長期化することが予想されたことからさらに警戒を強めるために災害対策連絡本部に切替し、市の体制を非常配備体制の 3 号配備（全職員配備要員）により応急対策を実施した。また、避難勧告を避難指示に切替え、これらに対応するための避難所として 26 箇所を開設、避難者は最大で 1,610 名にのぼった。

第6. 津 波

青森市内は、地形的に下北半島、八甲田山系、津軽半島に囲まれた波静かな陸奥湾に面していることなどから、直接、震源域が海岸に面している太平洋岸や日本海岸の地域に比べ、比較的津波の影響は少なく、これまでに大きな被害を受けていない。

第7. その他**八甲田山自衛隊員死亡事故**

平成9年7月12日、八甲田山代平において、陸上自衛隊のレンジャー訓練中、隊員が誤って窪地（通称「ガス穴」）に転落し、二酸化炭素中毒で12名が病院に収容され、うち3名が死亡する事故が発生した。

事故後、青森県は事故の発生原因を究明し、事故再発の予防対策に資することを目的として、国の協力を得て学識専門家による「八甲田山火山ガス調査専門委員会」を設置し、平成10年度から11年度にかけて詳細な調査・研究を行った。

この調査専門委員会の調査結果に基づき、青森市は平成12年度において、窪地内への火山性二酸化炭素の滞留を防止するため、窪地及び周辺の樹木の刈り払いを行うとともに、立ち入り禁止のための防護柵を設置し、定期的に巡視、点検、安全管理作業を行いながら、事故の再発防止に努めている。

八甲田登山道付近における遭難事故

平成22年6月20日早朝、酸ヶ湯温泉から仙人岱へと通じる登山道から外れた場所において、タケノコ取りのために入山した7名のグループのうち、硫化水素ガスにより、女子中学生1名が死亡、男女3名が病院へ搬送された。

事故後、国・県・市等の関係機関による連絡会議を設け、原因調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、再発防止のための注意喚起看板の設置等を行っている。

不発弾処理

ア. 発見日時 昭和56年4月6日 午前9時50分

イ. 発見場所 青森市大字野内字浦島16番地 シェル石油㈱青森油槽所敷地内

ウ. 発見爆弾 米国製500ポンド爆弾（250kg程度）、長さ約1.25m、直径30cm

エ. 発見時の状況

4月6日シェル石油青森油槽所内において石油タンク2基を埋設するための地盤改良中、地下約3.5メートルのところから前記爆発物を発見、パワーショベルで地上に揚げた後その周りを土のうで固めた状態に置き、処理方法を検討することとした。

オ. 処理対策

不発弾発見と同時に各関係機関を招集して、不発弾処理対策会議を開催し、今後の処理対策を検討したが、自衛隊が爆弾処理作業を実施する際に爆発の危険性があるため、青森市では対策本部を設置し、市民の避難対策に当たることとした。

4月23日処理作業当日8時30分から市民の避難を開始し、各関係機関の作業準備完了後、予定通り10時に作業が始まり、約6時間30分の長時間の作業後、無事、爆弾を処理した。

カ. 主な対策事項

（ア）4月15日、青森市において「野内浦島不発弾処理対策本部」を設置

（イ）不発弾の処理作業は、爆弾の移動が危険なため、現場で信管を抜き取ることとした。

- (ウ) 爆発の危険があるため、爆弾の周りを土のうで固め、同時に油槽から油を抜くこととした。
- (エ) 半径 1.2km の市民（対象世帯 690 世帯、人員 2,260 名）を避難場所（久栗坂小学校、宮田小学校、原別小学校）にそれぞれ避難させることとした。
- (オ) 処理作業時間帯は、バス、車両及び鉄道、船舶の安全のため、陸上と海上の交通規制を行うこととした。

キ．対策費（青森市分）

市民避難対策費用 5,296 千円

ク．補償問題

青森市に対して、シェル石油㈱及び三井液化ガス㈱から爆弾処理経費について補償の要望があったが、責任の所在が明らかでないことから補償はできないこととしたが、昭和 56 年 11 月 30 日、シェル石油㈱代表取締役より費用償還の請求の訴状が出され、法廷で争うことになった。

しかし、昭和 59 年 12 月 27 日に至ってシェル石油㈱側は訴えを取り下げている。

第9節 青森市の地震環境**第1. 青森市の地震災害履歴**

青森市の位置する東北日本においては、三陸などの太平洋側で規模の大きい地震が歴史的に繰り返されてきたほか、近年では日本海側でも大きい地震が相次いで発生している。しかし、青森市では太平洋側や日本海側の地域に比較すると、これらの地震によって甚大な被害は受けていない。

国土交通省では、建築物の保持すべき耐震性を求めるために、地域ごとにどれだけの大きさの地震には耐えられるような建物にしなければいけないかということを、地域係数という形で示している。これは、地域ごとに大きい地震動の発生する確率から定められたものであるが、これによると、青森市が地震によって被害を受ける危険性は、およそ国内では平均的なランクにあるということがわかる。

青森市は、近年では、1994年12月28日「三陸はるか沖地震」、1968年5月16日「十勝沖地震」によって、震度5を経験している。また、過去には、1763年の八戸沖の地震及び1766年の津軽内陸の地震によって、震度6を経験したのではないかと推測されている。

歴史上に伝えられている史料から過去の地震についてまとめると、青森市では、最近約300年の間に震度5と推定される揺れを6回、また、震度6と推定される揺れを2回ほど経験している。これらから、青森市では、震度5程度の揺れはおよそ50年に1回、震度6程度の揺れは200年程度に1回起こる確率となる。

第2. 青森市周辺の活構造**1. 青森市周辺の地震環境**

青森市を含む東北地方北部における比較的規模の大きい地震の発生する場所は、大きく3つに分類することができる。一つは太平洋側、一つは日本海側、そしてもう一つは内陸である。

気象庁のデータに基づく、近年における青森市周辺の地震の発生状況から、地震の震源の深さ及び規模の分布を見るために、青森市付近の断面を東西方向の線で鉛直に開いて震源分布を見たものが「青森市付近震源分布垂直断面図」である。

青森市付近の地震の発生分布を見ると、太平洋側においては、日本海溝で浅い地震が発生し、そこから内陸の深部へ向かって地震の発生が集中している帯が見られる。これが太平洋側の主な地震の発生域である。一方、日本海においては、浅い地震の集中域が見られる。これが日本海側の主な地震の発生域である。両者に挟まれた内陸部には、顕著な地震発生の集中域は見られない。

太平洋側においては、日本海溝から東北日本の陸地の下へ向かって潜り込むプレートの境界部がある。この潜り込んで行くプレートは、「太平洋プレート」と呼ばれるものであり、年間約8cmの速さで東南東から西北西へ移動している。このプレートの運動によって、境界部

第1章 総 則

第9節 青森市の地震環境

の岩盤にひずみが蓄積され、それが地震という形で開放される。このため、太平洋側では、しばしば巨大な地震が繰り返されてきている。

なお、日本海側で発生する浅い地震については、現時点では、そのメカニズムはよく解明されてはいないが、太平洋側と同様にプレートの境界で発生しているという説もある。大規模な地震の発生頻度は、太平洋側と比較すると小さいものの、近年繰り返し大規模な地震を発生させている。

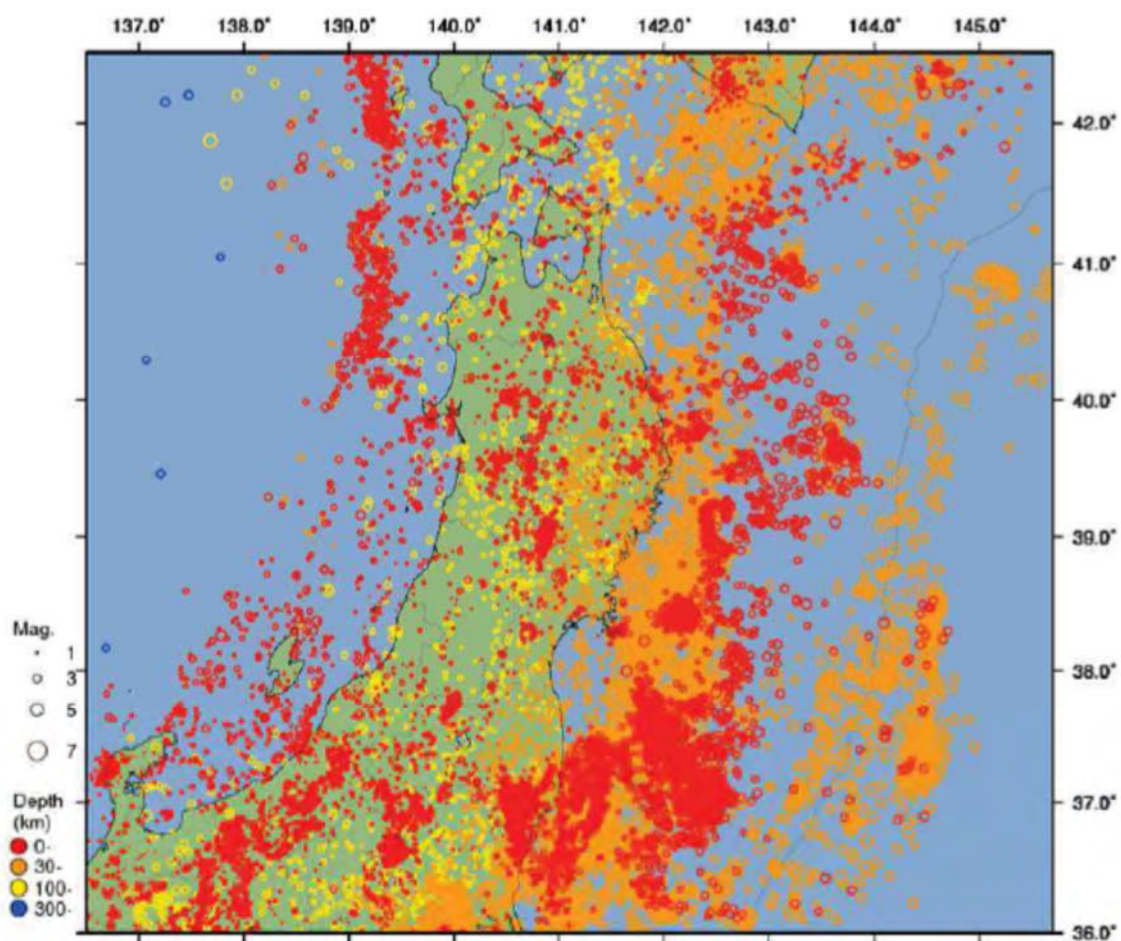
また、内陸で発生する比較的規模の大きい地震は、主に活断層によるものと考えられる。東北日本においては、潜り込んでいく太平洋プレートの運動のため、東西方向に圧縮される力が働き、その影響で南北方向に伸びている活断層が多く分布している。これらの断層が地震を発生させる間隔は数千年とかなり長いものであり、被害をおこすような地震が発生する確率は太平洋側や日本海側で発生する地震に比較して極めて小さい。しかし、都市の直下あるいはその周辺で発生する可能性があるため、大きい被害を局所的に発生させる危険性がある。

【東北地方北部で発生する地震発生場所の特徴】

特性	太平洋側	日本海側	内陸
発生場所	プレート境界又はその付近	プレート境界（※）	活断層
発生間隔	一つの震源域において、30年程度の間隔で繰り返し地震が発生する。青森市では2、3年に1度の間隔で震度4以上の揺れを受ける。	一つの震源域において、大きい地震が発生する間隔は百年程度～数百年と考えられる。	一つの断層において、大きい地震が発生する間隔は数千年～1万年程度と考えられる。
地震規模	M8レベルの巨大なものまで発生する。	M7～8	M7レベル
被害範囲	広範囲に及ぶ。 津波を伴うことがある。	広範囲に及ぶことがある。 津波を伴うことがある。	局所的

（注） 日本海中部地震や北海道南西沖地震を発生させた日本海東縁にプレート境界があるという説があるが、確かではない。

【青森市付近震源分布垂直断面図】



出典：気象庁、震央分布図 東北 2014

図 1-1(1) 青森市周辺の地震発生状況(2014 年)

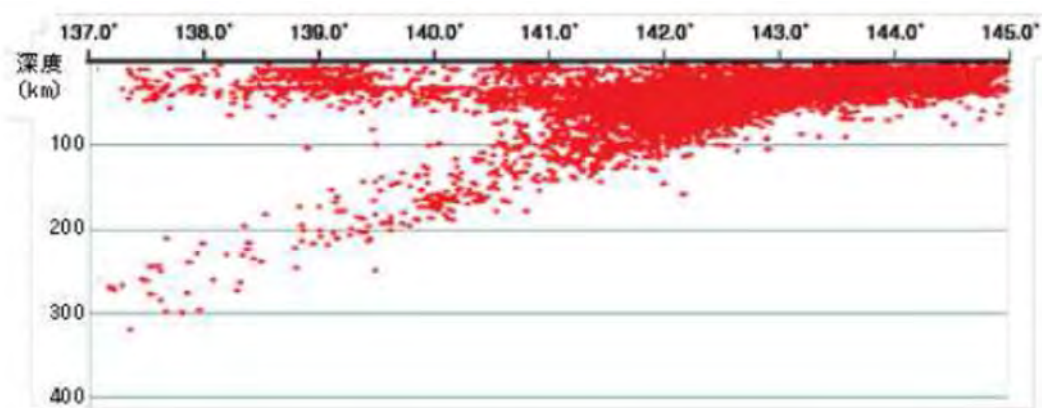


図 1-1(2) 北緯 41 度の 1973 年～2015 年の震源分布垂直断面図（データ：USGS）

2. 太平洋側の地震

東北地方の太平洋側沖合は、日本付近で最も地震活動が活発なエリアのひとつである。青森県の沖合においては、1968 年の十勝沖地震 (M7.9) や 1994 年の三陸はるか沖地震 (M7.5) が発生しており、青森市にも少なからぬ被害を及ぼした。

先述のように、この地域で起こる地震は、日本海溝において東北日本の直下に潜り込んでくる太平洋プレートの運動によって、プレートの境界付近で起こるものであるが、その震源域は沖合の日本海溝付近にのみ存在するものではなく、青森県域の直下までプレート境界に沿って広がることがある。

青森市では、太平洋側で起きる地震によって2、3年に一度の頻度で震度4以上の揺れを受けており、1968年の十勝沖地震や1994年の三陸はるか沖地震では震度5の揺れを受けている。

このように太平洋側は青森市において、最も被害を受ける可能性の高い地震発生域であるが、青森市域に壊滅的な被害を発生させるものではない。

なお、太平洋側で起きるこのような規模の大きい地震では、しばしば津波が発生しているが、青森市は下北半島が自然の防波堤の役割を果たしており、市内で津波の被害が生じた記録はない。

3. 日本海側の地震

日本海東縁部では、1983年の日本海中部地震(M7.7)、1993年の北海道南西沖地震(M7.8)などの規模の大きい地震が発生しており、青森市においても、これらの地震によって被害が発生している。

日本海東縁部は、1964年の新潟地震(M7.5)を発生させた新潟沖から、1940年の積丹半島沖地震(M7.5)を発生させた北海道西部にかけて、規模の大きい地震が南北に並ぶように発生することが歴史的資料によってわかっている。このため日本海東縁部は、プレート境界又はプレート境界が発生している途中であるという説もある。

日本海東縁部で発生する規模の大きい地震は、ほとんどの場合、津波を発生させ、日本海沿岸の地域に被害をもたらすが、青森市においては、津軽半島が自然の防波堤の役割を果たすため、津波による被害を記録したことはない(1741年の渡島大島噴火による大津波は、このタイプの地震とは異なる)。

日本海東縁部で発生する規模の大きい地震は、太平洋側で発生する地震に比較して発生頻度が1桁以上小さい。また、青森市域では、このエリアで発生する地震によって生じる被害は、太平洋側で発生する地震に比べて軽微なものとなっている。

4. 内陸で発生する地震

内陸で発生する比較的規模の大きい地震は、主に活断層によるものと考えられる。

東日本においては、沈み込んでいる太平洋プレートの運動のため、東西方向に圧縮される力が働き(図 1-1(3))、その影響で南北方向にのびる活断層が多く分布している(図 1-1(4))。これらの断層が地震を発生させる間隔は千年以上から1万年とかなり長いものであり、被害を生じさせるような地震が発生する確率は、太平洋側や日本海側で発生する地震に比べるときわめて小さい。しかし、青森市直下あるいは近傍で地震が発生した場合には、甚大な被害を発生させるものである。

青森市付近の活断層の分布を、「新編日本の活断層」(活断層研究会、東京大学出版会、1991)から抜粋したものが図 1-1(4)である。青森市周辺には、津軽山地西縁断層帯と青森湾西岸

断層帯と呼ばれる活断層帯が分布している。入内断層を含む青森湾西岸断層帯及び津軽山地西縁断層帯（北部、南部）は国内の主要な活断層に含まれるものとして、地震調査研究推進本部により、活断層長期評価に関する調査の対象となっている。以下はこの評価結果から抜粋する。また、これらとは別に、青森湾内の活断層の状況も含めて、独立行政法人産業技術総合研究所でも調査（「青森湾西岸断層帯の活動性および活動履歴調査」、2009）が行われており、その結果把握されている活断層の分布を図 1-1(5)に示す。

津軽山地西縁断層帯は、青森指南西部から北北西へ延びる活断層で、1766 年の津軽地域の地震（M7+1/4 程度）を生じさせた可能性が指摘されている。

この地震は、過去に青森市周辺に最も大きい被害をもたらしたと考えられる地震である。

入内断層を含む青森湾西岸断層帯は、浪岡の北東方、青森市の中央西寄りを南北に縦断する断層帯である。その地震発生間隔は、3 千～6 千年程度で過去の活動時期は不明である（独立行政法人産業技術総合研究所の調査では周期約 2 千 6 百年～5 千年、最新活動時期約 2 千 8 百年前以後～約 1 千 6 百年前以前としている）。地震調査研究推進本部は、「本断層帯は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」とコメントしている。

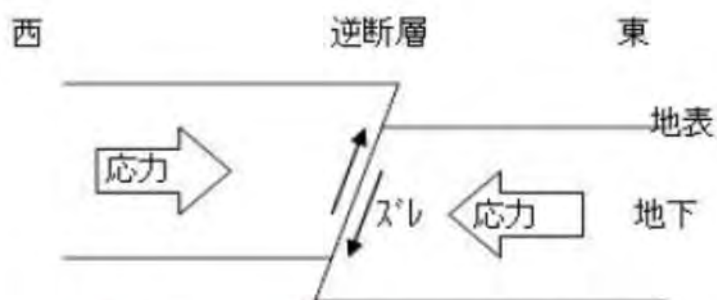
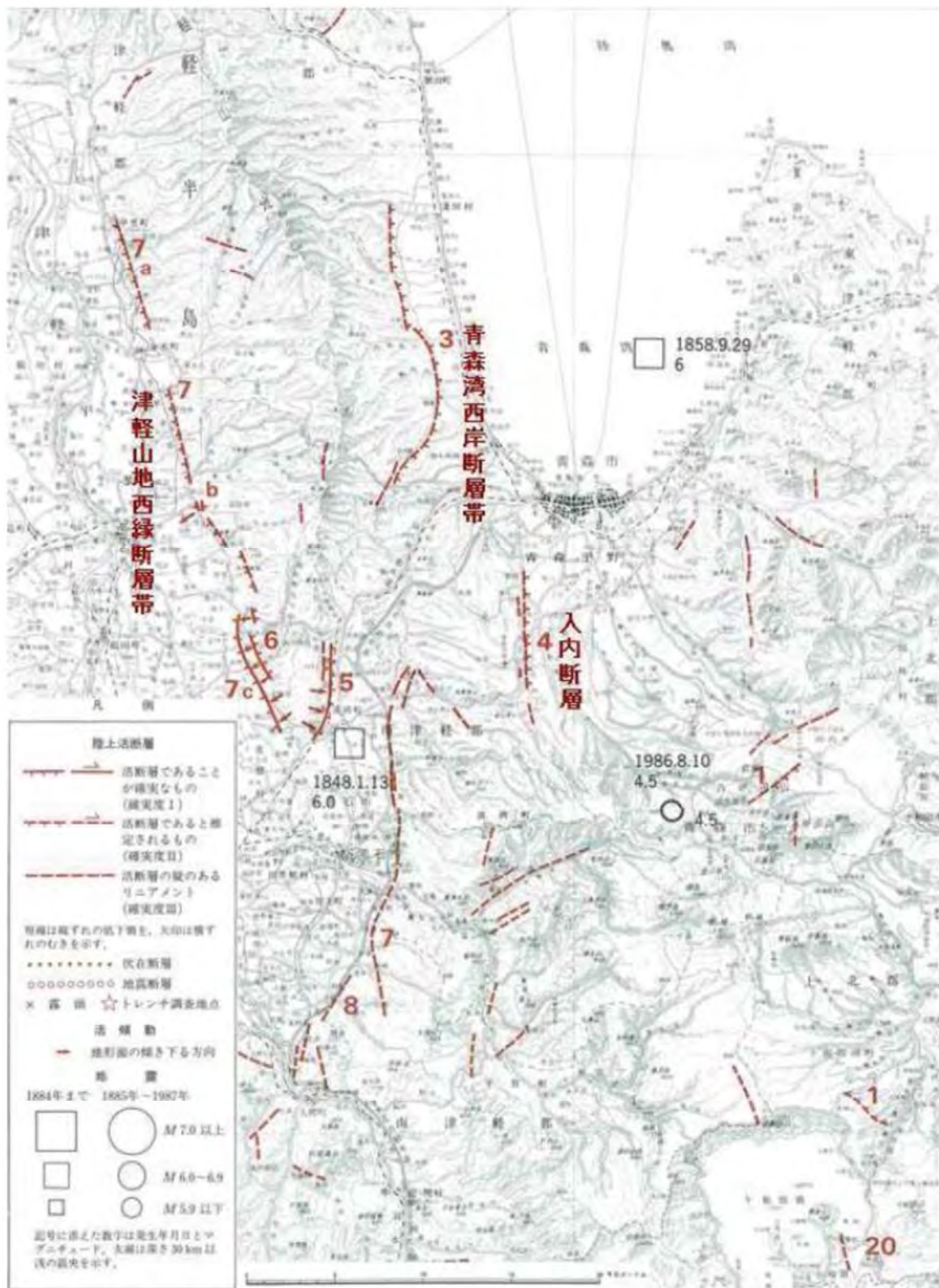


図 1-1(3) 東西応力場と断層の関係

このほか、岩木山周辺や十和田・八甲田周辺では過去に群発地震が発生したことがある。ただし、いずれも比較的規模の大きい地震を発生させるものではない。



出典：「新編日本の活断層」（活断層研究会、東京大学出版会、1991）

図 1-1(4) 青森市付近の活断層分布



出典:「青森湾西岸断層帯の活動性および活動履歴調査」(独立行政法人産業技術総合研究所,2009)

A～C:青森県(1999)による反射法弾性波探査測線。

D:本調査による反射法弾性波探査およびボーリング調査地点。

基図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図「青森」を使用

図 1-1(5) 青森湾西岸断層帯および周辺の活断層の位置図

表 1-1(5) 津軽山地西縁断層帯北部の活動調査結果(地震調査研究推進本部, 2004)

項目	調査結果	備考
断層の長さ	約 16km	五所川原市－浪岡付近の断層、大平断層、山越断層、飯詰断層、浪岡撓曲
断層の延びの方向	北北西－南南東	
断層の型	東側隆起の逆断層	
平均活動間隔	不明	
最新活動時期	1766 年(明和 3 年)の地震	
平均変位速度	1,000 年あたり 0.2～0.3m 程度	活動度 B 級
1 回の変位量	不明	
地震発生確率	不明	

表 1-1(6) 津軽山地西縁断層帯南部の活動調査結果(地震調査研究推進本部, 2004)

項目	調査結果	備考
断層の長さ	約 23km	黒石断層
断層の延びの方向	南北	
断層の型	東側隆起の逆断層の可能性	
平均活動間隔	不明	
最新活動時期	1766 年(明和 3 年)の地震の可能性	
平均変位速度	不明	
1 回の変位量	不明	
地震活動の規模	マグニチュード 7.1～7.3 程度	
地震発生確率	不明	

表 1-1(7) 青森湾西岸断層帯の活動調査結果(地震調査研究推進本部, 2004)

項目	調査結果	備考
断層の長さ	約 31km (15km 以上の可能性もあり) ※	青森湾西断層、野木和断層、入内断層
断層の延びの方向	北北西－南南東	
断層の型	西側隆起の逆断層	横ずれ成分については不明
活動周期	3 千～6 千年程度 ※	
最新活動時期	不明 ※	
平均変位速度	1,000 年あたり 0.4～0.8m 程度 (上下成分)	活動度 B 級
地震発生確率	今後 30 年間で 0.5～1%	国内ではやや高いグループ

※上記調査とは異なり、独立行政法人産業技術総合研究所(2009)では、青森湾西岸断層帯について、断層の長さ約 27km、活動周期約 2 千 6 百年～5 千年、最新活動時期約 2 千 8 百年前以後～約 1 千 6 百年前以前としている。

(資料)

○ 青森市被害地震一覧 (資料・様式編/資料 6)

第10節 風水害等災害の想定

この計画の作成にあたっては、青森市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 豪雪による災害
- (5) 海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- (6) その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第11節 地震・津波災害の想定

第1. 災害の想定

この計画の作成にあたっては、青森市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震・津波災害発生状況及び青森市地震防災アセスメントの調査結果等を勘案し、これを基礎とした。

第2. 青森市地震防災アセスメントの調査結果

1. 想定地震の設定

青森市に被害を及ぼす地震のタイプは、次のように大きく3つに分類される。

- 太平洋側で発生する地震
- 日本海側で発生する地震
- 青森市周辺の内陸直下で発生する地震

青森県地震・津波被害想定調査（平成25年度）の調査結果を基に、以下に掲げる地震について被害想定を行った。

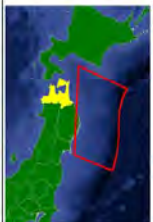
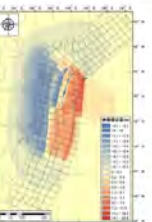
- ◆ 発生頻度が高く、大きな被害を及ぼす可能性のある海溝型の太平洋沖地震
- ◆ 発生頻度は低いが、発生した場合には青森市に最も甚大な被害を及ぼす可能性のある内陸直下型の入内断層地震

なお、日本海側で発生する地震は、青森県の調査結果から、太平洋側で発生する地震に比べて発生頻度が低く、被害も軽微なものとなっているため、太平洋側の地震に備えることで防災対策は補えるものとして、被害予測は行わなかった。

（1）太平洋側想定地震モデル

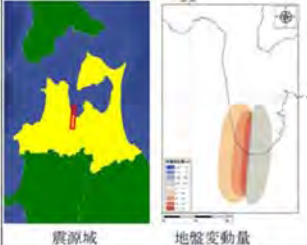
太平洋側で発生する地震としては、日本海溝でぶつかり合うプレート間で発生する大規模地震を想定し、これまでに発生した最大規模となる地震において、1968年十勝沖地震および2011年東北地方太平洋沖地震の発生場所付近で起こる地震が、青森市への被害が最も大きくなると考えられる。

そこで、この2つの地震の震源域を考慮し、青森市へ最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定した。

対象津波		H24 青森県太平洋側想定地震津波	
マグニチュード		Mw = 9.0	
使用モデル		H24 青森県太平洋側独自断層モデル	
概要	説 明	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」で平成17年6月22日に検討された「三陸沖北部の地震」と「明治三陸タイプ地震」を網羅する津波断層領域を想定した地震。	
震源域と地盤変動量			
		震源域	地盤変動量

(2) 入内断層想定地震モデル

青森市内において最大級の被害が想定される入内断層については、「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業技術総合研究所 平成21年5月)」において、入内断層の北方に約5.5Km以下の間隔において青森港沖背斜が分布し、その東翼部には西上がりの累積的な逆断層(海底活断層)が推定できたとされたことから、内陸直下型の断層モデルとして設定した。

対象津波	H24 青森県青森湾西岸断層帯(入内断層) 想定地震津波
マグニチュード	Mw = 6.7
使用モデル	H24 青森県青森湾西岸断層帯(入内断層) 独自断層モデル
概要	産業技術総合研究所による平成21年の調査結果報告を基にした想定地震。
説明	震源域と地盤変動量 

2. 発生時刻等

中央防災会議にて示された被害予測手法や青森県における調査結果を踏まえた調査手法を採用することとし、結果については、市内の小学校区を基本単位としてとりまとめた。

条件は、3種類のケース(夏・昼12時、冬・18時、冬・深夜の時間帯)を設定し、青森市の地域性等を踏まえ、豪雪地、寒冷地における建物の特性や冬季の火気器具使用状況等についても考慮して検討を行った。

3. 地震動の予測

地震動の予測は2段階で実施した(下図の過程①と過程②)。

過程①は震源断層から岩盤中を地震波が伝播する過程で、震源から遠ざかるにつれて地震動が小さくなる。

過程②は地下の浅いところ(表層地盤または浅層地盤という)を地震波が伝播する過程で、軟らかい地層中で地震動が増幅される。

過程①については、統計的グリーン関数法による強振動解析手法を用いて、入倉(1986)に従い波形合成を行い、工学基盤上(S波速度 $V_s = 400\text{m/s}$ 以上)の計測震度を算出する。

過程②については、地盤モデルより地震動の増幅に関わる AVS30(微地形区分から算出される表層地盤の層厚30mの平均S波速度)を求め、AVS30の値から横田ら(2005)の方法により、震度の増加分を求めて、工学的基盤上面での計測震度に足し合わせて、地表の計測震度とする。

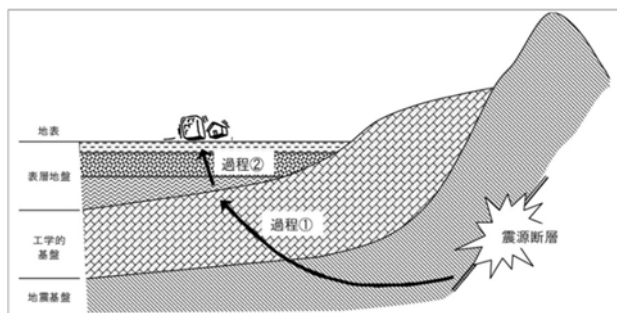
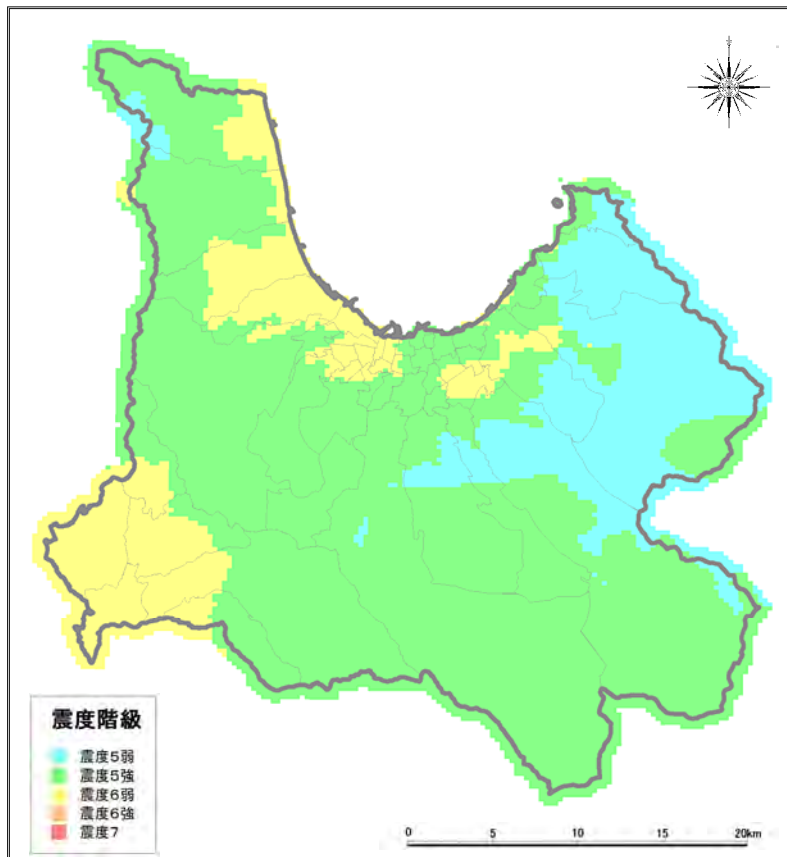
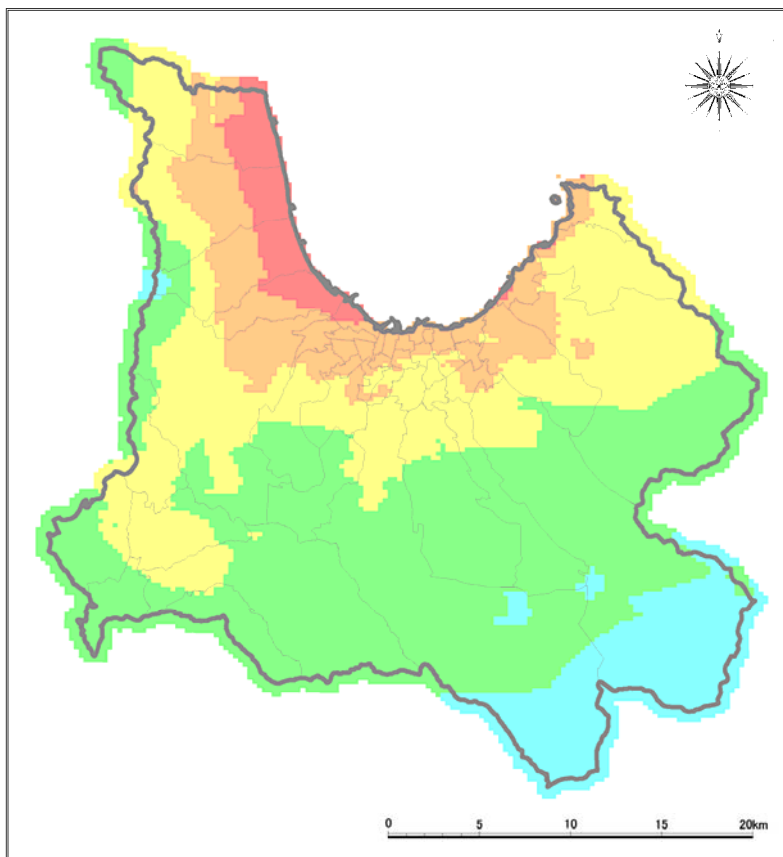


図 地震動伝搬のしくみ【震度分布予測】



- ・市東部の山地を除き、市内全域で震度 5 強以上の想定である。
- ・砂礫、粘土層の表層地質である浪岡地区周辺と西沿岸の一部で最大震度となる 6 弱となっている。

震度分布予測図（太平洋沖地震）



- ・市内全域の想定震度は太平洋沖地震より強い震度想定である。
- ・沿岸部と山地部で想定震度差が顕著で、西部の想定震度が強い傾向にある。
- ・特に震源域に近い市西側の沿岸部では震度 7 を示している。
- ・強震度想定となっているエリアは震源域に近く砂礫、粘土層で構成されている。

震度分布予測図（入内断層地震）

4. 液状化危険度予測

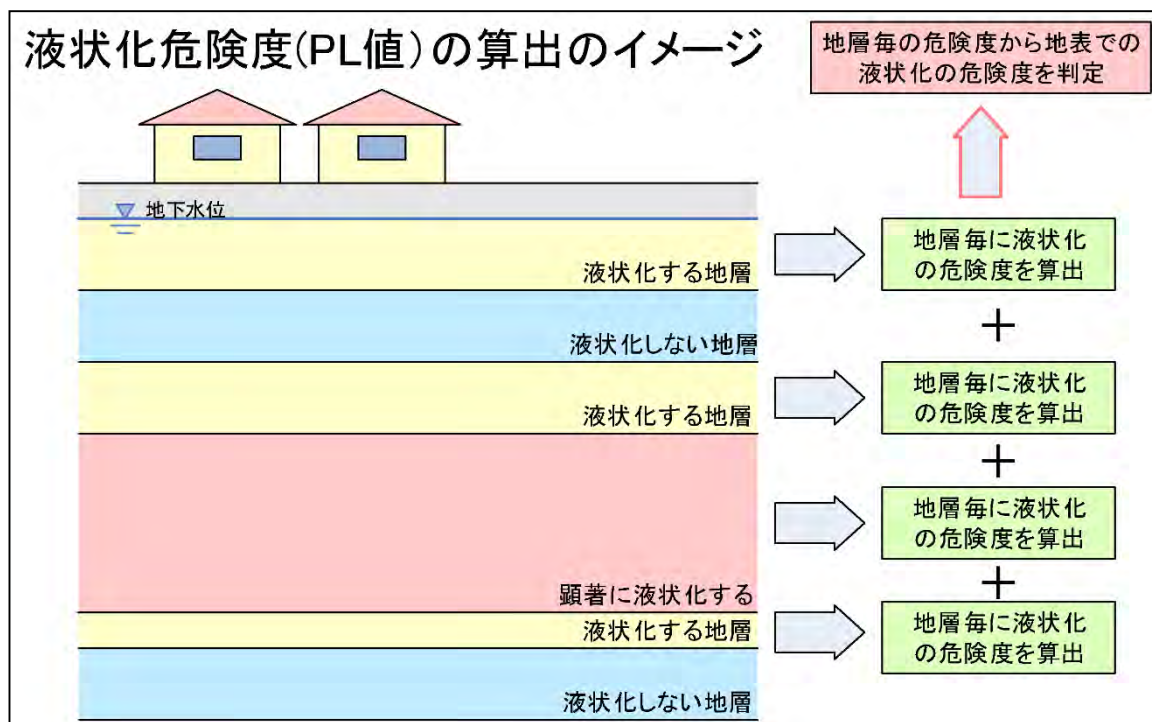
液状化の予測には、青森県より収集した最新の地形モデル、表層地質モデル、表層地盤モデルのデータから、液状化の可能性がある地層を対象として、地表面の液状化危険度(PL 値)を算出した。

算出手順としては、既往の予測結果や青森県で採用されている「道路橋示方書(2012)」に基づく FL 法による判定法(地表面震度、地盤の N 値、地下水位、平均粒度等)によって行い、液状化の評価は地表面から 20m まで実施すると共に、各地層の評価値である FL 値を用いて、地盤全体の液状化危険度(PL 値)を予測した。

表 1-3-5 PL 値と液状化危険度判定

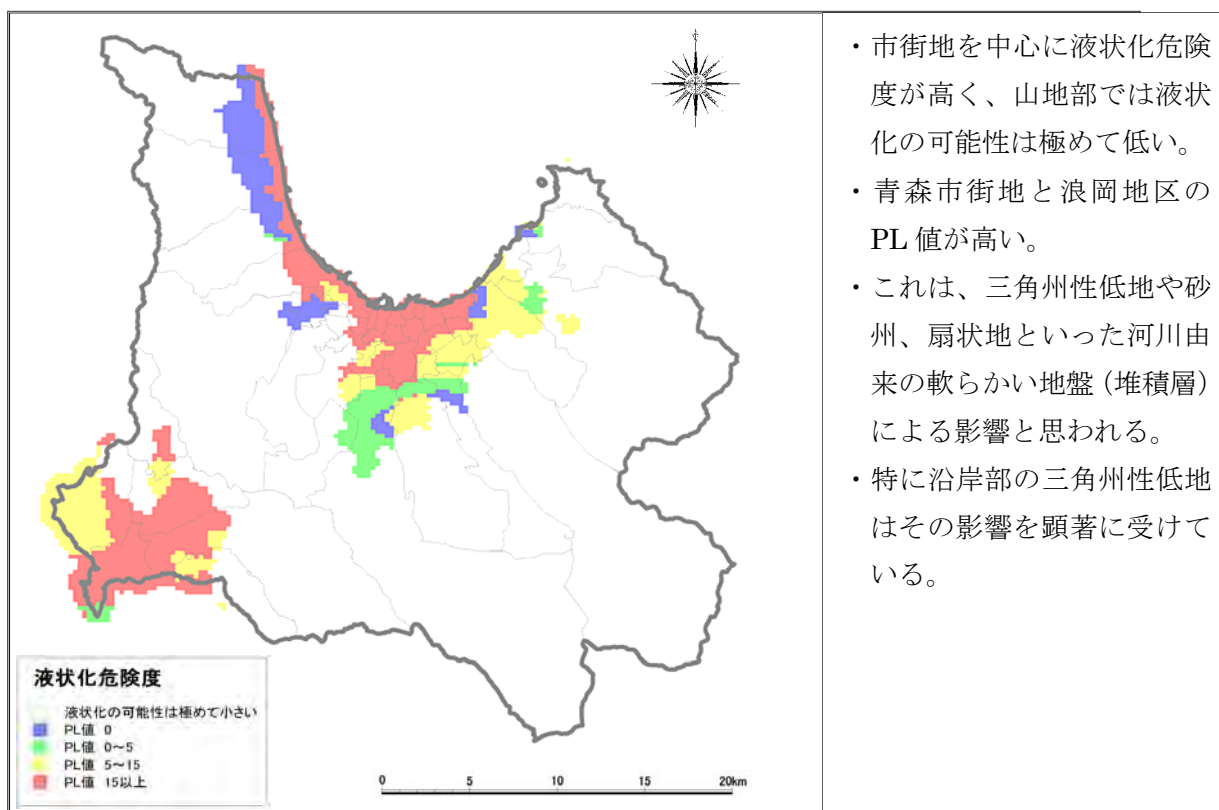
PL 値	液状化危険度
0	液状化の危険性が極めて低い
0～5	液状化危険性は低い
5～15	液状化危険性は高い
15 以上	液状化危険性が極めて高い

液状化危険度の算出イメージ

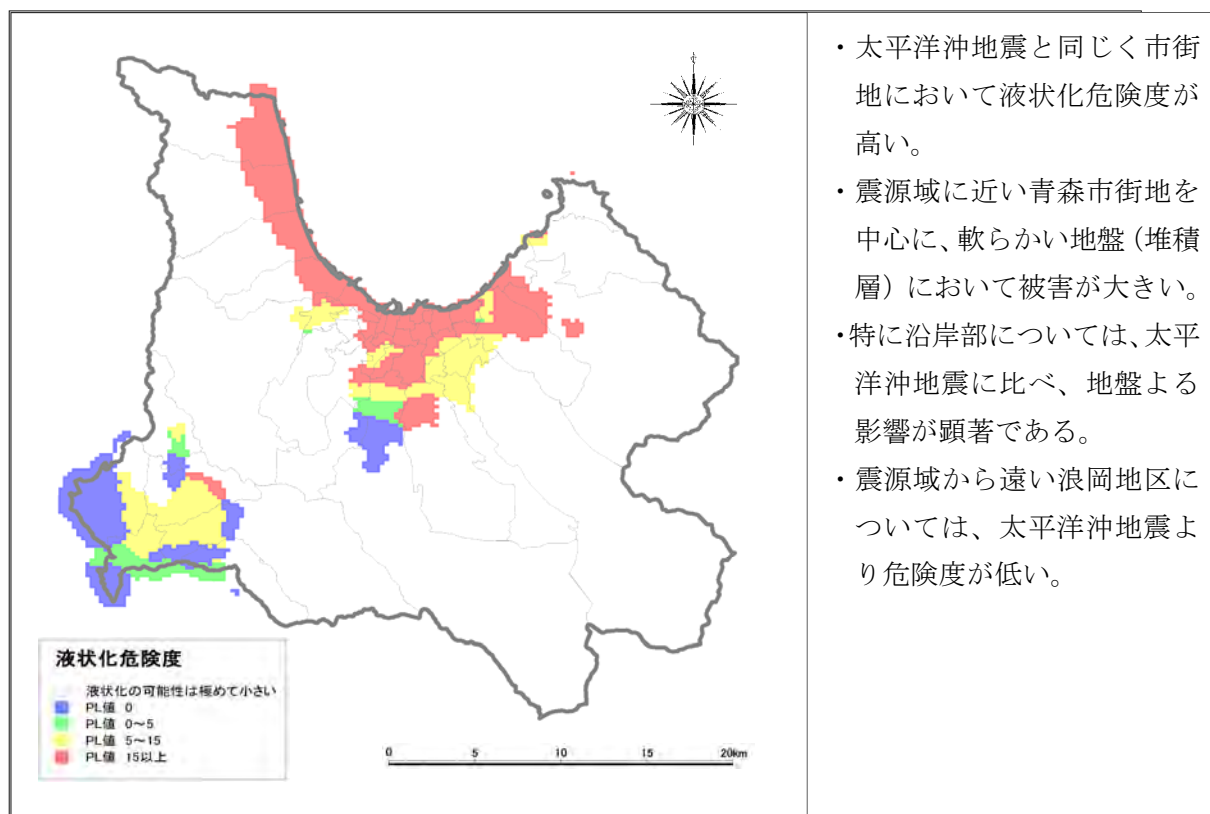


出典：青森県地震・津波被害想定調査説明資料

【液状化危険度分布予測】



液状化危険度予測図（太平洋沖地震）

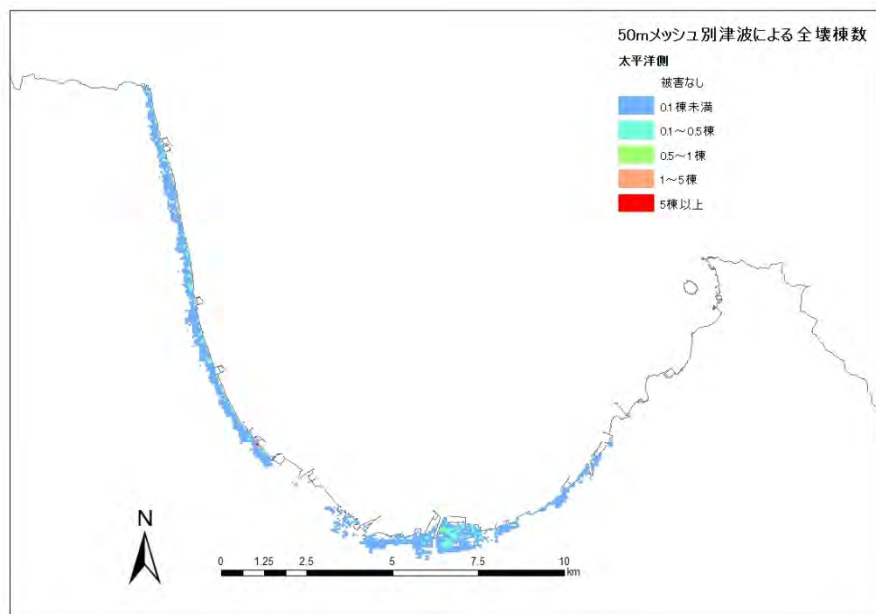


液状化危険度予測図（入内断層地震）

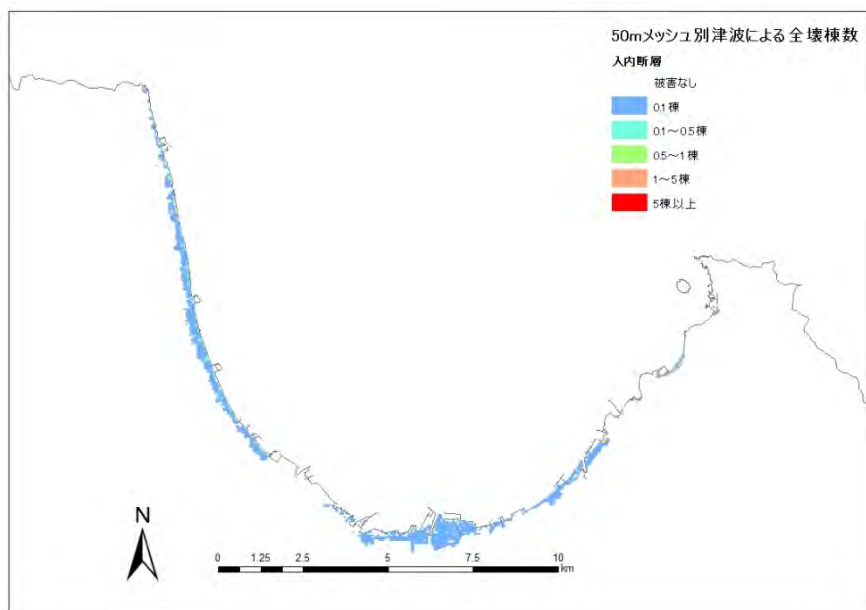
5. 津波危険度の予測

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議（2013））の手法に基づき、津波による被害を予測する。建物被害については、津波浸水深ごとの建物被害率の関係をを用いて建物構造別に全壊棟数・半壊棟数を算出する。なお、建物被害の重複を避けるため、津波の建物被害は、液状化と揺れによる被害（地震動被害）の算出後に予測を行い、重複被害数を除いた数値となっている。

【津波被害分布予測】



津波による全壊棟数分布図（太平洋沖地震 冬）



津波による全壊棟数分布図（入内断層地震 冬）

6. 火災被害の予測

中央防災会議（2013）の方法により実施する。予測手順はつぎのとおりである。

1) 全出火の予測

全出火の予測については、以下の3種類の出火予測を実施して足し合わせる。なお、「※」印のついた事項は、季節・時刻により火気の使用状況が異なるため、出火率が異なる。

- 倒壊しない建物からの出火：火元の種類と数、地震の震度により推定※
- 倒壊建物からの出火：建物倒壊棟数により推定※
- 電気器具・配線からの出火：建物全壊棟数により推定

2) 市民による初期消火の予測

震度により消火率が異なる（残ったものが炎上出火）。

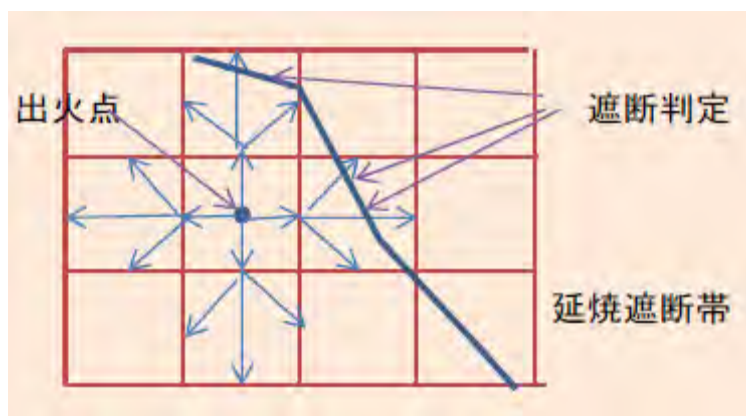
3) 消防署・消防団による消火の予測

炎上出火に対して、消防署・消防団が消火できる件数を消防車、消防水利等の整備状況から推定する（残ったものが延焼出火）。

4) 延焼シミュレーション

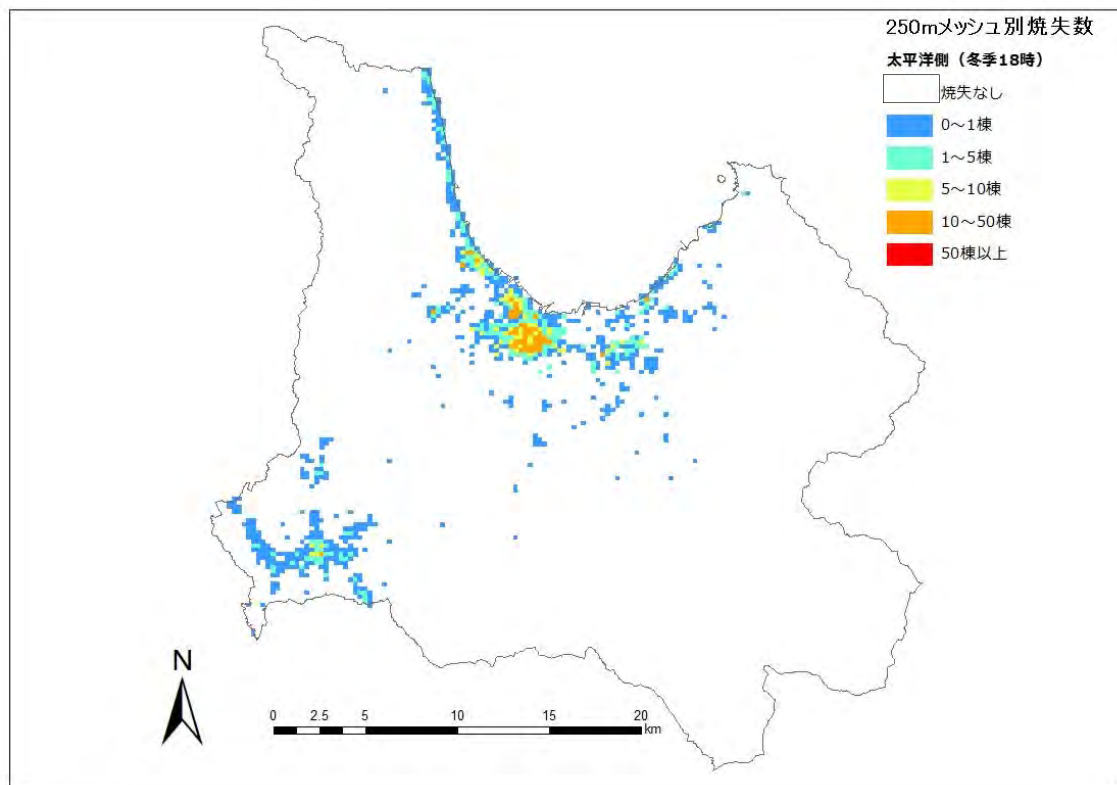
延焼出火メッシュから隣接するメッシュへの燃え移りをシミュレーションする。

青森市の平均風速を考慮して、風速 3m/s を予測条件とする。また、幅の広い道路・鉄道・河川等による延焼遮断効果を考慮する。

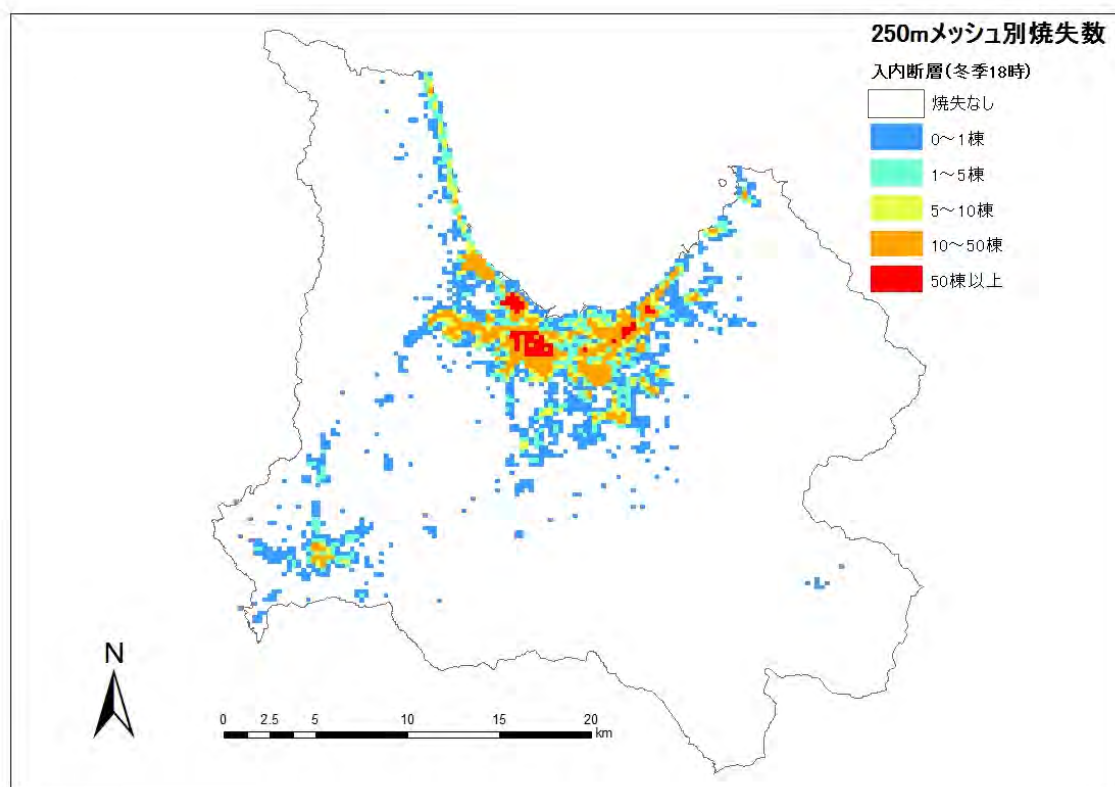


延焼シミュレーションの計算モデル

【焼失棟数分布】



焼失棟数分布図（太平洋沖地震 冬 18 時 風速 3m/s）



焼失棟数分布図（入内断層地震 冬 18 時 風速 3m/s）

7. 人的被害の予測

人的被害（死傷者）の予測は、首都直下地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議（2013））での手法をもとに、建物倒壊、屋内収容物の移動・落下及び火災などによる死傷者を予測する。市周辺での人口動態調査結果をもとに、時刻別の人の動きを考慮した人口分布をもとに人的被害を予測する。なお、昼夜間人口は平成22年国勢調査（総理府統計局）と平成21年経済センサス（同）のリンク統計地域メッシュ集計結果データによるものとする。青森市の昼間人口は312,515人、夜間人口は300,935人としている。

8. 被害予測結果の概要

本市においては、いずれの想定地震においても、冬18時のケースが特に被害が大きく、その予測結果の概要については、下記のとおりであった。

被害想定項目			単位	想定地震	
				太平洋沖地震	入内断層地震
建物被害	全壊	揺れ・液状化による被害	棟	484	14,064
		津波による被害	棟	137	34
		地震火災による被害	棟	1,864	14,761
		合計	棟	2,485	28,859
	大規模半壊	揺れ・液状化による被害	棟	3,604	2,673
	半壊	揺れ・液状化による被害	棟	9,535	20,020
		津波による被害	棟	4,659	1,268
		小計	棟	14,194	21,288
	大規模半壊・半壊	合計	棟	17,798	23,961
人的被害	死者数	屋内での被害	人	8	581
		津波による被害	人	280	1,872
		火災による被害	人	69	851
		屋外での被害	人	0	4
		合計	人	357	3,308
	負傷者	屋内での被害	人	456	4,714
		津波による被害	人	219	1,120
		火災による被害	人	90	832
		屋外での被害	人	100	333
		合計	人	865	6,999

第3. 青森県の被害想定調査結果

平成24年度～平成25年度（2012年度～2013年度）、平成27年度（2015年度）及び令和3年度（2021年度）に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

1. 青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第1波 到達時間
想定太平洋側海溝型地震 (令和3年度調査)	68,000 人	197,000 棟	6 分～200 分
想定日本海側海溝型地震 (平成27年度調査)	11,400 人	53,000 棟	6 分～ 30 分
想定内陸型地震 (平成24・25年度調査)	12,900 人	64,000 棟	1 分～ 5 分

2. 青森市

	死者・負傷者数	建物全半壊数
想定太平洋側海溝型地震 (令和3年度調査)	25,000 人	47,000 棟
想定日本海側海溝型地震 (平成27年度調査)	720 人	9,700 棟
想定内陸型地震 (平成24・25年度調査)	11,500 人	53,000 棟

第12節 青森市に關係する活火山

活動火山対策特別措置法の規定により、市は、八甲田山及び十和田の火山災害警戒地域に指定されている。

八甲田山及び十和田については、活火山（火山噴火予知連絡会では概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義している。）に選定されている。

これらの活火山は、概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは十和田である。八甲田山及び十和田は、火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、仙台管区気象台において常時観測が実施されている。

第1. 八甲田山（常時観測火山）**（1）位 置**

北緯 40° 39′ 32″ 東経 140° 52′ 38″ 標高 1,585m（大岳）（三角点・八甲田山）

（2）概 要

八甲田山は、青森県中央部に位置し、少なくとも17以上の成層火山や溶岩ドームからなり、南北2群に区分される。北群は北八甲田火山群、南群は南八甲田火山群と呼ばれる。それぞれの活動時期は、前者が約40万年前～現在、後者が約110～30万年前である（工藤・他, 2004; 宝田・村岡, 2004）。北八甲田火山群の最高峰である大岳南西山麓の酸ヶ湯～地獄沼付近には噴気孔が点在する。北八甲田火山群の直下～北東には、約100～40万年前に発生した複数回の大規模火砕流噴火によって形成された直径約9 kmの八甲田カルデラが存在する（工藤・他, 2006）。

（3）噴火活動史**①過去1万年間の噴火活動**

最近6000年間に北八甲田火山群で少なくとも8回の噴火活動があり、水蒸気噴火やブルカノ式噴火が発生した。8回の活動のうち、4回が大岳山頂部、1回がおそらく大岳からの噴火、最新の3回は大岳南西麓の地獄沼での噴火である（工藤・他, 2000, 2003）。

地獄沼では、西暦915年の十和田火山灰の堆積以降の13～14世紀に1回、15～17世紀に2回の水蒸気噴火が発生している（工藤・他, 2000）。

第1章 総 則

第12節 青森市に關係する活火山

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
紀元前2800年	大岳山頂	マグマ噴火→水蒸気噴火 →マグマ噴火	火砕物降下。マグマ噴出量:0.002 DRE km ³
紀元前2200年	大岳山頂	水蒸気噴火→マグマ噴火	火砕物降下。マグマ噴出量:0.003 DRE km ³
紀元前1100年	大岳山頂	マグマ噴火	火砕物降下。マグマ噴出量:0.0001 DRE km ³
0年	大岳山頂	水蒸気噴火	火砕物降下。
500年	大岳山頂	水蒸気噴火	火砕物降下。
1,300年←→1,400年	地獄沼	水蒸気噴火	火砕物降下。
1,400年←→1,600年	地獄沼	水蒸気噴火	火砕物降下。
1,400年←→1,600年	地獄沼	水蒸気噴火	火砕物降下。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(独)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

A←→B: A年からB年までの間のどこかで起こった噴火イベント

※マグマ噴出量(DRE km³)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

②有史以降の火山活動

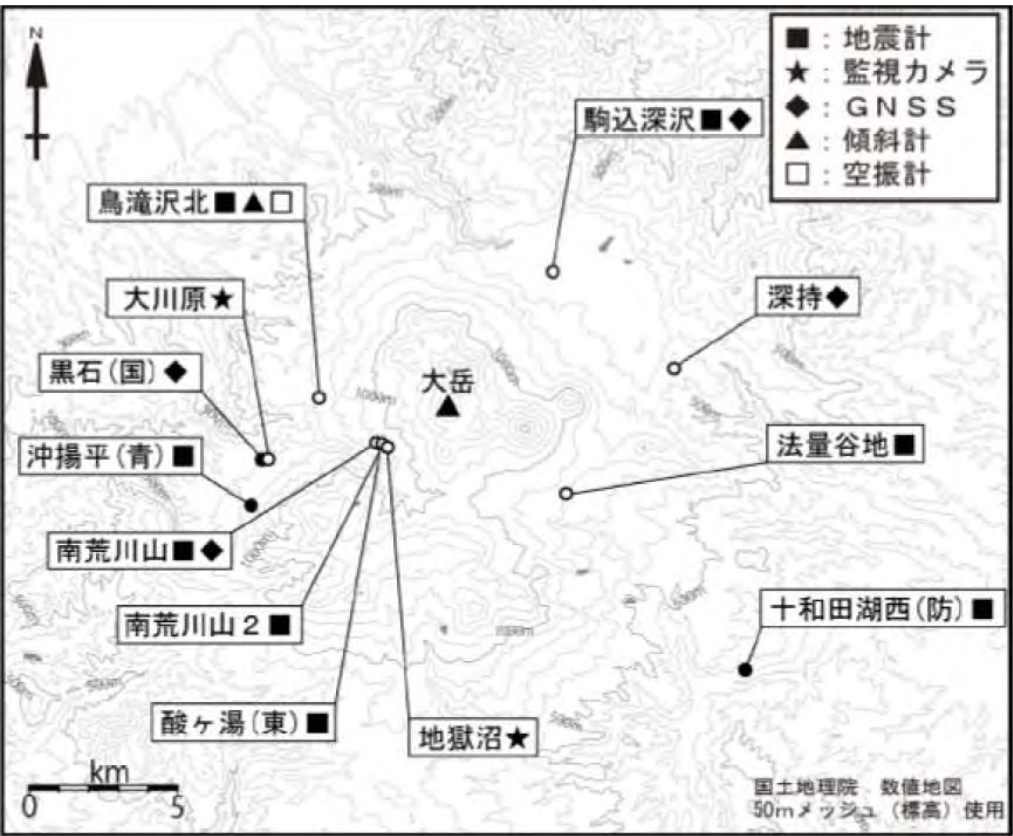
現在は、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められていないものの、東日本大震災以降、八甲田山山頂付近を震源とする火山性地震の増加や小さな膨張性の地殻変動が観測され、平成25年4月から7月にかけて大岳山頂直下付近を震源とする火山性地震が増加していた。また、過去には火山ガスによる死亡事故が発生している。(平成9年及び平成22年)

年代	現象	活動経過・被害状況等
1986(昭和61)年	地震	北西山麓で地震多発。8月10日～12日。最大は10日17:50、M4.8、八甲田温泉、酸ヶ湯(すかゆ)等では有感、萱野茶屋等で軽微な被害。
1997(平成9)年	火山ガス	7月12日。北東山麓の田代平で、窪地内に滞留していた炭酸ガスにより、レンジャー訓練中の陸上自衛隊員3名が死亡。
2010(平成22)年	火山ガス	6月20日。酸ヶ湯付近で、火山性ガス(硫化水素)によって、山菜採りの女子中学生が死亡。
2011(平成23)年	地震	3月～東北地方太平洋沖地震(3月11日)以降、八甲田山周辺で地震が増加した状態で経過。
2013(平成25)年	地震・地殻変動	2月以降、大岳山頂直下付近等で微小な火山性地震が増加。2月頃～10月頃山体の膨張を示す地殻変動。
2014(平成26)年	地震	1月27日 中湖付近を震源とする地震活動活発

八甲田山の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧(第4版)」より引用

(4) 観測点配置図

八甲田山 観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁

小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関

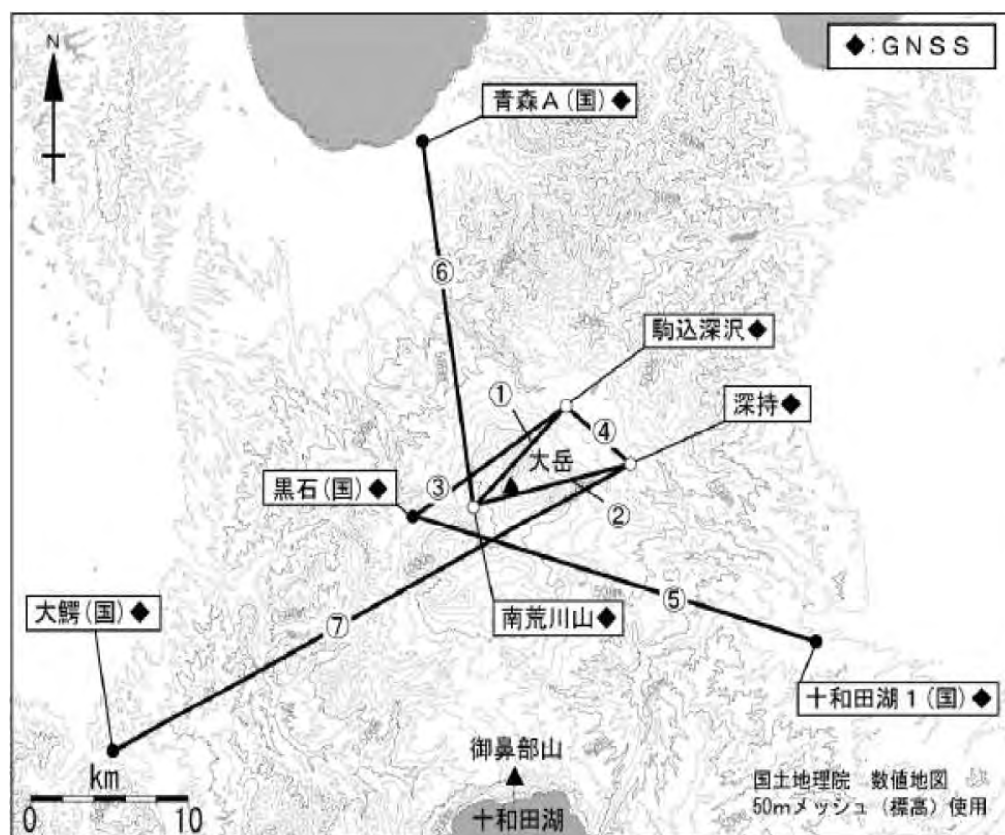
(国) : 国土地理院

(東) : 東北大学

(防) : 防災科学技術研究所

(青) : 青森県

八甲田山 G N S S 観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁

小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関 (国) : 国土地理院

第2. 十和田 (常時観測火山)

(1) 位 置

北緯 40° 27' 34" 東経 140° 54' 36" 標高 690m (御倉山) (三角点・小倉山)

北緯 40° 30' 37" 東経 140° 52' 48" 標高 1,011m (御鼻部山) (三角点・膳棚)

(2) 概 要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約 20 万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～デイサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。その後、約 5 万 5 千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも 3 回発生した。約 5 万 5 千年前には奥瀬火砕流、約 3 万 6 千年前には大不動火砕流、約 1 万 5 千年前には八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約 11 km の十和田カルデラが形成された。後カルデラ期では、約 1

第1章 総 則

第12節 青森市に關係する活火山

万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の成層火山(五色岩火山)が形成された。その後、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口(現在2つの半島に囲まれている中湖(なかのうみ))が形成された(Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a)。また、後カルデラ期においては、御倉山(おぐらやま)溶岩ドームと御門石(みかどいし)溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約7600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された(工藤, 2010a)。御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、12000年前～2800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている(工藤, 2010b)。

(3) 噴火活動史

①過去1万年間の噴火活動

15000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、マグマによる断続的な噴火活動が約4000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内(けまない)火砕流)が発生した(Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010)。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
紀元前8300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火?	夏坂スコリア、栴山火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.37 DRE km ³ 。
紀元前7300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	南部軽石:火砕物降下→貝守火山灰:火砕物降下・火砕サージ。マグマ噴出量:0.54 DRE km ³ 。
紀元前6300年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	小国軽石、中ノ沢火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.16 DRE km ³ 。
紀元前5600年	御倉山	マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	戸来火山灰:火砕物降下→御倉山溶岩ドーム。 マグマ噴出量:0.29 DRE km ³ 。
紀元前4200年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	中撒軽石、金ヶ沢軽石:火砕物降下→宇樽部火山灰:火砕物降下・火砕サージ。 マグマ噴出量:2.5 DRE km ³ 。
紀元前800年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	迷ヶ平軽石、惣辺火山灰:火砕物降下。 マグマ噴出量:0.35 DRE km ³ 。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量(DRE km³)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

②有史以降の火山活動（▲は噴火年を示す）

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲915(延喜14)年	マグマ噴火・マ グマ水蒸気噴 火(泥流発生)	大湯軽石・火山灰・火砕物降下・火砕サーージ→毛馬内火砕流・火砕 流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推 定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km ³ 。(VEI5)

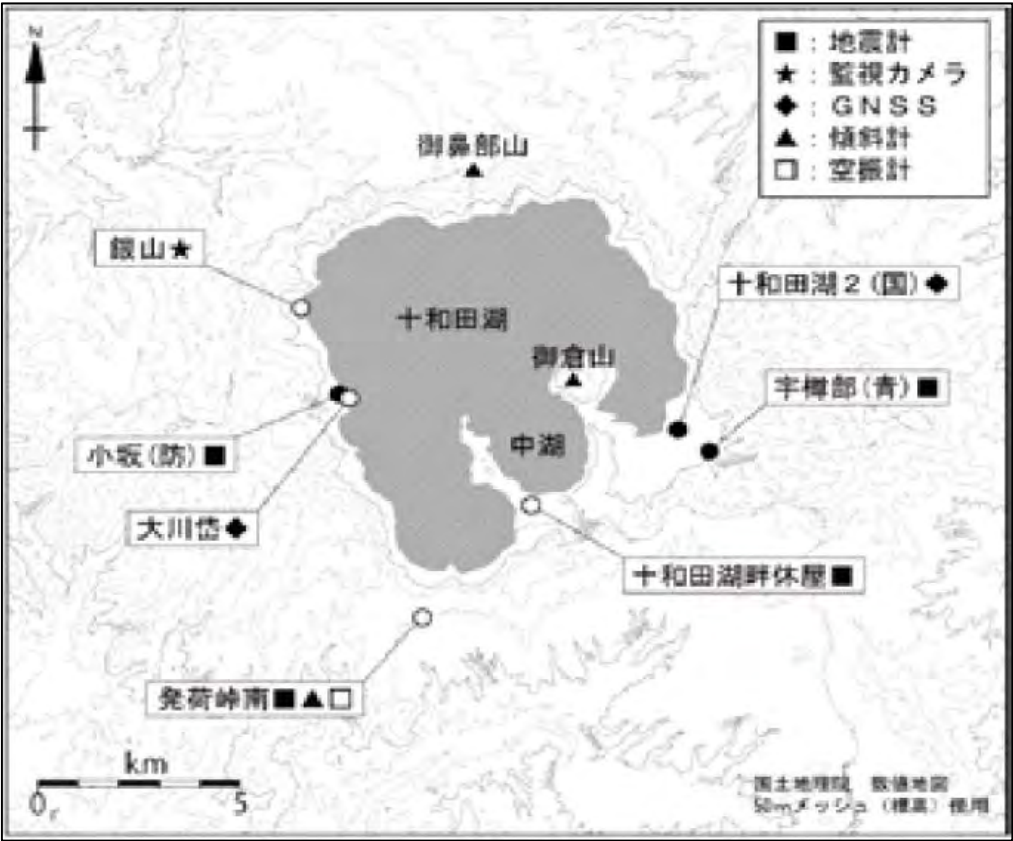
※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量(DRE km³)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

※VEI(火山爆発指数)は、降下火砕物の量から規模を推定するものであり、溶岩ドーム等や溶岩流の噴出物量は含まれないことに留意が必要である。」十和田の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧(第4版)」及び最近の観測成果による。

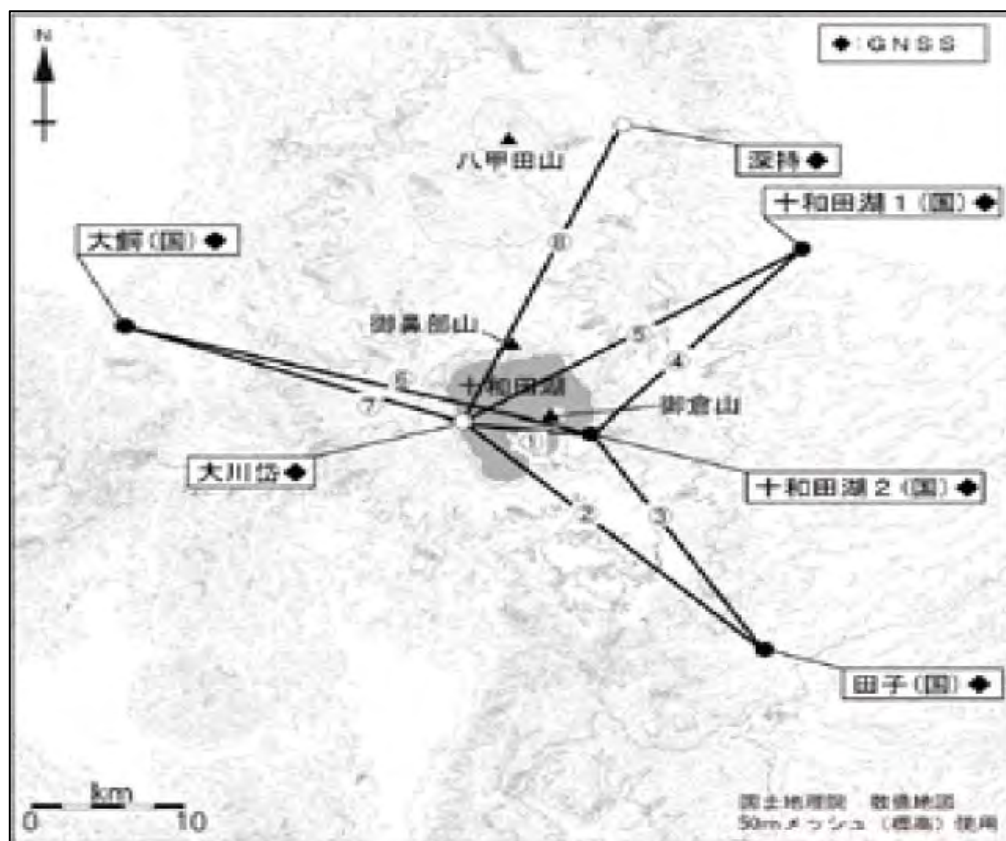
(4) 観測点配置図

十和田 観測点配置図



- 小さな白丸 (○) は気象庁
- 小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関
 - (国) : 国土地理院
 - (防) : 防災科学技術研究所
 - (青) : 青森県

十和田 G N S S 観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁

小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関 (国) : 国土地理院

第 13 節 火山災害の想定

この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携し、必要に応じて見直しするものとする。

第 1. 主な火山現象

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡る。火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4 k m 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰(降灰)	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径 2 mm 未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10 k m 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 k m から数百 k m 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流(溶岩ドーム)	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。 粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものが溶岩ドームである。
火砕流	火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れる現象のこと。場合によってはその速度が 100 k m/h を超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災のおそれもある。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
火砕サージ	火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く地表に沿って高速で流れるという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、100℃近くになることもありうる。
融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
火口噴出型泥流	噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流（熱泥流）という。
火口湖決壊型泥流	噴火に伴い湖や沼の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。
空振	噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

第２．各火山における火山現象及び影響範囲の想定

火山現象及び影響範囲の想定については、以下のとおり火山防災マップに定める。想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。

１．八甲田山における火山現象及び影響範囲の想定

八甲田山で発生が予想される噴火については、大岳火口の場合と地獄沼火口の場合が想定されている。

（１）大岳で発生する噴火の特徴

- ①大岳火口では水蒸気噴火（小規模噴火）もしくはマグマ噴火（中～大規模噴火）が発生する可能性がある。
- ②水蒸気噴火で発生が予想される現象として、降灰、噴石がある。
- ③マグマ噴火は、噴火警戒レベル３以上のときに発生する可能性がある。
- ④マグマ噴火で発生する現象のうち、融雪型火山泥流は積雪期にのみ発生する想定である。
- ⑤火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に流下してくる場合、甚大な被害が発生すると予想される。
- ⑥山体斜面に降灰があった場合、少量の降雨でも土石流が発生しやすくなる。

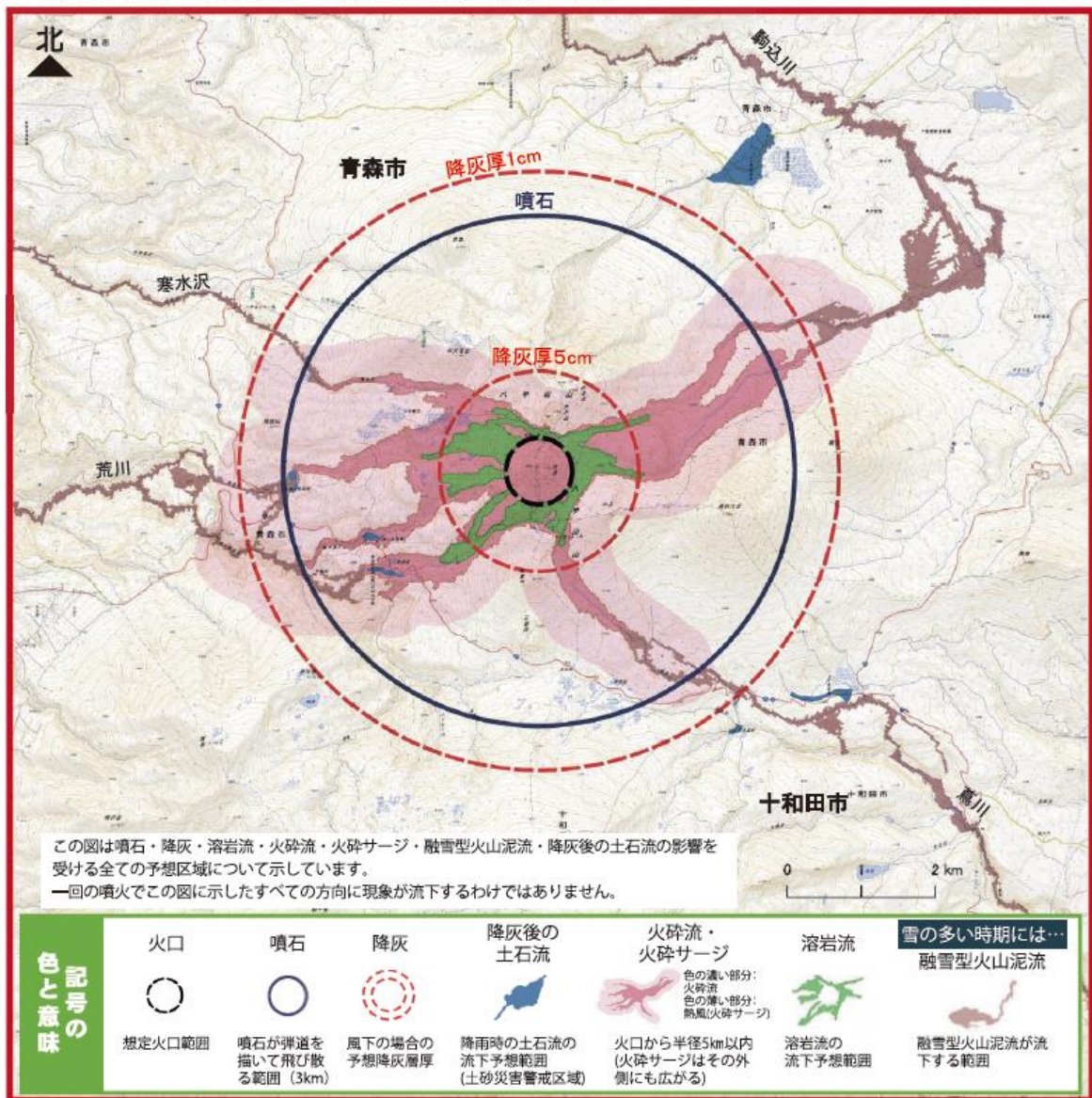
水蒸気噴火の場合（大岳 小規模噴火）

噴火警戒レベル2の段階から発生する現象と影響範囲



マグマ噴火の場合（大岳 中規模噴火）

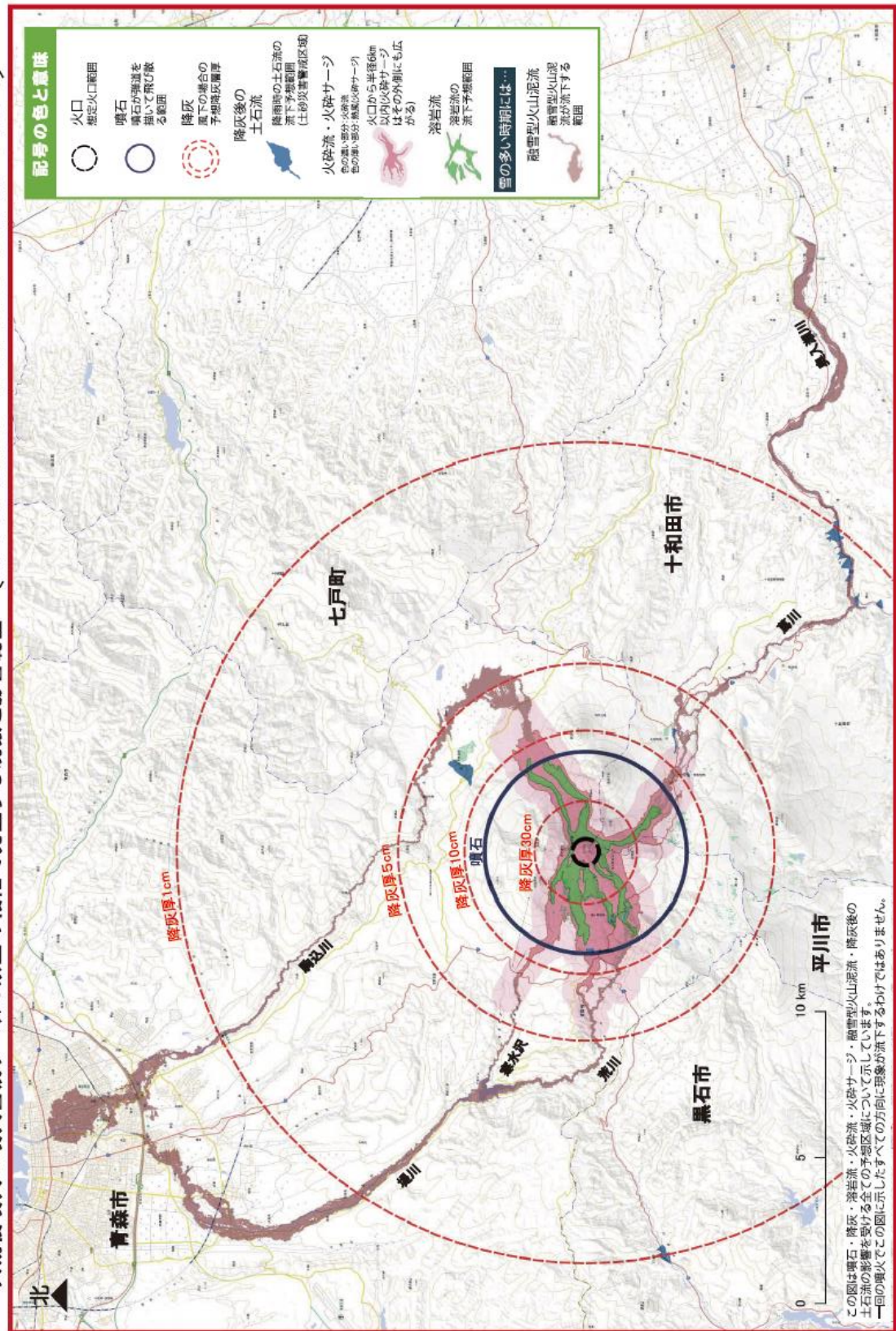
噴火警戒レベル3の段階で発生する現象と影響範囲



マagma噴火の場合（大岳 大規模噴火）

大規模噴火：噴火警戒レベル3以上の段階で発生する現象と影響範囲

火砕流・火砕サージはレベル3以上で発生
融雪型火山泥流はレベル4以上で、かつ、積雪期にのみ発生

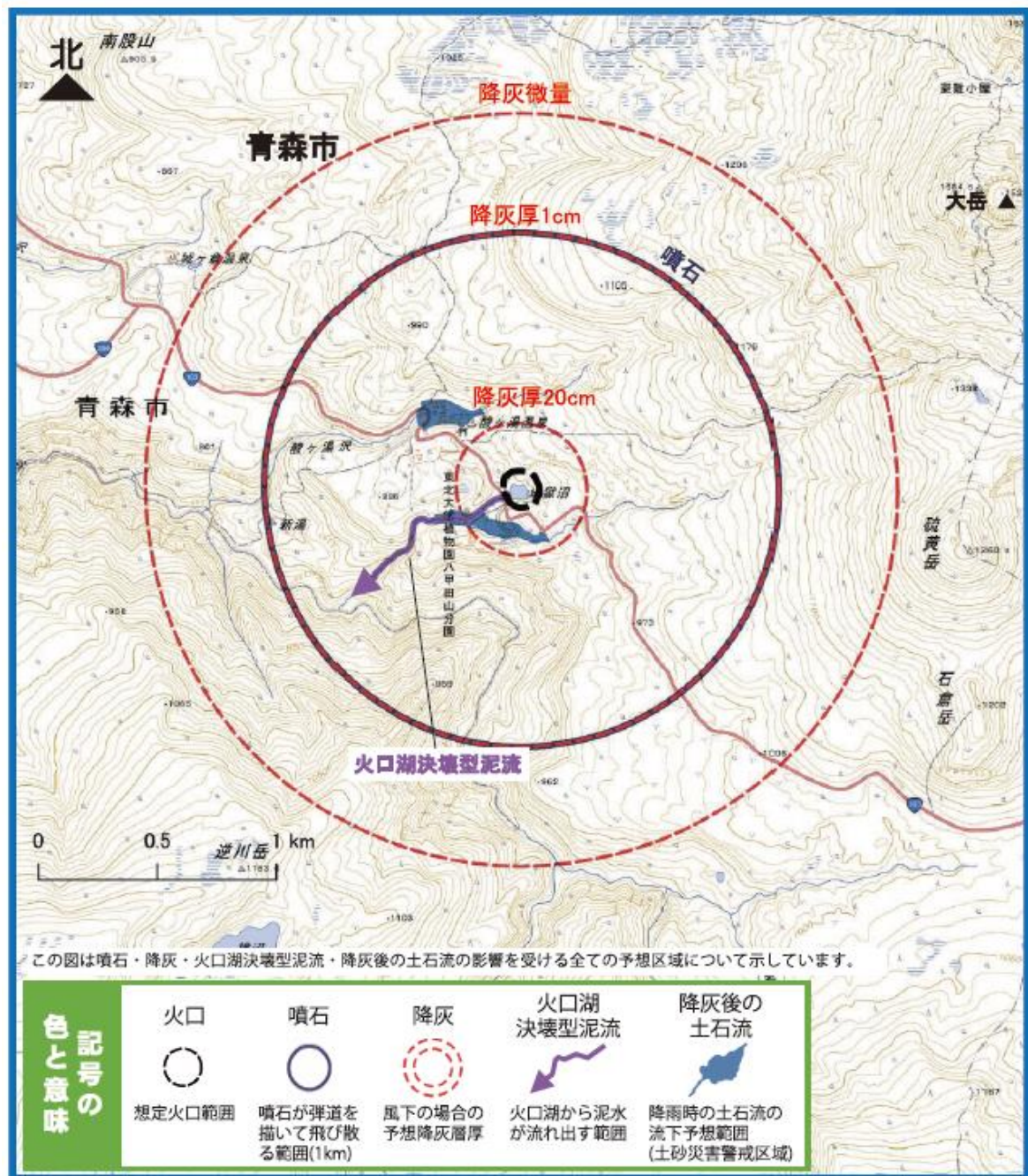


(2) 地獄沼で発生する噴火の特徴

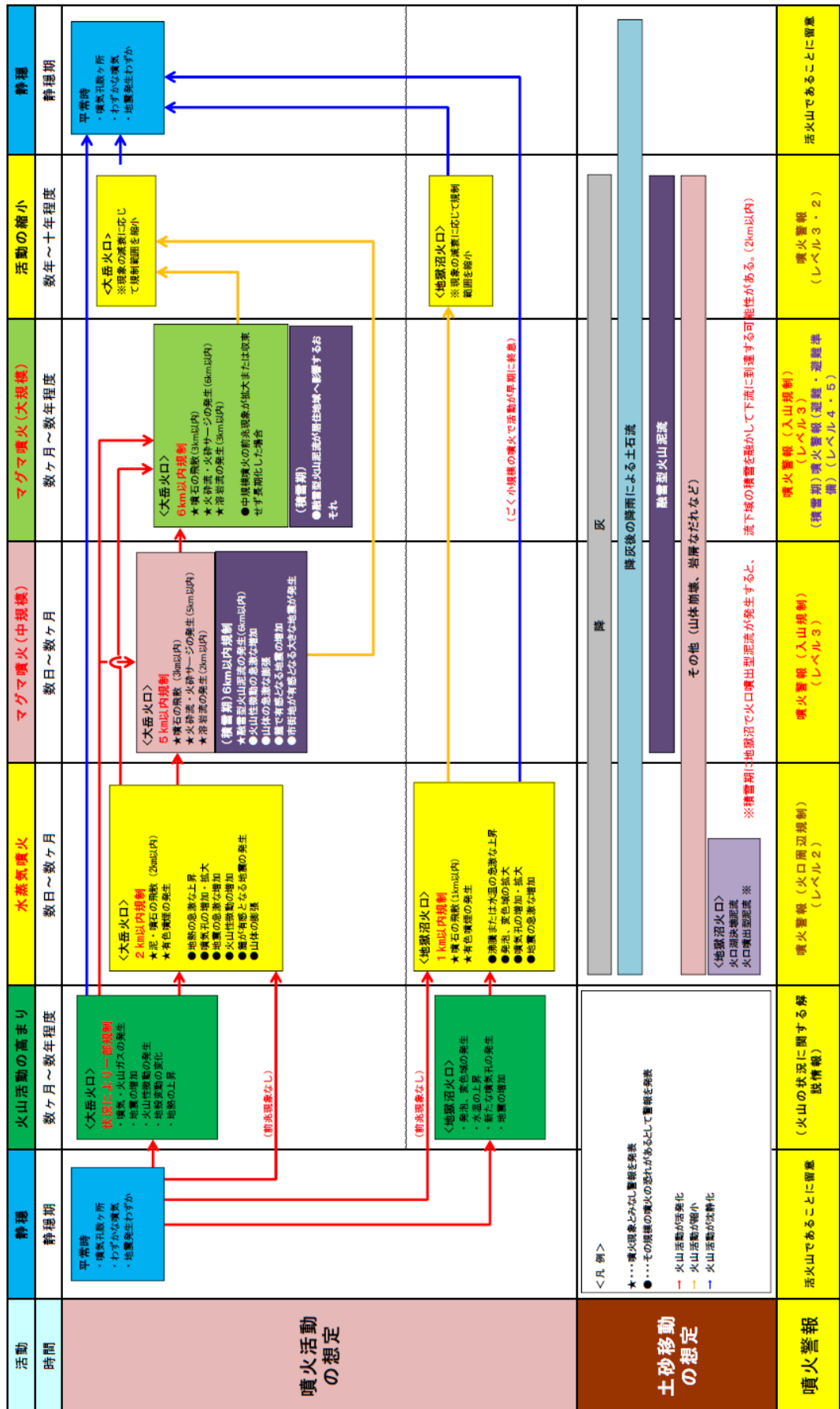
- ①地獄沼火口では水蒸気噴火が発生する可能性がある。
- ②水蒸気噴火で発生が予想される現象として、降灰、噴石、火口湖決壊型泥流がある。
- ③山体斜面に降灰があった場合、少量の降雨でも土石流が発生しやすくなる。

水蒸気噴火の場合（地獄沼 中規模噴火）

噴火警戒レベル2の段階から発生する現象と影響範囲



(3) 八甲田山の噴火シナリオと土砂移動シナリオ



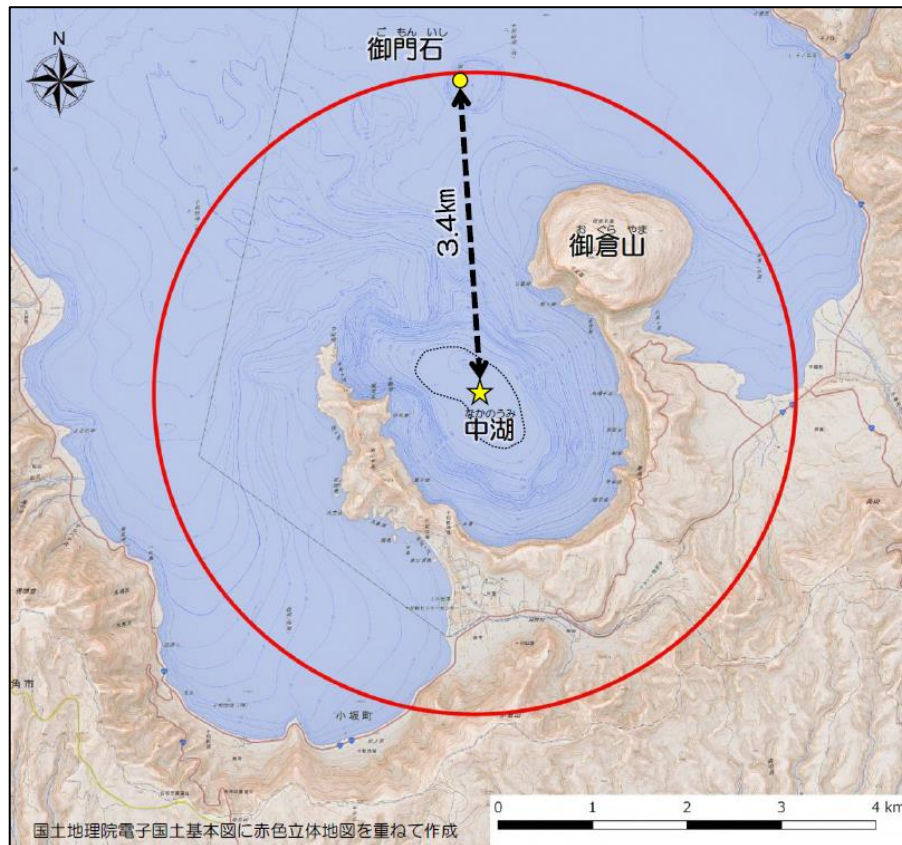
* 泥・噴石・有色噴煙の火口からの発生がごく少ない場合は「ごく小規模噴火」と表現する場合がある。

* 「一部規制」とは噴気・火山ガスの噴出孔周囲の登山道・道路を規制

2. 十和田における火山現象及び影響範囲の想定

十和田で将来噴火する可能性のある範囲は、中湖（なかのうみ）と御門石を結ぶ 3.4 km を半径とする円と想定されている。

＜想定する噴火場所（火口のできる範囲）＞

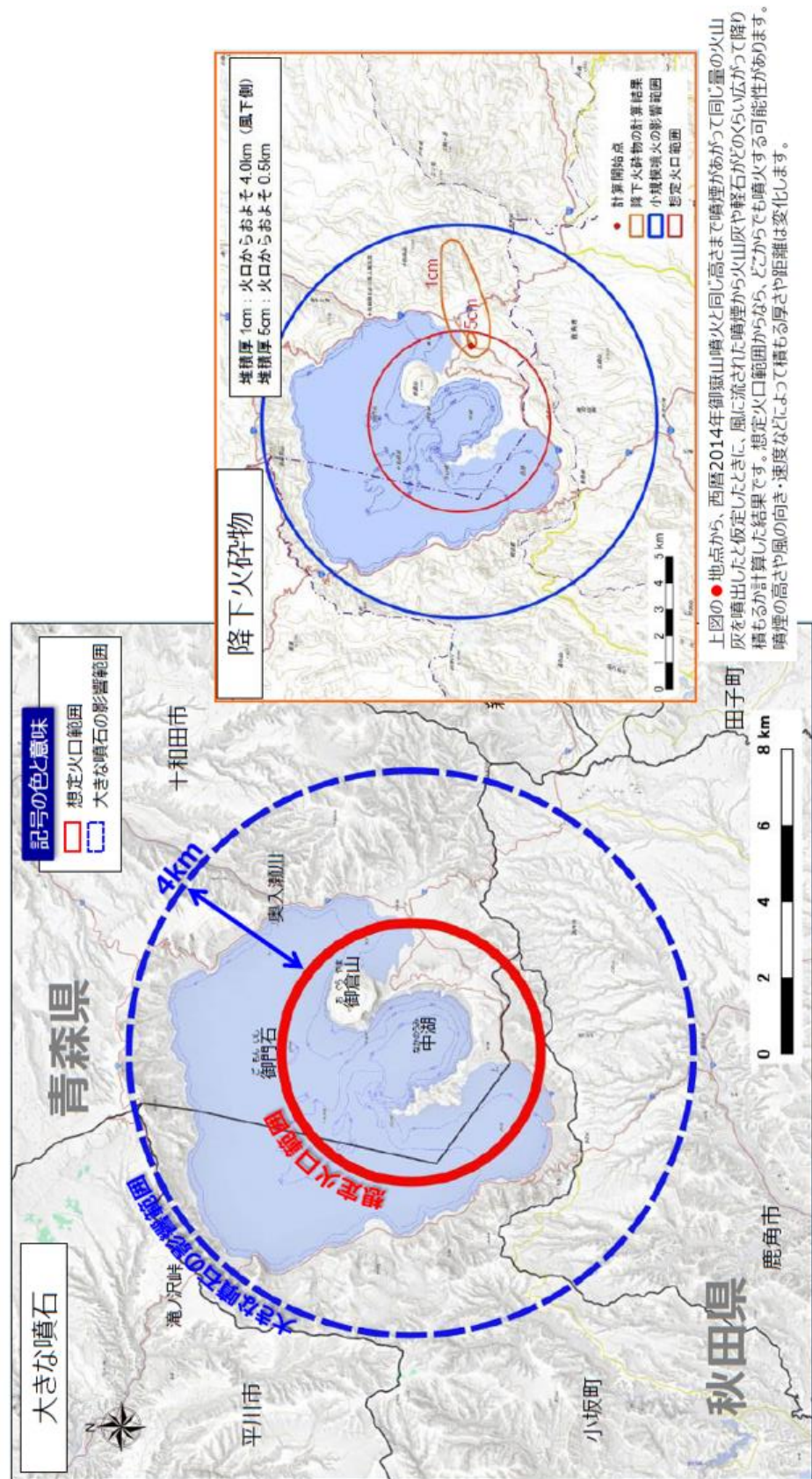


＜想定する噴火の大きさ＞

噴火規模		大規模噴火	中規模噴火	小規模噴火
噴出量		数十億m ³	数億m ³	数百万m ³
類似的 噴火 実績	降下 火砕物	6200年前 中掘軽石噴火 (噴火エピソードC)	西暦915年の噴火 (噴火エピソードA) では 何回か噴火を繰り返した。	西暦2014年の 御嶽山噴火
	火砕流・ 火砕サージ	西暦915年の噴火 (噴火エピソードA) の 噴火のクライマックスのとき 【毛馬内火砕流が流れたとき】	いくつかの噴火は 1 回あたりの 噴出量が数億m ³ だった	
発生 現象	噴火現象	大きな噴石 降下火砕物 火砕流・火砕サージ		大きな噴石 降下火砕物 火口噴出型泥流
	土砂移動 現象	火山泥流・降灰後の土石流 融雪型火山泥流(積雪期のみ) など		

小規模噴火（数百万 m^3 の水蒸気噴火を想定）

噴火と同時に弾道を描いて飛び散る大きな噴石や噴煙から落下する降下火砕物を想定している。
 十和田火山では小規模噴火の実績は確認されていないが、起きた場合には、中規模噴火や大規模噴火へと移っていくと考えられる。



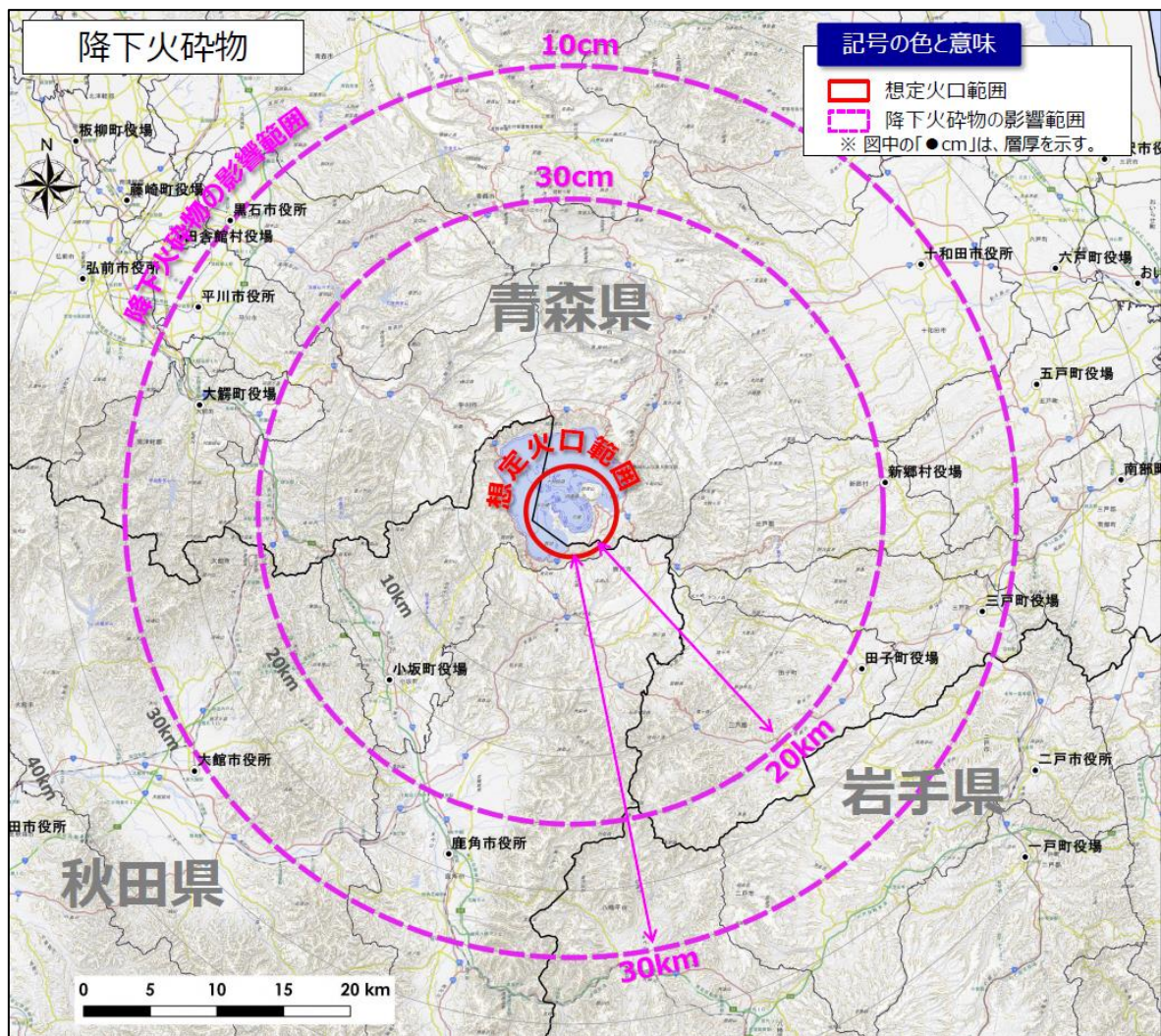
(1) 噴火規模による火山現象及び影響範囲

中規模噴火（数億万 m^3 のマグマ噴火を想定）

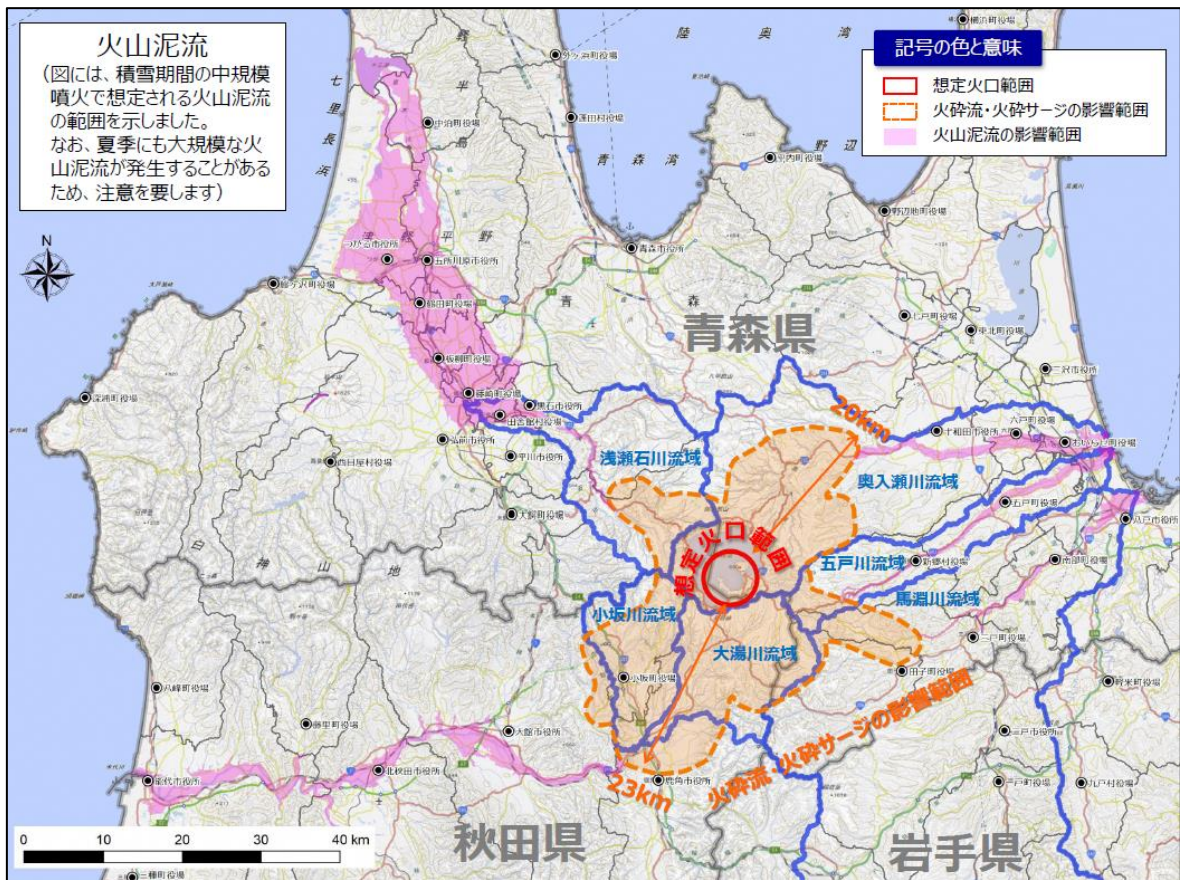
噴煙が上空に上がったあと、ある場所から崩れ落ちてなだれのように斜面を流れ広がる火砕流・火砕サージと、風に流された噴煙から軽石や火山灰が降ってくる降下火砕物の発生を想定している。

中規模噴火のあと、大規模噴火がおきることも考えられる。





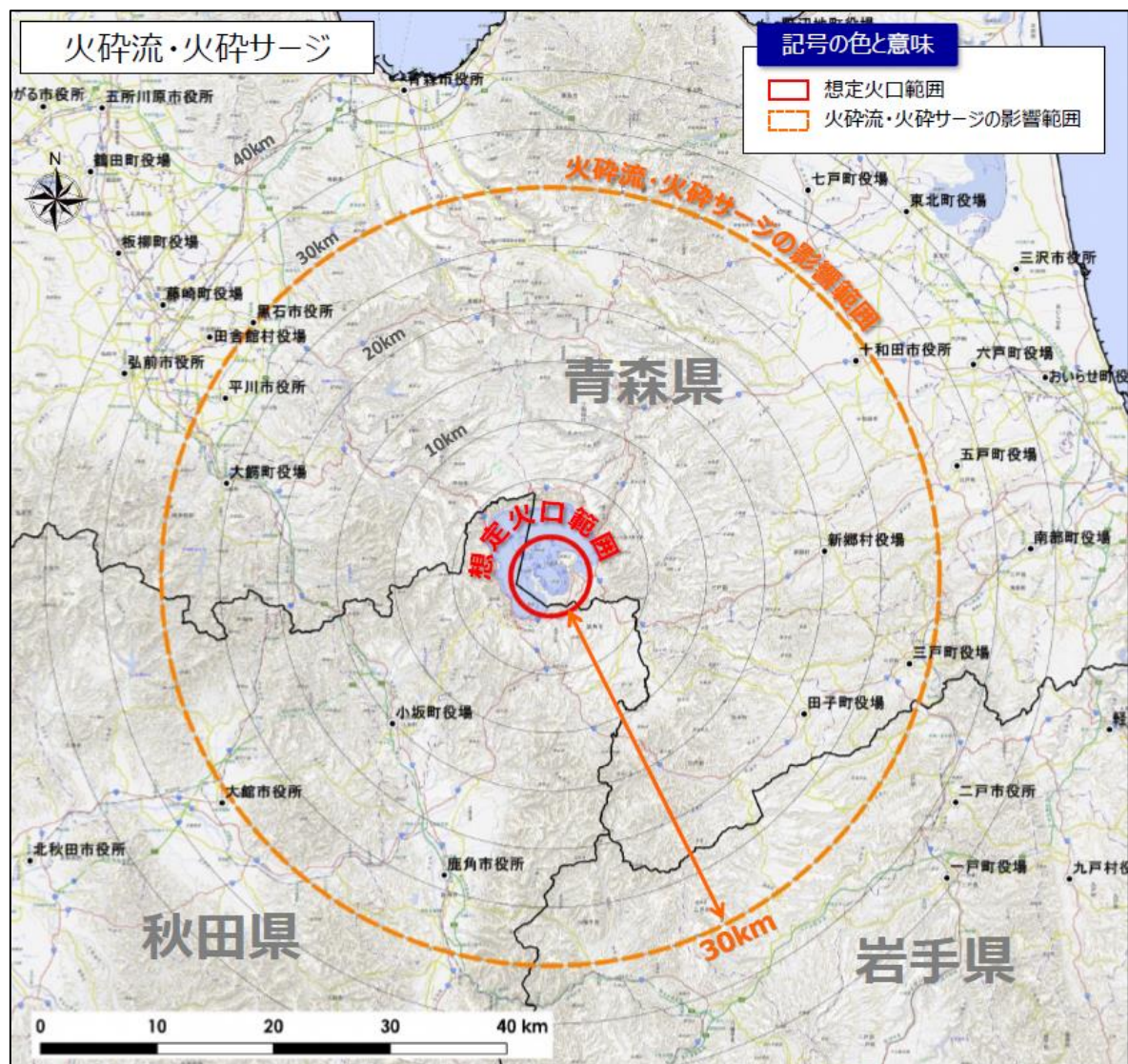
- ◆十和田火山で過去におきた中規模噴火の実績を参考にして影響範囲を想定している。
- ◆軽石や火山灰が厚さ 30cm 以上で積もる範囲は風下側で火口から約 20km、厚さ 10cm 以上となる範囲は風下側で火口から約 30km の範囲である。
- ◆噴火のときの風の向き・速度によっても積もる厚さや距離は変化する。

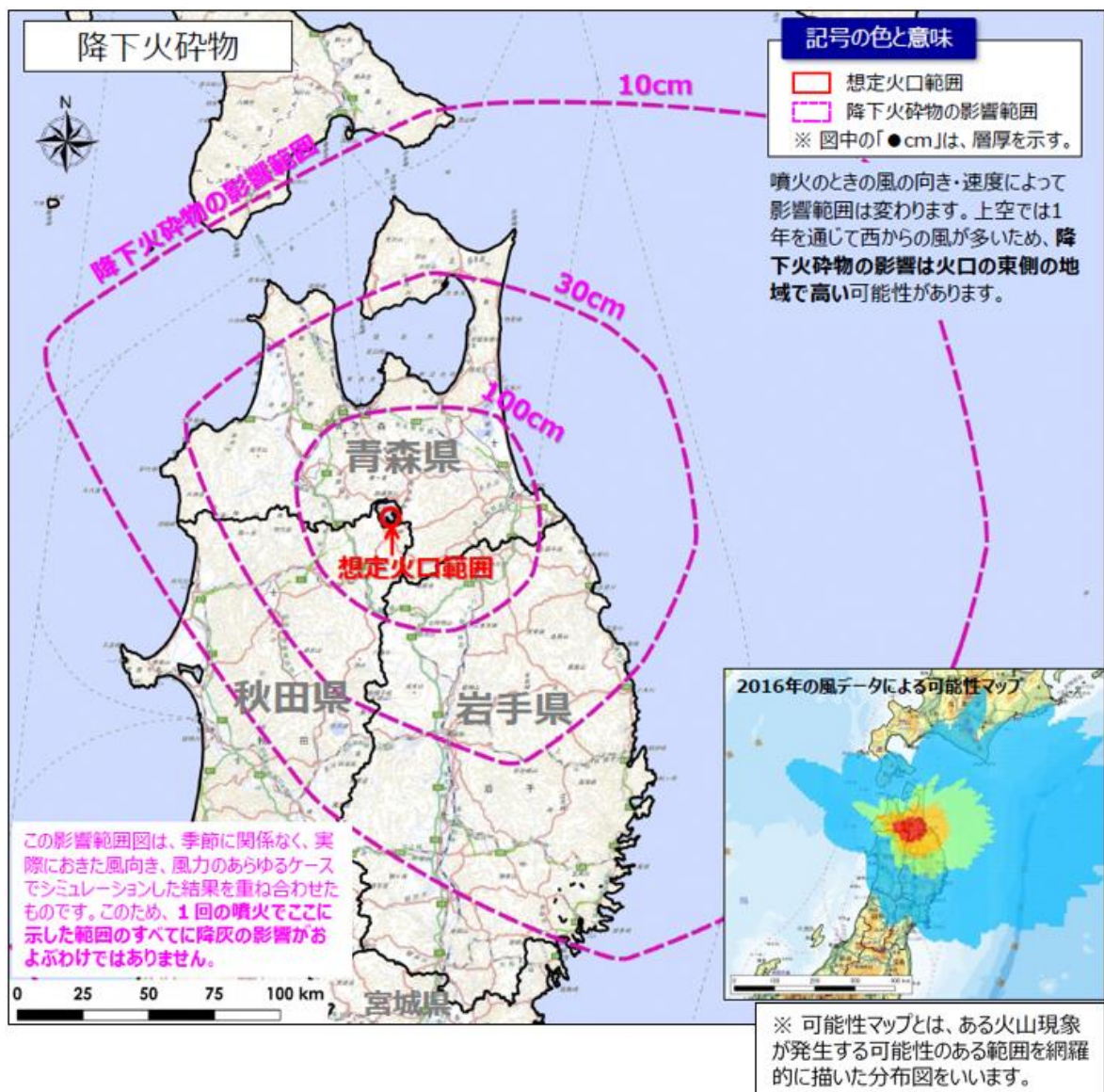


- ◆火砕流・火砕サージの影響範囲の積雪が熱で融けて泥流が流れ下ることを想定している。
- ◆浅瀬石川、奥入瀬川、五戸川、馬淵川、大湯川、小坂川の6つの流域（上図の太青線で囲まれる範囲）から発生した泥流が流下する可能性がある場所を着色で示している。
- ◆ここに示した以外の場所でも泥流の影響が生じる可能性がある。
- ◆シミュレーションに使用した地形データは 100m 解像度であり、ダムや河川堤防などの構造物の効果は反映していない。

大規模噴火（数十億 m^3 のマグマ噴火を想定）

噴煙が上空に上がったあと、ある場所から崩れ落ちてなだれのように斜面を流れ広がる火砕流・火砕サージと、噴煙が風に流されながら軽石や火山灰を降らせる降下火砕物の発生を想定している。





- ◆降下火砕物による被害には、積もったときの厚さや重さを考えて注意すべきこと（家屋の倒壊など）と、降ってくる石や灰の大きさを考えて注意すべきこと（衝突、健康被害など）がある。

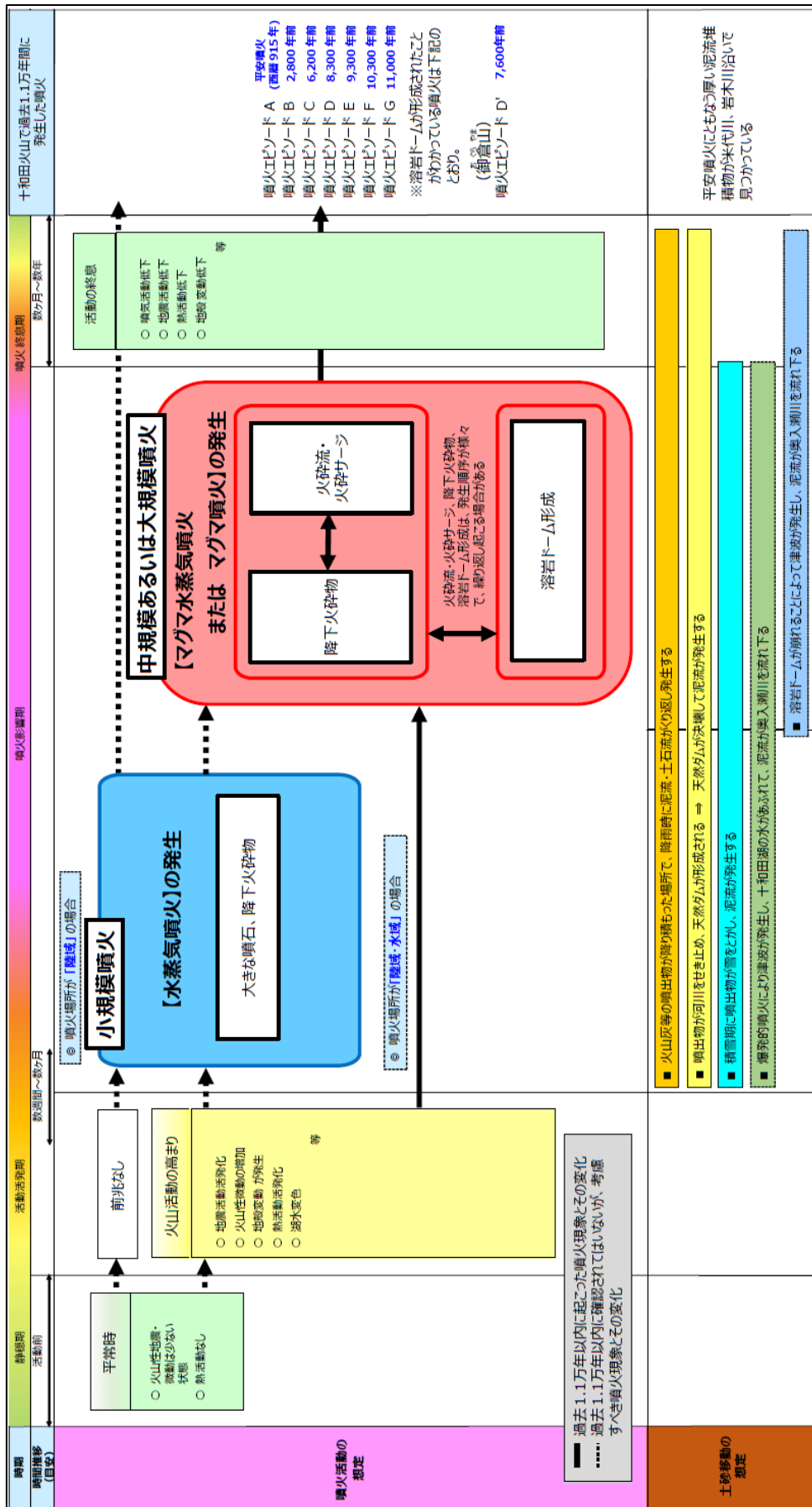


- ◆火砕流・火砕サージの影響範囲の積雪が熱で融けて泥流が流れ下ることを想定している。
- ◆泥流が集まって大きな流れとなる米代川、岩木川、奥入瀬川の3つの流域（上図の太青線で囲まれる範囲）について、泥流が氾濫する可能性がある場所をピンク色で示している。
- ◆ここに示した以外の場所でも泥流の影響が生じる可能性がある。
- ◆シミュレーションに使用した地形データは 100m 解像度であり、ダムや河川堤防などの構造物の効果は反映していない。



- ◆上図の火山泥流の影響範囲以外に、大量の火山灰が積もった場所の下流では、豪雨のときに注意の必要な河川や溪流以外からも泥流が流れ出ることがある。

(2) 十和田の噴火シナリオと土砂移動シナリオ



第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防対策について定める。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、事故災害については、本章のほか、風水害等対策編第2章で定めるところによる。

《災害予防計画の構成》

第1部 防災意識の高揚

市民の災害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図るため、必要となる対策を定める。

第2部 救援・救護体制の整備

災害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、応急対策等に必要となる防災施設及び体制等の整備について定める。

第3部 地域防災活動の促進

市民又は地域が、積極的に自主防災活動に取り組むことができる環境の整備について定める。

第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携

他自治体、民間団体、企業、地域、ボランティア等との協力体制の整備について定める。

第5部 自然の保全と災害に強い都市整備

自然の保全に留意しながら、災害を未然に防止し、又はその拡大を防止することができる都市構造の防災性の向上について定める。

第1部 防災意識の高揚

災害の未然防止又は軽減化を図るためには、青森市を始めとする防災関係機関及び市民一人ひとりが災害に備えた事前の予防対策を講じておくとともに、災害が発生したときに迅速かつ的確に行動できる体制を整えておくことが重要となる。また、防災関係機関等の行う防災対策をより効果的に推進するためにも、市民の災害に対する認識と防災対策への積極的な取り組みは不可欠となる。

このことから、青森市及び防災関係機関は、あらゆる機会と広報媒体等を活用し、災害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

第1節 防災教育及び防災思想の普及

〔担当 総務部・経済部・都市整備部・浪岡振興部・教育部・消防部〕

災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

第1. 防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波、気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録による災害教訓等の習得

第2. 市民に対する防災思想の普及

(1) 市は、人的被害を軽減する方策として、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。

- ・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説
- ・警戒レベル、津波警報等、噴火警報及び避難指示等の意味と内容の説明
- ・自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動
- ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育

なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフ

ト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、青森市全体としての防災意識の向上を推進する。

また、普及啓発の方法及び内容は次による。

① 普及啓発方法

ア 防災の日、防災週間、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、火災予防運動期間など、防災関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。

イ 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。

ウ 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。

エ 防災に関する講演会等を開催する。

② 普及内容

【風水害】

ア 簡単な気象・水象、地象に関すること。

イ 気象予報・警報等に関すること。

ウ 災害時における心得。

エ 災害予防に関すること。

オ 災害危険箇所に関すること。

【地震・津波】

ア 基礎的な地震・津波災害に関すること。

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

- ・津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所や指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、地震・津波に関する想定・予測の不確実性に関する知識

イ 市民のとるべき措置に関すること

⑦ 家庭においてとるべき措置内容

＜平時＞

- ・ 家庭における各自の役割分担
- ・ 災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
- ・ 家具等重量物の転倒防止対策
- ・ 感電ブレーカーの設置
- ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・ 最低3日分、推奨1週間分の食料・水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
- ・ 指定避難所、避難路の確認
- ・ 指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・ 家庭内における地震・津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

＜災害時＞

- ・ 身の安全の確保
- ・ テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・ 自動車や電話の使用の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 灯油等やプロパンガスなどの危険物の安全確保
- ・ 初期消火活動
- ・ 被災者の救出、救援への協力
- ・ 炊き出しや救援物資の配分への協力
- ・ 要配慮者の安全確保への協力
- ・ その他

⑧ 職場においてとるべき措置内容

＜平時＞

- ・ 職場の防災会議による役割分担
- ・ 職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ ロッカーなど重量物の転倒防止対策
- ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・ 重要書類等の非常持出品の確認
- ・ 防災訓練への参加

＜災害時＞

- ・身の安全の確保
- ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・初期消火活動
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・職場同士の相互協力
- ・その他

【火山】

ア 火山に関する知識及び火山災害の特性

- ・火山現象は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること
- ・噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること
- ・長期化する可能性があること
- ・被害が複数の市町村に及ぶこと
- ・被害や影響が多方面にわたること

イ 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること

ウ 災害危険箇所に関すること

エ 火山に係る異常現象を発見した場合の市町村又は警察官への通報

オ 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山計画書等の積極的な提出

カ 避難に際し住民のとりべき行動

- ・住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。
- ・避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。
- ・避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
- ・避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。
- ・近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- ・親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。
- ・行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。
- (3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

【風水害等】

- ア. 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関と連携しながら作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを要配慮者等が利用する施設等の管理者へ提供する。
- イ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。
- ウ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民等に配布する。
- エ. 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。
- オ. 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- カ. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- キ. ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- ク. 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

【地震・津波】

- ア. 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定するとともに、青森市が当該浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に配布する。
- イ. 浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合は、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意する。
- ウ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
- エ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。
- オ. 地震防災マップを作成し、市民等に配布する。
- カ. 地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- キ. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- ク. 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

【火山】

- ア. 火山災害からの円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、火山災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。
- イ. 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- ウ. 火山性ガスの発生している箇所等の危険個所の把握に努め、平時から地域住民等への周知徹底に努める。
- エ. 登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山届、登山計画書等の記入等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。
- カ. 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施す

る災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- （4）青森地方気象台は、青森県、県内の市町村その他の防災関係機関と連携し、風水害（土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害等）が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとりべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

市は、県及びその他の防災関係機関と連携しつつ、協力するものとする。

第3．災害教育の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害教育を伝承する取組を支援するものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4．企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

- （1）事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の計画作成への取組を支援する。

国（気象庁）は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援す

るため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

(2) 防災意識の高揚

市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 避難確保・浸水防止計画及び避難確保計画

【風水害等】

浸水想定区域内に位置し、青森市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について青森市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

【火山】

要警戒地域内に位置し、青森市地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について青森市長に報告するものとする。

なお、市長は、必要に応じて火山防災会議に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、当該施設の所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

(4) 防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(5) 従業員の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動

第2章－第1部 防災意識の高揚

第1節 防災教育及び防災思想の普及

することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

第2節 防災訓練

〔担当 総務部・福祉部・保健部・経済部・都市整備部・浪岡振興部・教育部・消防部〕

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

第1. 総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システム及び青森市防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住民参加のもとでの夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定などに努めるほか、実態に即した訓練項目の実施に努める。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。

訓練方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

1. 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、毎年適切な時期に1回以上、次により実施するよう努めるものとする。また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

- (1) 青森市水防計画に基づいて実施する。
- (2) 実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。
- (3) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ア. 災害広報訓練
 - イ. 通信訓練
 - ウ. 情報収集伝達訓練
 - エ. 災害対策本部設置・運営訓練
 - オ. 交通規制訓練
 - カ. 避難・避難誘導訓練

- キ. 水防訓練
- ク. 救助・救出訓練
- ケ. 救急・救護訓練
- コ. 応急復旧訓練
- サ. 給水・炊き出し訓練
- シ. 土砂災害防御訓練
- ス. 隣接市町村等との連携訓練
- セ. 指定避難所開設・運営訓練
- ソ. 要配慮者の安全確保訓練
- タ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- チ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

2. 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、毎年適切な時期に1回以上、次により実施するよう努めるものとする。

- (1) 実施場所は、林野及び市街地など火災が予想される場所を選定して実施する。
- (2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 情報収集・伝達訓練
- ウ. 現場指揮本部設置訓練
- エ. 航空偵察訓練
- オ. 空中消火訓練
- カ. 地上消火訓練
- キ. 避難・避難誘導訓練
- ク. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

3. 地震・津波災害想定

地震・津波災害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、毎年適切な時期に1回以上、次により実施するよう努めるものとする。

また、訓練の実施にあたっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

- (1) 訓練内容は、地震発生後の災害応急対策を主体として実施する。
- (2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 災害広報訓練
- イ. 通信訓練
- ウ. 情報収集伝達訓練
- エ. 津波警報伝達等訓練
- オ. 災害対策本部設置・運営訓練
- カ. 交通規制訓練
- キ. 避難・避難誘導訓練

- ク. 消火訓練
- ケ. 土砂災害防御訓練
- コ. 救助・救出訓練
- サ. 救急・救護訓練
- シ. 応急復旧訓練
- ス. 給水・炊き出し訓練
- セ. 隣接市町村等との連携訓練
- ソ. 指定避難所開設・運営訓練
- タ. 要配慮者の安全確保訓練
- チ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- ツ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

4. 火山災害想定

市は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。

(1) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 通信訓練
- イ. 情報収集伝達訓練
- ウ. 非常招集訓練
- エ. 災害対策本部設置・運営訓練
- オ. 避難・避難誘導訓練
- カ. 消火訓練
- キ. 救助・救出訓練
- ク. 救急・救護訓練
- ケ. 指定避難所開設・運営訓練
- コ. 給水・炊き出し訓練
- サ. 航空機運用調整訓練
- シ. 広域医療搬送訓練
- ス. その他各機関独自の訓練

第2. 個別防災訓練の実施

市は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 津波警報伝達等訓練
- (4) 職員参集訓練
- (5) 災害対策本部設置・運営訓練
- (6) 避難・避難誘導訓練
- (7) 消火訓練
- (8) 救助・救出訓練
- (9) 救急・救護訓練
- (10) 水防訓練
- (11) 水門・陸こう等の閉鎖訓練
- (12) 避難所開設・運営訓練
- (13) 給水・炊き出し訓練
- (14) その他各機関独自の訓練

第3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の実施にあたっては、市民に対して、市の広報紙など各種の媒体を活用して普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、地域の防災力を高めるため、市民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、市民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第2部 救援・救護体制の整備

青森市及び防災関係機関は、大規模な災害の発生による物的、人的な被害を克服し、又は軽減化するため、予測される災害規模及び時系列的な災害事象を考慮した、より実効性のある救援・救護体制を整備するものとする。

第1節 調査研究

[担当 総務部等]

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。そのなかで、各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握するとともに、市、国、県、その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識のもと、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、各種災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、国や県などと連携を図り、災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

1. 各種災害に関する基礎的研究

市の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

(風水害等)

気象、水象の観測を行うとともに、風水害等の災害の履歴を調査分析する。

(地震・津波)

地震観測を行うとともに青森県の地震・津波の履歴を調査分析する。

- ①地盤・地質等に関する調査
- ②液状化対策としての地形分類や浅部地盤データ収集とデータベース化
- ③建築物・公共土木施設等の現況調査
- ④地震・津波の履歴調査
- ⑤震度情報ネットワークによる地震の観測
- ⑥地震観測システムによる微小地震の観測

(火山)

- ①災害想定に関する研究
- ②火山活動に関する調査研究
- ③火山噴火予知に関する調査研究
- ④その他必要な調査研究

2. 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、市民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

(地震・津波防災対策)

- ①建築物被害想定

- ②公共土木施設被害想定
- ③地盤被害想定

3. 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

(地震・津波防災対策)

- ①地区別防災カルテの作成
- ②防災マップの作成

(火山防災対策)

- ①避難に関する調査研究
- ②火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究
- ③二次災害に関する調査研究
- ④その他必要な調査研究

4. 火山観測体制の推進

八甲田山及び十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。火山の観測体制については、第1章第12節「青森市に係る活火山」参照。

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。

なお、本市は、八甲田山及び十和田の警戒地域に指定されており、目視による遠望観測を実施するよう努める。

第2節 防災業務施設・設備等の整備

災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

第1. 防災拠点機能の整備**[担当 総務部]**

市は、大規模災害時における多様な応急活動に対処するため、地域単位での防災活動拠点体制を整備するとともに、災害対策の中核となる災害対策本部機能の充実強化を図るものとする。

1. 災害対策本部機能の強化

- (1) 災害対策本部の迅速かつ的確な応急活動の実施体制を確保するため、災害対策本部に通信設備、生活必需物資、防災資機材を整備する。
- (2) 災害対策本部における防災設備等の整備状況は、次のとおりである。
 - ア. 通信設備 第3「通信施設・設備等」のとおり
 - イ. 生活必需物資等備蓄状況 生活必需物資等備蓄状況（資料7）
 - ウ. 防災資機材整備状況 防災資機材整備状況（資料8）

2. 防災活動拠点施設の整備

- (1) 災害対策本部の応急対策活動を補完する施設として、各小学校・市民センター等を防災活動拠点施設と位置づけ、災害時に有効に機能するよう各施設に通信施設、防災資機材及び食糧、生活必需物資を整備する。
- (2) 防災活動拠点施設における防災設備等の整備状況は、次のとおりである。
 - ア. 通信設備 第3「通信施設・設備等」のとおり
 - イ. 生活必需物資等備蓄状況 生活必需物資等備蓄状況（資料7）
 - ウ. 防災資機材整備状況 防災資機材整備状況（資料8）

第2. 観測施設・設備等**[担当 総務部・都市整備部・浪岡振興部・消防部]**

- (1) 市及び防災関係機関は、気象、水象、地震、津波等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備点検や更新をするとともに、観測体制の維持・強化を図るものとする。
- (2) また、浪岡地区は、集中豪雨時等においては、地域により雨量の差が激しく、気象台、県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合もあるため、災害危険箇所等に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 観測所及び観測点は、次のとおりである。
 - ア. 雨量等観測所 観測施設・設備等一覧（資料9）

イ. 水位観測所	観測施設・設備等一覧（資料9）
ウ. 雪量観測所	〃
エ. 地震観測網	〃
オ. 潮位観測所	〃
カ. 青森市気象観測端末装置	〃

第3. 通信施設・設備等

〔担当 企画部・総務部・税務部・企業部・消防部〕

（1）市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、青森県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、衛星通信、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

市等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市は、市民への情報伝達を迅速かつ確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備する。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

（2）通信施設・設備等の整備状況は、次のとおりである。

ア. 青森市防災行政用無線	無線施設・設備等一覧（資料10）
イ. 消防無線	〃

第2章－第2部 救援・救護体制の整備

第2節 防災業務施設・設備等の整備

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ウ．水道無線 | 無線施設・設備等一覧（資料10） |
| エ．交通無線 | 〃 |
| オ．競輪事業用無線 | 〃 |
| カ．災害時優先電話 | 災害時優先電話一覧（資料11） |
| キ．青森市行政情報ネットワーク | 端末配備状況（資料12） |
| ク．災害対策用携帯電話 | 災害対策用携帯電話配備基準（資料13） |
| ケ．県防災行政用無線 | ネットワーク回線機構図（資料14） |
| コ．地域振興用陸上移動通信システム無線（借上） | 配備状況一覧（資料15） |
- （3）町会において災害時に使用することができる有線放送施設の設置場所は、次のとおりである。
- 有線放送施設保有町会一覧（資料16）

第4．消防施設・設備等

〔担当 消防部〕

消防施設・設備等の設置者及び管理者は、多様な災害にも対応可能な消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、災害時等の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

- （1）「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防ポンプ自動車等の計画的な増強、更新を図るものとする。

また、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等、さらには消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、災害時における消防活動体制の整備に努めるものとする。

- （2）消防施設・設備等の整備状況は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|----------------|
| ア．青森地域広域事務組合 | 消防施設等の現況（資料17） |
| イ．青森消防団及び浪岡消防団 | 〃 |

第5．救助資機材等

〔担当 消防部〕

- （1）人命救助に必要な救急車、油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

なお、当該資機材の整備の際は、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意するものとする。

- （2）救助施設・設備等の整備状況は、次のとおりである。

- 救助施設・設備等の現況（資料18）

第6. 水防施設・設備等

[担当 都市整備部・浪岡振興部]

- (1) 市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防箇所、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。
- (2) 水防倉庫の資機材の備蓄状況等は、次のとおりである。
 - 水防施設・設備等整備状況（資料 19）

第7. 海上災害対策施設・設備等

[担当 都市整備部]

- (1) 市及び防災関係機関は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。
- (2) 海上災害対策施設・設備等の整備状況は、次のとおりである。
 - 油処理資機材整備状況（資料 20）

第8. 給水施設・設備等

[担当 企業部]

- (1) 市は、災害時における被災者等の飲料水及び生活水の供給並びに医療機関等への給水に対処するため、次により給水施設・設備等を整備する。
 - ア. 被災者等への給水
災害により飲料水を得ることができない被災者等に対し、被災後3日までは最小限必要な水量として、1人1日3リットル程度の供給を基本としながら、時間的な経過に応じて、被災者等が求める給水量の増加及び上水道の復旧を考慮し、必要となる飲料水を確保するとともに、その供給体制を整備する。
 - イ. 医療機関等への給水
医療機関等継続して多量の飲料水を必要とする施設への給水体制を整備する。
- (2) 給水施設・設備等の整備状況は、次のとおりである。
 - 給水資機材保有状況（資料 21）

第9. 広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設（二次物資拠点）等のための防災拠点を確保する。なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協定を締結する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

また、防災機能を有する道の駅、防災ステーション等を地域の防災拠点として位置づけ、そ

の機能強化に努める。

第10. その他施設・設備等

1. 重機類

[担当 都市整備部・浪岡振興部]

(1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状態としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定を締結するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2) 重機類の保有状況は、次のとおりである。 ○ 重機類保有状況(資料22)

2. 医薬品・医療資機材等

[担当 市民病院部]

市は、災害時における負傷者及び入院患者等が必要とする医薬品・医療資機材等の備蓄、整備、更新を図るとともに、応援・協力体制の整備を促進する。

(資料)

○ 生活必需物資等備蓄状況	(資料・様式編/資料7)
○ 防災資機材整備状況	(資料・様式編/資料8)
○ 観測施設・設備等一覧	(資料・様式編/資料9)
○ 無線施設・設備等一覧	(資料・様式編/資料10)
○ 災害時優先電話一覧	(資料・様式編/資料11)
○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況	(資料・様式編/資料12)
○ 災害対策用携帯電話配備基準	(資料・様式編/資料13)
○ 青森県防災情報ネットワーク回線機構図	(資料・様式編/資料14)
○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況	(資料・様式編/資料15)
○ 有線放送施設保有町会一覧	(資料・様式編/資料16)
○ 消防施設等の現況	(資料・様式編/資料17)
○ 救助施設・設備等の現況	(資料・様式編/資料18)
○ 水防施設・設備等整備状況	(資料・様式編/資料19)
○ 油処理資機材整備状況	(資料・様式編/資料20)
○ 給水資機材保有状況	(資料・様式編/資料21)
○ 重機類保有状況	(資料・様式編/資料22)
○ 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況	(資料・様式編/資料23)

第3節 青森県防災情報ネットワーク**〔担当 総務部・浪岡振興部・消防部〕**

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

第1. 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

（1）専用電話

- ①端末局間のI P電話
- ②自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

（2）文書データ伝送用端末

- ①端末局間の文書データ伝送
- ②青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

第2. 青森県総合防災情報システムの活用

県は、市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、青森県総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

（1）防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

（2）防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

- ①被害情報、措置情報
- ②指定避難所情報
- ③県防災ヘリコプター運航要請情報

（3）防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を

県、市町村、防災関係機関で共有する。

① 青森県総合防災情報システム端末の設置

県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部、市町村、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データに伝送用端末にて操作するものを含む）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

② 市民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により市民に提供する。

第3．市の災害対策機能等の充実

市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、市は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

（資料）

○ 青森県総合防災情報システム図 （資料・様式編／資料25）

第4節 避難対策

[担当 企画部・総務部・市民部・福祉部・保健部・都市整備部・浪岡振興部・教育部]

風水害等の災害時において住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、また、地震・津波災害時において住家を失った住民及び地震・津波被害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民等を保護するため、さらには、火山災害発生時において、住民、登山者、観光客等が迅速かつ円滑に避難できるよう、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

加えて、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合は、短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要となる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報、避難のための道路、港湾、広場等の整備推進に努めるものとする。

第1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定**1. 指定緊急避難場所の指定**

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

なお、津波からの緊急避難先として使用するものについては、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所を指定するよう努めるものとする。

火山災害時の指定緊急避難場所については、火山現象の影響が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、火山災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

ア. 要避難地区のすべての住民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること

イ. 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること

- ウ. 土砂災害警戒区域等からはずれたところとすること
- エ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
- オ. 大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、大規模な火事の輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定すること、付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとすること、状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとすること
- カ. 津波災害に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては、海に通じる堰、沢等を渡る場所でないところとすること、住民が短時間で避難できる場所とすること

2. 指定避難所の指定

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、平常時から、指定避難所の場所、受入人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- ア. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
 - イ. 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること
 - ウ. 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること
 - エ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
 - オ. 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な指定避難所の確保に努めること
- 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること
- なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする
- カ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること

キ．福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

ク．感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

ケ．津波災害に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては、海に通じる堰、沢等を渡る場所でないところとすること、住民が短時間で避難できる場所とすること

3. 避難地区の設定

避難地区は、原則として、住所（丁目、字）を単位とする。

4. 指定緊急避難場所の指定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難者等が危険から逃れることができるよう、速やかに避難者の受け入れを行うことができる施設又は場所（以下「施設等」という。）を指定緊急避難場所として指定する。

指定に当たっては、原則として、それぞれの災害に対する安全区域内（それぞれの災害が発生した場合において、危険が及ぶおそれがないと想定される区域）の施設等を選定するものとし、管理体制に関する共通基準のほか、法に基づく異常な現象ごとに下記の個別基準を定め、施設等の現況等を勘案し、総合的に判断することとする。

なお、それぞれの災害想定区域について、指定又は変更があった場合は、適宜、指定緊急避難場所についても見直しを行うものとする。

（異常な現象の種類）

①洪水 ②崖崩れ、土石流及び地滑り ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火事

⑦内閣府令で定める異常な現象（噴火による火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等）や内水氾濫）

（1）共通基準

ア．受け入れ体制に関する管理上の基準

切迫した状況において、速やかに避難者の受け入れができるよう、避難者の受け入れ場所に至るまでの経路について、避難上支障がない施設等として、下記のaまたはbを満たす施設等を指定することとする。

a．鍵の管理体制が明確となっており、緊急時に解錠が可能な施設等

b．避難者の受け入れ場所までの経路について、解錠が不要な施設等

イ. 受入人数に関する基準

協定等において、別途受入人数を定める場合を除き、原則として、避難者1人当たりの必要面積を概ね1㎡とし、指定避難所を兼ねる施設については概ね2㎡として受入人数を積算すること。

(2) 個別基準

ア. 洪水

下記のa、bのいずれかを満たすものを指定することとする。

- a. 水防法に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。
- b. 水防法に基づく、浸水想定区域内に位置する場合、下記の①から③を満たす施設とする。
 - ① 主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。
 - ② 浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。
 - ③ 家屋倒壊等氾濫想定区域外であること。

イ. 崖崩れ、土石流及び地滑り

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外にある施設等であること。

ウ. 高潮

下記のa、bのいずれかを満たすものを指定することとする。

- a. 水防法に基づく、浸水想定区域外の施設等であること。
- b. 水防法に基づく、浸水想定区域内に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。
 - ① 主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（RC）もしくは鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造の施設であること。
 - ② 浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。

エ. 地震

下記のa、bのいずれかを満たす施設等を指定するものとする。

- a. 屋内に避難者の受け入れ場所を有する施設の場合、地震に対して安全な構造のものとして、下記①から③のいずれかの基準に適合するものであること。
 - ① 昭和56年新設計基準に基づき建築された建物であること。
 - ② 耐震改修により耐震基準への適合を確認できた建物であること。
 - ③ 耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物であること。
- b. 施設以外の場所については、地震が発生した場合において、周辺に生命や身体に危険を及ぼす建築物等がないこと。

オ. 津波

下記のa、b、cのいずれかを満たす施設等を指定することとする。

- a. 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設等（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）であること。

b. 浸水想定区域内に位置する場合は、下記の①から③を満たす施設であること。

- ① R C（鉄筋コンクリート造）又はS R C（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造であること。
- ② 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- ③ 浸水が想定される水位（基準水位）以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。

c. 津波避難ビルとして協定を締結した施設であること。

カ. 大規模な火事

おおむね10ha以上の面積を有する公園等の公共空地を指定することとする。

なお、このほか、災害の状況に応じ、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地について、火災延焼から安全を確保できる場合、避難場所として選定できることとする。

キ. 火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等）

八甲田山火山防災協議会及び十和田火山防災協議会が作成した火山災害予想区域図における火砕流や溶岩流、噴石等による影響が予測される範囲外にある施設等を指定することとする。

ク. 内水氾濫

下記のa、bのいずれかを満たす施設等を指定することとする。

- a. 青森市浸水等実績マップにおける浸水実績のない区域の施設等であること。
- b. 青森市浸水等実績マップにおける浸水実績のある区域に位置する場合、下記の①から②を満たす施設とする。
 - ① 主な構造物は鉄骨（S）または鉄筋コンクリート（R C）もしくは鉄骨鉄筋コンクリート（S R C）構造の施設であること。
 - ② 浸水が想定される水位以上の高さに避難者の受け入れ場所が確保されること。

5. 指定避難所の指定基準

災害が発生した場合において、避難のために必要な期間、避難者等を滞在させる施設として、屋内に受入スペースを有する施設を指定避難所として指定する。

指定に当たっては、下記の指定基準に基づき施設等を選定するものとし、施設の現況等を勘案し、総合的に判断することとする。

なお、指定避難所の開設にあたっては、発生している災害の状況を踏まえ、車両等による物資の輸送等の可否などを確認の上、災害による影響が比較的少ない場所にある施設を選定することとし、指定避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講じることとする。

（1）受け入れ体制に関する管理上の基準

速やかに、避難者等を受け入れることができるよう、避難者の受け入れ場所に至るまでの経路について、避難上支障がない施設として、下記のaまたはbを満たす施設を指定することとする。

- a. 鍵の管理体制が明確となっており、緊急時に解錠が可能な施設

b. 避難者の受け入れ場所までの経路について、解錠が不要な施設

(2) 構造に関する基準

避難者の二次災害を防ぐため、下記の a から c のいずれかの基準に適合する施設であることとする。

a. 昭和 56 年新設計基準に基づき建築された建物であること。

b. 耐震改修により耐震基準への適合を確認できた建物であること。

c. 耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物であること。

(3) 福祉避難所に関する指定基準

福祉避難所は、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のために開設する避難所として、バリアフリー化され、相談等の支援体制を行うことのできる施設などについて、福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設を指定する。

(4) 受入人数に関する基準

協定等において、別途受入人数を定める場合を除き、原則として、避難者 1 人当たりの必要面積を概ね 2 m²として受入人数を積算することとする。

6. 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合は、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

7. 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

8. 指定避難所等の事前指定

指定避難所等を次のとおり、事前指定する。なお、災害の状況により、指定避難所のみでは足りない場合、又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

避難所指定状況：指定避難所及び指定緊急避難場所指定一覧表（資料 8 7）のとおり

9. 避難促進施設の指定

市は、火山防災協議会での検討を踏まえ、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定する。

ア. 避難促進施設の所有者等は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、市に報告する。

イ．避難促進施設の所有者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果について市長に報告する。

ウ．市は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者等による取組の支援に努める。

10. 居住地域・特定地域の指定

火山避難計画に定めるところにより、火山周辺で地域住民が居住している範囲を「居住地域」、居住地域より早期の対応が必要な地域を「特定地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区を想定し、必要十分な避難対策が行えるようにする。

(1) 八甲田山における特定地域

八甲田山における特定地域は、八甲田山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。これらの地域は、噴火警戒レベル2または3発表時に避難勧告等の発令を行い、避難等の対応を行うなど、早期の対応が必要になることがある。

八甲田山大岳の想定火口から6km以内の温泉等については、ある程度まとまった数以上の住民が通年かつ常時居住しているため、観光客や観光施設従業員が中心となる地域及び駒込字深沢地区等を「特定地域」として対応する。

<八甲田山における特定地域>

自治体	特定地域名称	特定地域に含まれる施設等の名称	避難対象となる噴火警戒レベル	備考
青森市	地獄沼周辺温泉施設等	酸ヶ湯温泉	レベル2（地獄沼火口） レベル2（大岳火口）	
		東北大学植物園		冬期閉鎖
		八甲田ホテル		
		酸ヶ湯キャンプ場		冬期閉鎖
	八甲田山西側温泉施設	ホテル城ヶ倉	レベル3（大岳火口）	
	八甲田ロープウェー周辺施設	八甲田ロープウェー山頂公園駅	レベル2（大岳火口）	
		八甲田ロープウェー山麓駅	レベル3（大岳火口）	
		八甲田山荘		
		八甲田パーク		
		八甲田リゾートホテル		
	駒込深沢周辺地区	駒込字深沢地区	レベル3（大岳火口）	
		みちのく深沢温泉		冬期閉鎖
		八甲田温泉		冬期閉鎖
	荒川字寒水沢地区	荒川字寒水沢地区	レベル3（大岳火口）	
	田代平キャンプ場周辺施設	田代レストハウス等場	レベル3（大岳火口）	冬期閉鎖
		銅像茶屋		冬期閉鎖
		又兵衛の茶屋		冬期閉鎖

(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区

噴火警戒レベルに応じた避難対象地区は以下のとおりである。

ア. 非積雪時（火口周辺に積雪がない場合）の影響範囲と避難単位

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル3	駒込字深沢（特定地域） 荒川字寒水沢（特定地域）	大きな噴石 火砕流・火砕サージ

イ. 積雪期（火口に積雪がある場合）の影響範囲と避難単位

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル3	駒込字深沢（特定地域） 荒川字寒水沢（特定地域）	大きな噴石 火砕流・火砕サージ
噴火警戒レベル4 又は5	花園1丁目 花園2丁目 松原1丁目 松原2丁目 松原3丁目 松森1丁目 松森2丁目 松森3丁目 佃1丁目 佃2丁目 桜川1丁目 桜川2丁目 桜川3丁目 桜川4丁目 桜川5丁目 桜川6丁目 桜川7丁目 桜川8丁目 桜川9丁目 中佃1丁目 中佃2丁目 奥野2丁目 奥野3丁目 南佃1丁目 筒井3丁目 筒井4丁目 筒井字桜川 古館1丁目 駒込字見吉 駒込字桐ノ沢 幸畑字唐崎 幸畑字谷脇 幸畑字阿倍野 田茂木野字阿倍野 田茂木野字田茂木野 問屋町1丁目 第2問屋町1丁目 第2問屋町4丁目 妙見1丁目 卸町 八ツ役字芦谷 牛館字松枝 上野字有原 上野字山辺 荒川字筒井 金浜字船岡 金浜字伊吹 高田字日野 高田字川瀬 大別内字西田 野沢字沢部 野沢字横手 野沢字稲荷沢 野沢字川部	融雪型火山泥流

第2. 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意する。

特に、性暴力やDV等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運

営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(1) 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、給水タンク、トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む）、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

(2) 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、毛布、乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク、ほ乳瓶、おむつ（小児用及び大人用）、生理用品、衛生用品、プライバシーテント、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需物資、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、間仕切り、暖房器具等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(3) 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

また、指定避難所における感染症対策について、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努める。また、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。

第3．避難所機能の確保

(1) 市は、災害時に指定避難所が有効に機能するよう、防災活動拠点施設に対し、通信設備及び食料、生活必需物資を整備する。

(2) 指定避難所における防災設備等の整備状況は、次のとおりである。

ア．通信設備	第1節／第3「通信施設・設備等」のとおりに
イ．生活必需物資等備蓄状況	生活必需物資等備蓄状況（資料7）

第4．避難所早期開設体制の確立

大規模な災害発生時に指定避難所を速やかに開設できる体制を確立する。

第5．標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導

標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難所であるかを明示するよう努める。

第6．避難路の選定

(1) 風水害等

- ア．危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- イ．避難のため必要な広さを有する道路とすること

(2) 地震・津波

避難路の選定は、市街地の状況に応じて、市民が徒歩で確実かつ安全に避難場所等へ避難できるよう次の事項に留意して避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、青森警察署及び青森南警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策を立てるとともに、自動車の避難には限界があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

- ①避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険がある建物、危険物施設がないところとする。
- ②地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- ③避難道路は、相互に交差しないところとする。
- ④津波や浸水等の危険がない道路とする。

また、各地域において、気候や避難路の状況を踏まえた上で、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てるものとする。

(3) 火山

避難路・避難経路については、火山避難計画に定めるところにより、避難対象地区、誘導者、避難先となる指定避難所等を明らかにし、選定する。選定に当たっては、下記について考慮する。

- ア．火山現象の影響の及ぶ危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- イ．避難のため必要な広さを有する道路とすること

第7．避難路及び指定緊急避難場所周辺の交通規制

市は、災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、必要に応じ青森警察署、青森南警察署、道路管理者と協力し、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の駐車規制等の交通規制を実施する。

第8. 避難訓練の実施

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第9. 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 指定緊急避難場所等の広報

市民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ア. 指定避難所等の名称

イ. 指定避難所等の所在位置

ウ. 避難地区分け

エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から周知徹底に努める。

ア. 避難準備の知識

イ. 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

ウ. 避難後の心得

(3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できる

ように配慮するよう努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

第10．避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定する。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等を発令する対象区域（町会・町内会、又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ①給水措置
 - ②給食措置
 - ③毛布、寝具等の支給措置
 - ④被服、生活必需品の支給措置
 - ⑤負傷者に対する応急救護措置
 - ⑥その他指定避難所開設に伴う通信施設、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常用電源等の設備等の整備
- (7) 指定避難所の管理に関する事項
 - ①避難者受入中の秩序保持
 - ②避難者に対する災害情報の伝達
 - ③避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - ④避難者に対する各種相談の受付
 - ⑤その他必要な事項
- (8) 災害時における広報
- (9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。
- (10) ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第11. 被災者支援の仕組みの整備

(1) 平常時における被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(2) 在宅避難者等支援の仕組みの検討

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) 車中泊避難者支援の仕組みの検討等

県及び市は、やむを得ず車中泊を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。併せて車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第12. 広域一時滞在に係る避難・受入方法

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害時の避難・受入方法について検討する。

第13. その他

(1) 平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画プラザの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

(2) 青森市保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

市は、避難所以外で避難生活を送るおそれのある者等への支援に資するため、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うことともに、状況把握が必要

な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(資料)

- | | |
|------------------------|---------------|
| ○ 生活必需物資等備蓄状況 | (資料・様式編／資料7) |
| ○ 小学校区別受入人数一覧表 | (資料・様式編／資料50) |
| ○ 指定避難所及び指定緊急避難場所指定一覧表 | (資料・様式編／資料51) |

第5節 文教対策**〔担当 教育部・福祉部・都市整備部〕**

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

第1. 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

第2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通して、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

1. 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

2. 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科等を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3. 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

第3. 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。
- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

第4. 登下校時の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

1. 通学路の安全確保

- (1) 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- (2) 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- (3) 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- (4) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

2. 登下校等の安全指導

- (1) 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- (2) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第5. 文教施設の不燃堅ろう構造化等の促進

文教施設及び設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化等を促進する。

また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

第6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な災害予防措置を講じる。

第8. 文化財の災害予防

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び青森市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するように努める。

第6節 警備対策**[担当 総務部]**

青森警察署長並びに青森南警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備を図るものとする。

第1. 措置内容

青森警察署長並びに青森南警察署長は、災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行うものとする。

1. 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定避難所、避難路及び避難所の受入可能人数等を把握する。

2. 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。

3. 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

4. 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

5. 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

6. 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

7. 防災意識の高揚

日頃から市民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制

及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第7節 登山者・観光客等の安全確保対策**[担当 総務部・経済部]**

登山者、観光客等を火山災害から保護するため、情報伝達手段の整備や登山届の提出の促進等の措置を講じ、安全確保対策を行うものとする。

- ア. 市は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。
- イ. 市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。
- ウ. 市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- エ. 市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。
- オ. 市は、帰宅困難となった登山者、観光客等を対象に使用する指定避難所等を、火山避難計画に基づき想定しておくものとする。
- カ. 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第3部 地域防災活動の促進

大規模な災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民が自主的に自主防災組織等を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導等を組織的に行える体制を整備しておく必要がある。

第1節 自主防災組織の確立**[担当 総務部・浪岡振興部・消防部]**

大規模災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進するとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は年々増加しており、自主防災組織において積極的な防災活動を実施している。今後も自主防災組織の結成を促進するとともに、市民が地域の実情に応じた防災計画に基づいて、平時、災害時において効果的な防災活動を行うよう指導する。

第2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は、当該地域の市民により自主的に行われることが望ましいが、その結成が促進されるよう、既存の町会及び町内会に対する支援を行うほか、結成された自主防災組織育成のための活動支援並びにその要となる優れたリーダーの育成等に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町会及び町内会の単位）の指導者及び広く市民に対し、自主防災組織の必要性についての認識を高めるため、必要な資料の提供や研修会等の啓発活動を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織を結成した町会及び町内会に対して防災資機材を支給するとともに、自主防災組織が実施する防災訓練を積極的に支援・指導し、地域住民が一致団結して初期消火や救出救護活動ができ、さらには障がい者、高齢者等要配慮者の安全を確保するための防災活動等が効果的に行えるよう地域防災体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域のリーダーに対する防災知識の啓発を図るとともに、自主防災組織の要となる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。
- (4) 災害時には、避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。
- (5) 自主防災組織未結成の町会及び町内会において実施する防災訓練等への支援を行い、地域における防災意識の高揚、防災活動の活性化、自主防災組織結成の促進等を図る。
- (6) 防災リーダーの育成等、自助、共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震、

津波災害、防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第3. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、要配慮者にも配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備・器具等の点検
- オ. 防災資機材の備蓄及び管理
- カ. 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
- エ. 救出・救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

第4. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 救出救護の実施及び協力
- ウ. その他

第5. 地区防災計画の提案

地区居住者等は、青森市防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを

第2章－第3部 地域防災活動の促進

第1節 自主防災組織の確立

求めることができる。青森市防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。必要を認めた場合には、当該地区防災計画を本計画に定めなければならない。

(資料)

- | | |
|-------------|---------------|
| ○ 自主防災組織一覧 | (資料・様式編／資料26) |
| ○ 防災資機材支給要綱 | (資料・様式編／資料27) |
| ○ 防災訓練費助成要綱 | (資料・様式編／資料28) |

第2節 民間防火組織等の結成・育成

[担当 消防部]

青森地域広域事務組合消防本部は、自衛消防組織及び民間防火組織の結成を促進し、育成していくものとする。また、各事業所においては、必要な組織を結成するなど、自衛消防体制の構築を図るものとする。

第1. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより強化・充実するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても、積極的に消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置を促進するものとする。

第2. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

（1）平時の活動

- ア. 情報収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備・器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

（2）災害時の活動

- ア. 初期消火の活動
- イ. 救出・救護の実施及び協力
- ウ. その他

第3. 民間防火組織の育成

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから、青森地域広域事務組合消防本部は、自主消防体制として学区、行政区等ごとの女性防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を実施することなどによって、災害への対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導するものとする。

(資料)

○ 民間防火組織等の結成状況 (資料・様式編／資料29)

第4部 自治体・民間団体・企業・ 地域・ボランティア等との連携

大規模な災害が発生した場合には、被災した都市のみでは十分な応急復旧対策が実施できない場合が想定されるが、このような事態において被害の軽減化と災害からの早期復興を図るためには、他の自治体や民間団体、企業との応援体制の整備、あるいはボランティアや市民が相互に連携した災害応急活動の実施体制を整備しておくことが重要となる。

このことから、青森市は、他の自治体との広域的な応援体制を整備するとともに、民間団体、企業との間に物資や人材、応急復旧資機材等の提供に関する協力体制を整備し、また、ボランティア団体や地域との連携を強化し、災害時の人材確保及び要配慮者支援等の応急活動の迅速な実施体制を整備するものとする。

第1節 応援体制の整備

[担当 総務部]

被災した都市のみで十分な応急復旧対策が実施できない場合には、災害対策基本法の定めるところにより、他の自治体は被災都市の要請に基づき必要な応援を行うこととなっているが、被害の軽減化のためには、事前に応援のために必要な事項について協定を締結し、迅速かつ円滑な災害応援活動の実施体制を確保しておくものとする。

また、市が保有する資機材又は人材だけでは十分な応急対策ができない場合に備えて、民間団体、企業との間においても協力体制を整備しておくものとする。

第1. 他自治体との応援体制整備

市は、県内40市町村及び東北6都市との間で締結している応援協定の実効性を高めるため、防災対策に必要となる情報交換及び防災訓練等を実施しているが、今後においても協定締結自治体との連携を密にし、迅速かつ円滑な災害応急活動の実施体制の確保に努めるものとする。

第2. 民間団体・企業との応援体制整備

市は、大規模災害の発生に備え、応急復旧及び被災者支援等に必要となる物的、人的な協力体制を構築するため、民間団体、企業との間に応援協定を締結しているが、今後においても防災体制の強化を図るため、民間団体、企業等との協力体制の整備に努めるものとする。

第3. 国の応援・支援体制

災害時における防災対策として、国土交通省は、被災地における被害拡大の防止や早期復旧・復興のため、被災した自治体等への適時・適切で効果的な応援・支援を総合的に展開することが極めて有効かつ重要であると考え、被災した自治体等への応援・支援をより積極的に推進するための一環として、「災害時における自治体等への応援・支援メニュー」を全国の自治体等に周知している。なお、国の当該応援等については、県と協議して活用するものとする。

資料

- 応援協定締結状況 (資料・様式編／資料43)
- 国土交通省による災害時における自治体等への応援・支援メニュー (資料・様式編／資料44)

第2節 要配慮者等安全確保対策

〔担当 総務部・福祉部・保健部・市民部・都市整備部・浪岡振興部〕

災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要する要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1. 要配慮者の支援体制の整備等**(1) 要配慮者に関する防災知識の普及**

市及び防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に市民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(2) 高齢者の避難行動への理解促進

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 要配慮者の支援方策の検討

市及び防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4) 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築

青森県社会福祉協議会等関係団体（青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体）は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）のチーム員の養成を行うものとする。

(5) 指定避難所における連絡体制等の整備

市は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(6) 応急仮設住宅供給における配慮

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮するものとする。

(7) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2. 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

(1) 名簿の作成

市は、地域に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努める。

また、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(2) 名簿の記載事項

(1) の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所又は居所

オ. 電話番号その他の連絡先

カ. 避難支援等を必要とする理由

キ. その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

(3) 名簿の作成方法・手順

(1) の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

ア. 名簿に登載する者の範囲は以下のとおりとする。

①満75歳以上の方だけからなる世帯の者（ただし、同じ世帯の他の方が75歳未満であっても避難行動要支援者である場合はこれに含む。）

②1級から3級までの身体障がい者（ただし、4級以下の者であっても避難行動に支援を要する場合はこれに含む。）

③知的障がい者

④精神障がい者

⑤介護保険法における要介護認定3～5の者

⑥難病患者の者

⑦その他、避難行動に支援を必要とする者（傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等）

イ. 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。

福祉部福祉政策課：名簿の作成・修正

市民部行政情報センター市民課：満75歳以上の方だけからなる世帯の者の情報の提供

福祉部障がい者支援課：名簿の作成対象となる障がい者の情報の提供

福祉部介護保険課：名簿の対象となる要介護認定3～5の者の情報の提供

ウ. 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

福祉政策課から名簿対象者データの保有課に対して利用申込書を提出し入手する。

(4) 名簿の作成に当たっての情報提供の依頼

(1) の名簿を作成するにあたり、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。

(5) 関係機関への名簿の提供

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 名簿の定期的な更新及び適切な管理

市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

第3．個別避難計画の作成及び運用

(1) 計画の作成

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

(2) 計画の定期的な更新及び適切な管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 被災者支援業務の迅速化・効率化

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(4) 関係機関への計画の提供

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

(5) 計画に係る各種体制の整備

市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置

を講じるものとする。

(6) 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(7) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4. 要配慮者利用施設の安全性の確保等

(1) 安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

(2) 計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(4) 平時からの連携

要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。

(5) 防災訓練の実施、指導等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員

等について市長に報告するものとする。

(6) 自治体による定期的な確認

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第3節 防災ボランティア活動対策

〔担当 総務部・福祉部・浪岡振興部・教育部〕

災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

第1．関係機関の連携・協力

市は、県及び青森市社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。

第2．防災ボランティアの育成

市及び青森市教育委員会は、県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部青森市地区（浪岡分区を含む。以下同じ。）、青森市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し、防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

第3．防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため、県、市、青森市社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4．防災訓練等への参加

市は、青森市教育委員会と協力して、青森市社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、青森市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、地域で活動するその他のNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

第5．ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

青森市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市及び

第2章－第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携

第3節 防災ボランティア活動対策

青森市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深めるよう、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

第6. 防災ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、青森市社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5部 自然の保全と災害に強い都市整備

災害に対する都市の危険性は、災害誘因のほか、地域が抱える地形、地盤又は木造密集地域などの自然的、社会的な災害に対する特性によって高まってくることとなる。

このことから、青森市では、自然の保全に留意しながら、自然的、社会的な災害要因を改善し、災害そのものの発生を最小限にとどめるとともに、被害の拡大を抑止することができる都市構造そのものの防災性を高めるため、都市構造防災化対策を計画的に推進していくものとする。

第1節 防災事業

流域治水の考えの下、地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

第1. 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口までの水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

海岸保全事業については、埋立又は干拓事業、港湾事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮し、整備する。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図るものとする。

1. 治山事業

〔担当 農林水産部〕

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については、市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、市には、いまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地区、海岸侵食危険地区、なだれ危険箇所が存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

また、溪流や山腹斜面を安定させるため、ハード対策（治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林造成等による荒廃地、荒廃危険地等の整備）とソフト対策（山地災害危険区域に係る監視体制の強化、情報提供等）を一体的に実施する。さらに、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止及び保安林の機能の強化推進に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

- 山地災害危険地区一覧 (資料 30)
- 地すべり危険箇所等一覧 (資料 31)
- なだれ危険箇所一覧 (資料 32)
- 小規模山地崩壊危険地区／ため池一覧 (資料 37)
- 海岸線（海岸保全区域）管理一覧 (資料 39)

2. 土砂災害対策事業

【担当 都市整備部・浪岡振興部】

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等、また、火山現象に伴い発生が予想される火山地域（火山地・火山山麓）における土石流、溶岩流、火山泥流等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等の計画的推進を、国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進についても国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

（1）砂防事業

市では、これまで土石流対策として、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防堰堤、溪床の縦横侵食防止のための床固工、溪流保全工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、市域には、土石流危険溪流を多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 砂防指定地一覧 （資料 33）

○ 土石流危険溪流等一覧 （資料 34）

（2）地すべり対策事業

市には、次のとおり地すべり危険箇所等があり、これまで地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設工事が実施されてきたところであるが、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 地すべり危険箇所等一覧 （資料 31）

（3）急傾斜地崩壊対策事業

市では、これまで集中豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、野内浦島地区、浅虫蛸谷地区をはじめとして、危険度の高いものから順次急傾斜地崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、市域には、次のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ 急傾斜地崩壊危険箇所 （資料 35）

（4）なだれ対策事業

市には、次のとおりなだれ危険箇所があることから、今後もなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

○ なだれ危険箇所一覧 （資料 32）

3. 河川事業

【担当 都市整備部・浪岡振興部】

市域を流下する1級河川は、岩木川水系の本郷川をはじめ、大釈迦川、十川、浪岡川など7河川があり、これら河川は昭和52年度に氾濫し激甚災害をもたらしたが、浪岡川については、昭和56年以降改修されている。

また、2級河川にあっては、堤川、駒込川、新城川など21河川があり、これら河川は県が管理するところであるが、堤川及び新城川にあっては、昭和43年以来広域基幹河川改修事業、その他の河川についても様々な河川改修事業が実施され、河川管理は十分なされているものの、現在も未着手の原始河川に近い河川も存在している。

なお、市が管理する準用河川及び普通河川は次のとおりであるが、今後もこれら河川の堤防の維持、補修、護岸等の維持に努めるとともに、河積の拡大、河道の安定等の河川改修を要するものについては、県と連携をとりながら改修改良計画を立て、その実施に努める。

○ 河川一覧 (資料38)

4. 海岸保全事業

〔担当 都市整備部・農林水産部〕

市の海岸線の延長は、42,714mに及んでおり、その内21,557mが海岸保全区域に指定されている。青森海岸は、これまでも浸食、越波、飛沫等の要因による様々な被害を受けたが、約40年間にわたり海岸保全施設等による海岸整備事業を行い、安全、利用、環境面において調和のとれた海岸づくりが行われてきた。

なお、海岸防災対策事業は、水管理・国土保全局所管海岸（国土交通省所管）、港湾局所管海岸（国土交通省所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。

(1) 後潟漁港海岸

海岸線延長1,187m、海岸保全区域延長304mであり、区域のほとんどが漁港施設により保全されている。

(2) 奥内漁港海岸

海岸線延長1,909m、海岸保全区域延長1,236mであり、海岸保全施設の整備は、昭和47年度に完了している。

(3) 久栗坂漁港海岸

海岸線延長1,507m、海岸保全区域延長840mであり、海岸保全施設の整備は、平成5年度に完了している。

(4) 青森漁港海岸

海岸線延長1,327m、海岸保全区域延長295mであり、海岸保全施設の整備は、平成19年度に完了している。

○ 海岸線（海岸保全区域）管理一覧 (資料39)

5. 農地防災事業

〔担当 農林水産部〕

(1) 湛水防除事業

市農用地等（8,787ha）の湛水防除対策として、湛水防除事業が実施され、おおむね185ha以上の各地区における排水機等の主要施設は、ほぼ整備されている。また、ほ場整備施行地域（4,158.0ha）の主要排水路もおおむね整備されており、未施行地域については、地区内の排水路の整備を図るべく事業計画を進めている。

(2) ため池等整備事業

ア. 市においては、従来から農業用水確保のため、ため池を利用しているが、築造年数の古いものや、漏水するため池について、堤体の安全確保、下流地域の災害の未然防止を図るため、その実態を把握するとともに、計画的な補強改良工事を実施する。

イ. 農業用排水施設は、自然的、社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもあるため、これらの施設について実態を把握し、必要なものについては、計画的な改修工事を実施するよう県に働きかけるとともに、市が管理する用排水施設について計画的な改修工事を実施する。

ウ. 土砂崩壊防止対策は、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう、計画的な改修を県に働きかける。

エ. 地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システムにより、速やかな情報共有を図るものとする。

(3) 地すべり対策事業

地すべり対策は、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

第2. その他の防災事業

その他の防災事業として道路、港湾等の点検、整備及び上下水道の防災性の強化を図るとともに、危険地域からの移転事業の促進に努めるものとする。

1. 道 路

[担当 都市整備部・浪岡振興部]

市には、道路危険箇所があることから、市道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

○ 道路危険箇所一覧 (資料 36)

2. 港湾等

[担当 都市整備部・農林水産部]

市における港湾、漁港等施設については、県の管理となっており、今後とも防災施設等の計画的整備を県に働きかけるものとする。

3. 上下水道施設

[担当 環境部・企業部]

市における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図るものとする。

4. 危険地域からの移転対策事業

[担当 都市整備部・浪岡振興部]

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの危険住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

(1) 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等により危険のある住宅について、市民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

5. 盛土等による災害防止対策事業

[担当 総務部・都市整備部・浪岡振興部]

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、当該調査等で把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、同法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に起因する災害を防止するために必要な措置を行うとともに、当該盛土等について、必要に応じて、地域防災計画や避難情報の発令基準を見直すものとする。

(資料)

○ 山地災害危険地区一覧	(資料・様式編／資料30)
○ 地すべり危険箇所一覧	(資料・様式編／資料31)
○ なだれ危険箇所一覧	(資料・様式編／資料32)
○ 砂防指定地一覧	(資料・様式編／資料33)
○ 土石流危険渓流等一覧	(資料・様式編／資料34)
○ 急傾斜地崩壊危険箇所	(資料・様式編／資料35)
○ 道路危険箇所一覧	(資料・様式編／資料36)
○ 小規模山地崩落危険地区／ため池一覧	(資料・様式編／資料37)
○ 河川一覧	(資料・様式編／資料38)
○ 海岸線（海岸保全区域）管理一覧	(資料・様式編／資料39)

第2節 都市防災対策事業

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物の不燃化を図るものとする。

第1. 地域地区の設定、指定**[担当 都市整備部]****1. 用途地域の設定**

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

2. 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

3. 災害危険区域の指定

県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第2. 都市基盤施設の整備**[担当 環境部・都市整備部・浪岡振興部・企業部]**

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設の整備を行う。

1. 道路（街路）の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸走路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路の整備を行う。

2. 公園緑地の整備

都市のやすらぎ空間の確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

3. 下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

4. ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、3次救

急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第3. 防災拠点施設等の整備

[担当 総務部]

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

第4. 市街地の整備

[担当 都市整備部]

市街地における災害の発生を未然に防止するため、都市基盤施設の整備とともに面的な市街地整備を行い、相互に連携した重層的な都市の防災化を推進する。

1. 市街地再開発事業等

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等の推進を図る。

2. 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業の推進を図る。

3. 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災機能を図るため、土地区画整理事業の推進を図る。

第5. 建築物不燃化対策

[担当 都市整備部等]

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

1. 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

2. 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

第6. 風水害に対する建築物の安全性の確保

[担当 都市整備部等]

劇場や映画館・集会所等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急

対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など、施設を浸水被害から守るための対策が講じられるよう努める。

第7. 空き家等対策

[担当 都市整備部等]

平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

(資料)

○ 用途地域等の設定状況 (資料・様式編／資料40)

第3節 建築物等対策

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス・外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

第1. 公共建築物等災害予防**[担当 都市整備部等]****1. 市有施設**

地震による建築物等の倒壊等の被害から市民の生命等を保護するとともに、市の防災機能を確保するため、市有施設のうち防災上重要な施設の耐震診断、耐震化について、計画的な実施に努める。

2. 公共的施設

不特定多数の人が出入りする劇場・百貨店、社会福祉施設等の公共的建築物の耐震性の向上を促進するため、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者に対し、自主的な耐震診断及び耐震改修の実施について適切な指導を行う。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

第2. 一般建築物等災害予防**[担当 総務部・都市整備部等]****1. 一般建築物の耐震性促進**

市は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用及び完了検査率の向上を図り、欠陥建築物の防止と耐震性を促進する。また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図るとともに、昭和56年5月以前に建築された既存建築物等については、所有者、管理者に対する耐震診断及び耐震改修等に関する指導を計画的に実施する。

2. 窓ガラス、看板及び天井等対策

市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。

特に、通学路及び指定緊急避難場所周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下防止対策を講じるものとする。

3. ブロック塀、石塀等対策

市は県と連携して、道路沿い等に設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとするよう指導する。

また、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握するとともに、危険性のあるものについては、改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導する。

4. 家具等転倒防止対策

市民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策について広報紙等により周知徹底する。

第3. コンピュータシステム等災害予防

[担当 総務部]

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータシステムの保全やデータのバックアップ等の対策を推進するとともに、企業等の自発的な災害予防の取組を促進する。

第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

[担当 総務部・環境部・浪岡振興部・企業部]

災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、耐浪性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

第1. 電力施設

[担当 総務部等]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

1. 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

(1) 変電設備

- ①機器、設備の整備点検
- ②碍子型機器の耐震構造化
- ③保護継電装置の耐震性の強化
- ④土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

(2) 送配電設備

- ①地質に応じた基礎の採用
- ②支持物巡視点検の実施
- ③不等沈下箇所の調査及び補強の促進
- ④橋梁並びに建物取付部における管、材料及び構造の耐震化

2. 電力設備の災害予防措置

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

(2) 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。また、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

(3) 変電設備

浸冠水の恐れのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。

(4) 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

3. 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

- (1) 観測、予報施設及び設備
- (2) 通信連絡施設及び設備
- (3) 水防、消防に関する施設及び設備
- (4) その他災害復旧用施設及び設備

4. 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

(2) 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

(3) 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 資機材等の仮置場

市は管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

5. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

6. 広報活動

(1) 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

(2) PRの方法

ラジオ、テレビ、SNS、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布する。

(3) 停電関連

病院等重要施設においては、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者

に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

第2. ガス施設

[担当 総務部等]

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

1. ガス施設の耐震性強化

災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

- (1) 製造設備の耐震性を維持強化する。
- (2) 導管は、溶接鋼管、ポリエチレン管又は可撓性のある機械的接合を用いた鋼管、ダクタイル鉄管に随時移行する。

2. ガス施設の災害予防措置

災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害防止のため、次の対策を講ずる。

- (1) 定期点検
ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。
- (2) 緊急操作設備の強化
製造設備及びガスホルダーには、災害時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。
中圧導管には、ガス遮断・放散を可能とする設備を整備する。
- (3) LPG容器の転倒防止装置
LPG容器の転倒防止装置の設置を徹底する。

3. 応急復旧体制の整備

- (1) ガス漏洩通報に対する受付体制の整備
- (2) 消防機関、警察署機関等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備
- (3) 応急復旧動員体制の整備
- (4) 応急復旧用資機材の整備
- (5) 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進
- (6) 保安無線通信の整備・充実

4. 広報活動

- (1) ガス栓の閉止等、災害が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

第3. 上水道施設

[担当 企業部]

市は、次の災害予防措置を講ずる。

1. 上水道施設の耐震性強化等

市及び津軽広域水道企業団は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

(1) 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

(2) 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

また、水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等による予備水源の確保を図る。

(3) 浄水施設及び送配水施設

ア. ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

イ. 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

(4) 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設付帯設備等についても耐震化を図る。

(5) 既存施設

既存の上水道施設については、耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は敷設替え等の改良を行う。

(6) その他の施設

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については、優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

2. 施設の防災性の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

3. 防災用施設、資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や浄水場、耐震性貯水槽等の

第2章―第5部 自然の保全と災害に強い都市整備

第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄化水、可搬士気ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

4. 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、青森市管工事業協同組合、青森県管工機材商業協同組合等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

第4. 下水道施設

[担当 企業部]

市は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

1. 下水道施設の耐震性強化

市は、災害時における市民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

(1) 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場及び終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地振動により破損しやすいため、老朽化した施設については補強を行うとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

2. 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

3. 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

第5. 電気通信設備

[担当 総務部等]

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

1. 電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化を図る。

(1) 耐震対策

- ①局舎、鉄塔の耐震化
- ②局内設備の固定、補強等

(2) 津波対策

- ①局舎内への浸水防護措置
- ②防水扉、防潮板の設置
- ③下水管、局内マンホール、洞道からの浸水防止

2. 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

- (1) 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (2) 強風又は豪雪のおそれが地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。
- (4) 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。
- (5) 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

3. 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (5) 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する

4. 安全・信頼性強化の推進

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹

第2章―第5部 自然の保全と災害に強い都市整備

第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

的設備の地理的分散及び安全な設置場所確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進に努めるなどし、特に地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

5. 大規模災害時の通信確保対策

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースの整備、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築を図る。
- (2) 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (3) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者に対して周知するよう努める。
- (4) 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。
- (5) 被災地域への通信の確保等のため、ボイスメールシステムの災害時における新たな活用方法を検討するほか、被災地ネットワークの構築、安否・所在登録システムの開発等への技術的支援に努める。

第6. 放送設備

[担当 総務部等]

放送事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

1. 放送施設の機能確保

放送機関は、災害時における市民への情報伝達ができるよう、次によりその機能を確保する。

- (1) 送信所、スタジオの建物、構築物の耐震性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統、受配電設備、非常用発電設備等の耐震化
- (3) 放送設備等重要な設備の代替または予備の設備の設置
- (4) 火災による二次災害防止のための消防用設備等の整備
- (5) 建物、構築物、放送施設等の耐震性等についての定期的な自主点検

2. 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

3. 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

4. 防災資機材の整備

災害応急復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第7. 道路管理者等との連携

【担当 都市整備部等】

電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、道路管理者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第5節 交通施設対策

災害による交通施設の被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害ともなることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

第1. 道路・橋梁防災対策

[担当 都市整備部・浪岡振興部]

道路管理者は、災害時において避難路・緊急輸送ルートの確保を早期にかつ確実に図るため、市道等の交通機能を拡充するとともに、アンダーパス部等の道路の冠水の防止のため排水施設及び排水設備の補修等を、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を、及び渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失による被災地の長期孤立を防ぐため洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。

1. 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

(1) 道路法面、盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土崩落危険調査を実施する。

(2) 道路の防災補修工事

上記(1)の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2. 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

(1) 橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

(2) 橋梁の耐震補強の工事

上記(1)の調査に基づき、補修対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架

替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

3. 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋の落下等により交通障害物となることを防止するため、所管する横断歩道橋について、次の調査、工事を実施する。

(1) 横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。

(2) 横断歩道橋の工事

上記(1)の調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修工事等を実施する。

4. トンネル・地下道の整備

災害時におけるトンネル・地下道の交通機能の確保のため、所管するトンネル・地下道について、次の調査、工事を実施する。

(1) トンネル・地下道の安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネル・地下道の耐震点検調査を実施する。

(2) トンネル・地下道の耐震補強工事

上記(1)の調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

5. 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。併せて、陸路から道路啓開を行えない場合も想定して、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図る。

6. インフラ事業者等との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、電力、上下水道、電気通信等のインフラ事業者を含む関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第2. 港湾・漁港防災対策

〔担当 都市整備部・農林水産部〕

市は、次の災害予防措置を講ずるよう県に対し要請する。

1. 港湾改修

災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するためのけい留施設や、台風、高潮災害時における被害を防止するための防災施設を整備するとともに、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、船舶の大型化、高速化に対処するため、大型のけい留施設を整備するとともに、泊地の拡張、航路の拡張及び増深を図る。

国（国土交通省）及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。国（国土交通省）及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

2. 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び災害時の被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

3. その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

4. 機能維持・継続のための対策の検討及び協定の締結

発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する港湾及び漁港の障害物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

第3. 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

第6節 積雪期の地震災害対策

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路の確保を図るものとする。

第1. 総合的な雪対策の推進

【担当 都市整備部・浪岡振興部】

積雪期の地震災害の予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「青森市地域防災計画（風水害等災害対策編）」による雪害予防対策を各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的に実施する。

第2. 交通の確保

【担当 都市整備部・浪岡振興部】

1. 道路交通の確保

国・県・市は、災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除排雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

（1）除排雪体制の確立

- ①一般国道・県道・市道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除排雪計画を策定する。
- ②除排雪区間の伸長と除排雪水準の向上を図るため、地形や積雪状況等の自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

（2）積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ①冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- ②なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

2. 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、降積雪の状況に応じて除雪機械の運行計画を定めておくとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の不足を補う人力除雪体制を整備する。

3. 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、次により航空輸送の確保を図る。

（1）基幹空港の除雪体制の整備

- ①県は、除雪機械の整備等空港の除雪体制を整備する。

（2）緊急物資の受取り場所の確保

- ①市は、孤立が予想される集落の航空輸送による緊急物資の受取り場所の確保を図る。

第3. 家屋倒壊の防止

〔担当 福祉部・浪岡振興部〕

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

第4. 積雪期の指定避難所、避難路等の確保等

〔担当 総務部・都市整備部・浪岡振興部〕

市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、おおむね次のような指定避難所・避難路の確保等を図る。

(1) 指定避難所等の確保等

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所等を指定する。

(2) 避難路の確保

①積雪、堆雪に配慮した体系的街路の整備

②小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

③機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

市民が安全に指定避難所等に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第7節 津波災害予防対策

津波災害予防対策の検討に当たっては、

- ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、市民の津波防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害の軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第1. 海岸保全施設等の整備

【担当 総務部・都市整備部】

津波による災害を防止し、又は最小限に止めるため、国、県の協力を得て海岸堤防、防潮堤、防波堤、防潮水門、海岸防災林等の海岸保全施設の整備を行うとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性の確保を図るものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

さらに、津波に対する統一的な図記号等を利用しやすい標識の設置や、周囲に高台等がない地域では津波避難ビル等の整備・指定を推進する。

第2. 津波防災の観点からのまちづくりの推進

【担当 都市整備部】

1. 津波に強いまちづくり

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の効率的・計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。この際、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつ

つ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

また、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮する。

なお、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害予防対策については、特に万全を期するものとする。

2. 避難関連施設の整備

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るよう努める。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

3. ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第3. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

[担当 企画部・総務部・市民部・福祉部・経済部・
農林水産部・都市整備部・消防部]

1. 津波警報等伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、休日、夜間、休憩時等における津波警報等伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど防災体制を強化する。

2. 避難指示等の発令基準の明確化

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な発令基準を設定するものとする。

3. 通報・通信手段の確保

様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話等（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）、広報車等の多様な手段を確保する。

4. 伝達協力体制の確保

漁業協同組合、海水浴場の管理者、港湾工事施工者及び自主防災組織の責任者等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これらの者との協力体制を確保する。

5. 津波警報伝達等訓練の実施

津波警報伝達等を迅速かつ確実にを行うため、伝達等訓練を企画し、防災関係機関の参加のもとに実施する。

第4. 津波監視体制等の確立

〔担当 総務部・農林水産部・都市整備部・消防部〕

1. 津波監視体制の確立

- （1）発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波来襲状況を把握する津波監視システムの整備を図る。
- （2）過去の津波災害の状況及び海岸の形状等から、津波による被害が想定される地域を設定する。

第5. 津波警戒の周知徹底

〔担当 企画部・総務部・市民部・経済部・
農林水産部・都市整備部・教育部・消防部〕

市及び防災関係機関は、チラシ、看板等あらゆる手段・機会を利用し、市民等に対し津波警戒に関する次の事項の周知徹底を図る。

特に、海水浴シーズン、観光シーズンにおいては、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性等についての啓発を実施する。

1. 市民、観光客、海水浴客、釣り客等への周知事項

- （1）震度4以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- （2）正しい情報をラジオ、テレビ、インターネット、広報車などを通じて入手する。
- （3）地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは直ちに海岸から離れ、急いで安

全な場所に避難する。

- (4) 津波注意報でも、海岸保全施設の海側には入らない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めない。

2. 船舶への周知事項

- (1) 震度4以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外の水深の深い広い海域へ退避する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、すぐ港外退避する。
- (4) 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めない。
- (6) 港外退避や小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第6. 津波避難計画の策定

次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。

- (1) 津波浸水想定
- (2) 津波避難対象地域の指定等
- (3) 指定緊急避難場所の指定等
- (4) 避難誘導等に従事する者の安全確保
- (5) 初動体制（職員の参集等）の整備
- (6) 津波警報、津波情報等の収集・伝達方法等の確保
- (7) 避難指示の発令時期及び発令基準
- (8) 指定緊急避難場所、避難路
- (9) 津波防災対策の啓発・教育
- (10) 津波避難訓練
- (11) その他、津波避難対策のための措置

第7. 津波災害警戒区域

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、本計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下施設等（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関の名称及び所在地等について定めるものとする。

本計画に名称及び所在地を定められた地下施設等又は主として防災上の配慮を要する者が

利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の成果について市長に報告するものとする。

第8節 水害予防対策**〔担当 都市整備部・浪岡振興部〕**

水害（地震・津波の起因による水害を含む）を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、市民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

第1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- （1）治山対策事業
- （2）土砂災害対策事業
- （3）河川防災対策事業
- （4）海岸防災対策事業
- （5）農地防災対策事業
- （6）都市防災対策事業
- （7）危険地域からの集団移転促進事業

第2. 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともに、その適正な管理を図るものとする。なお、河川等の現況及び整備計画については、第1節「防災事業」による。

（1）河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川、海岸及び砂防管理関係者が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等の取り締まり、河川の維持管理を図る。

（2）河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講ずる。

①構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

②維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

- （ア）洪水を調整する施設
- （イ）洪水を分量させる施設
- （ウ）治水上特に重要な内水排除施設または高潮等の防止若しくは流水調節施設

③河川の維持規則

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

(ア) 流水及び河川区域内の土地の占用

(イ) 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

(ウ) 河川における竹木等の流送

第3. 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

第4. 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「青森県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、市は、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第5. 市民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象警報（特別警報を含む）・注意報及び気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、防災行政無線等の整備を図る。また、市民から防災関係機関への災害情報の連絡通信体制を確立する。

加えて、住民の主体的な避難行動を促すため、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

第6．水防資機材の整備

水防資機材の整備については、第2部／第2節「防災業務施設・設備等の整備」による。

第7．水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び通報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

第8．浸水想定区域等

- (1) 市は、国土交通大臣及び県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 市は、浸水想定区域に地下街又は主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 市は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (5) 市は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (6) 市は、その区域内に存する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載したため池ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努める。

第9．高潮防災対策の推進

市は、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、避難指示等発令基準の明確化、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第9節 風害予防対策

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、市民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等の災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

第1. 市民への情報伝達体制等の整備

〔担当 企画部・総務部〕

- (1) 市は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に市民に伝達できるよう、防災行政用無線等の整備を図り情報伝達体制を確立する。
- (2) 市は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に市民に提供できる体制の強化に努める。

第2. 防災知識の普及

〔担当 総務部・農林水産部〕

市及び防災関係機関は、第1部／第1節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- (4) 竜巻注意情報に関すること

第3. 道路交通の安全確保

〔担当 都市整備部・浪岡振興部〕

道路管理者及び青森警察署長並びに青森南警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

第4. 建造物等災害予防

〔担当 各部〕

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第10節 土砂災害予防対策**〔担当 都市整備部・浪岡振興部〕**

集中豪雨等による土砂災害及び地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、市民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

第1. 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山対策事業
- (2) 土砂災害事業
- (3) 農地防災対策事業

第2. 土砂災害危険箇所の把握及び市民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップによって市民に周知徹底し、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

第3. 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。また、その補足情報として土砂災害の危険度をホームページ等で提供する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。なお、当該情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当するものである。

市は、県から土砂災害警戒情報の発表の通知を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、市民等への周知に努める。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ

め具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

市は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを市民にも周知するものとする。

種 別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒高齢者等避難（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2. 土砂災害の危険度分布で『危険（紫）』（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4. 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5. 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1. 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと） 2. 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認） 3. 土砂災害の発生が確認された場合

第4. 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の収集

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流または河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難指示等の判断を行う。

第5. 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、また、これらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、避難指示等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

第6. 市民への情報伝達体制等の整備

災害に関する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を迅速かつ確実に市民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、防災行政無線等の整備を図る。特に、土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、情報が毎戸に確実に伝達されるよう配慮する。

第7. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう、青森県東青農林水産事務所、青森県東青県土整備事務所と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

第8. 避難体制の整備

危険箇所周辺の市民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第2章第2部第4節「避難対策」に準じるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の市民の日常観察、覚知した場合の市への通報、市から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

(1) 土石流（山津波）危険渓流

- ア. 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ. 渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある。）
- エ. 降雨量が減少しているにもかかわらず渓流の水位が低下しないとき
- オ. 渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき

(2) 地すべり危険箇所

- ア. 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ. 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

(3) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所

- ア. 斜面から急に水が湧き出したとき
- イ. 小石がパラパラ落ち始めたとき

(4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地

- ア. 立木の倒れる音がするとき
- イ. 山腹に亀裂が生じたとき
- ウ. 山腹傾斜から、転石が落ちはじめたとき
- エ. 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じりはじめたとき

第9. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化の実施を促進
- (5) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公

- 共事業における上記（１）、（２）、（３）の法指定諸制度との整合性の確保
- （６）民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- （７）災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

第10. 土砂災害防止法による施策

市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域における市民の安全確保のための対策を講じる。

- （１）市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、市民等に周知するよう努める。
- （２）市は、本計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- （３）市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（資料）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ○ 小学校区別収容人数一覧表 | （資料・様式編／資料50） |
| ○ 指定避難所及び指定緊急避難場所指定一覧表 | （資料・様式編／資料51） |

第11節 火災予防対策**[担当 消防部・農林水産部・教育部]**

火災の発生及び地震発生時の火災の同時多発等による被害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

第1. 建築物の防火対策の推進**(1) 建築物の不燃化**

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

消防機関は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導を行い、重大なものについては、警告命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、市民に火災予防条例等の周知徹底を図る。

第2. 防火思想の普及**(1) 一般家庭に対する指導**

①消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るため、消火器具の設置、取扱い等について指導するものとする。

また、地震による火災防止対策として、対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ、防火思想の普及徹底を図る。

②消防機関は、火災予防運動を実施し、火災予防に関する諸行事を通じて広く市民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

- ①火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性（婦人）防火クラブを育成指導する。
- ②児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。
- ③幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

第3. 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

第4. 火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、市民の火災に対する注意を喚起する。

1. 火災警報の発令

発令基準は、風水害等対策編／第1章／第3節「気象予報・警報等の発表及び伝達」による。

2. 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、市民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底する。

- (1) 山林、原野等において、火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- (5) 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰または火粉を始末すること
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口を閉じて行うこと
- (7) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内で喫煙をしないこと

第5. 文化財に対する火災予防対策

青森市教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言するものとする。

第12節 危険物施設等対策**〔担当 消防部・都市整備部〕**

地震・津波災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設での被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

第1. 現 況

市地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 危険物施設 | 危険物施設等一覧（資料 41） |
| (2) 高圧ガス施設 | 〃 |
| (3) 火薬類施設 | 〃 |
| (4) 毒物・劇物施設 | 〃 |
| (5) 放射性同位元素使用施設 | 〃 |

第2. 危険物施設**1. 規 制**

消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備
- (2) 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- (3) 予防規程の作成
- (4) その他法令で定められた事項

2. 保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- (3) 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- (4) 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

3. 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

4. 自主保安体制の整備

事業者は、地震時における火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (1) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (2) 保安検査、定期点検
- (3) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (4) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (5) 防災訓練の実施

5. 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

第3. 高圧ガス施設

1. 規 制

県は高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- (1) 高圧ガス施設の位置、構造及び設備
- (2) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化ガス業務主任者等の選任
- (3) 危害予防規程の作成
- (4) その他法令で定められた事項

2. 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、既存施設における耐震化について、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- (1) 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (2) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱い
- (3) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- (4) 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

3. 保安教育等

- (1) 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- (2) 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

(3) 県及び高圧ガス関係団体は、保安活動促進週間を設定し、関係者の防災意識の高揚を図る。

4. 自主保安体制の確立

事業者は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (1) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (2) 定期自主検査
- (3) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (4) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (5) 防災訓練の実施

第4. 火薬類施設

1. 規 制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- (1) 火薬類施設の位置、構造及び設備
- (2) 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- (3) 危害予防規程の作成
- (4) その他法令で定められた事項

2. 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- (1) 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- (2) 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
- (3) 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- (4) 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

3. 保安教育等

- (1) 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- (2) 県は、研修会等を開催するとともに、危害予防週間を設定し、関係者の防災意識の高揚を図る。

4. 自主保安体制の確立

事業者は、地震時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (1) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）

- (2) 定期自主検査
- (3) 防災設備の維持管理、整備及び点検
- (4) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (5) 防災訓練の実施

第5. 毒物・劇物施設

1. 規 制

市は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の販売業者に対して次の規制を行う。

- (1) 毒物・劇物の販売業の登録
- (2) 毒物劇物取扱責任者の選任及び登録
- (3) 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置
- (4) その他法令で定められた事項

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の製造業、輸入業者に対して次の規制を行う。

- (1) 毒物・劇物の製造業、輸入業の登録
- (2) 毒物劇物取扱責任者の選任
- (3) 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置
- (4) その他法令で定められた事項

2. 保安指導

市は、立入検査等により毒物・劇物の販売業者に対して次の保安指導を行う。

- (1) 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法。
- (2) 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置。
- (3) 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置。

県は、立入検査等により毒物・劇物の製造業、輸入業者に対して次の保安指導を行う。

- (1) 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法。
- (2) 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置。
- (3) 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置。

3. 保安教育等

営業者等は、保安管理の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

4. 自主保安体制の確立

営業者は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- (1) 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- (2) 防災設備の維持管理、整備及び点検

- (3) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- (4) 防災訓練の実施

第6. 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、地震・津波災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

第13節 孤立対策**[担当 総務部]**

災害時に孤立が想定される地区について、当該地域住民の人命を保護するため、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視したハード・ソフトの対策「防災公共」を推進する。

また、孤立環境に置かれた地区の住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図る。

第1. 防災公共の推進

- (1) 市は、防災公共推進計画に位置付けた最適な避難場所・避難経路を住民に周知する。
- (2) 県及び市は、防災公共推進計画に位置付けた施策について、効果が早期に発現されるよう、優先順位を考慮しながら実施するよう努める。また、その進捗状況を随時把握し、管理する。

さらに、住民等が参加する避難訓練等を防災関係機関と連携しながら実施することで避難経路・避難場所の設定が適切であるか確認するとともに、確認した結果として見直しが必要となった場合や、危険箇所の見直し等の状況の変化があった場合は、必要に応じて防災公共推進計画を修正する。

第2. 孤立集落の発生に備えた対策

- (1) 県、市及び防災関係機関は、孤立集落の発生に備えて、速やかに孤立状態の解消に資する活動ができるよう、平時から緊密に連携するとともに、訓練等の実施に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、孤立が想定される地域に係る取組について、地域住民の協力を得ながら、積極的に取り組むものとする。

青 森 市 地 域 防 災 計 画

【総則・災害予防計画編】

(平成 19 年 3 月 28 日作成)

(令和 7 年 3 月修正)

発 行	青森市防災会議
事務局	青森市総務部危機管理課
	〒030-8555
	青森県青森市中央一丁目 22-5
電 話	017-734-5059
FAX	017-734-5061
E-mail	kikikanri@city.aomori.aomori.jp